

第二次名取市地域福祉計画

(令和7(2025)年度～令和12(2030)年度)

市民が主役となり活躍する地域共生社会の実現を目指して

令和7年3月

名 取 市

は じ め に

本市では、『市民が主役となり活躍する地域共生社会の実現を目指して』を基本理念に、令和2年3月に「名取市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定し、地域福祉の推進に取り組んできました。

この間、本市においても、少子高齢化・核家族化の進行に加え、地域住民同士のつながりの希薄化、価値観・生活様式の多様化等により、ひきこもりや8050問題をはじめとする地域や家庭における課題は増加し、その内容も複雑化しております。

このたび策定した「第2次名取市地域福祉計画」では、これまでの基本理念を引き続き踏襲し地域福祉をさらに推進してまいります。また、複雑化・複合化した相談に対応するため、重層的支援体制整備事業に新たに取り組み、「誰もが自分らしく暮らせる共生のまち」の実現を目指します。

実現のためには、市民・地域・福祉事業者・関係団体・社会福祉協議会等様々な皆様と連携を図り、協働しながら取り組んでいく必要がありますので、今後とも皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました名取市地域福祉計画策定委員会の皆様をはじめ、各種調査にご協力いただきました多くの市民や関係団体の皆様に、心から感謝を申し上げます。

令和7年3月

名取市長 山 田 司 郎



目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 地域福祉とは	2
3. 地域共生社会の実現に向けて	4
4. 地域福祉に係る国等の動向	5
5. 計画が目指す地域福祉のイメージ	9
6. 地域福祉圏域の捉え方	10
7. 計画の位置付け	11
8. 関連計画との関係	12
9. 計画の期間	13
10. 計画の策定体制	14
第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題	15
1. 人口と世帯の状況	15
2. 要支援・要介護認定者の状況	21
3. 障がい者の手帳所持者の状況	23
4. 生活保護受給者の状況	27
5. 再犯者・非行等の状況	28
6. 市民調査の結果からみる状況	30
7. 団体調査の結果からみる状況	58
8. 地域福祉をめぐる課題	70
第3章 計画の基本的な考え方	71
1. 基本理念	71
2. 計画の基本目標	72
3. 施策の体系	73
第4章 地域福祉計画の展開	74
基本目標Ⅰ 市民が主体的に支え合うまちづくり	74
基本方針1 地域活動への積極的な参加に向けた意識づくり	74
基本方針2 活動の担い手、リーダーの発掘・育成	78
基本目標Ⅱ 地域の支え合いのしくみづくり	82
基本方針1 地域活動への支援	82
基本方針2 情報提供の充実	85
基本方針3 見守り支援の充実	87
基本目標Ⅲ 多様な主体の力を結集した協働・連携によるまちづくり	95
基本方針1 包括的な支援体制の構築	95
基本方針2 福祉サービスの適切な利用促進	103

基本方針３ 安全・安心の環境づくり	107
第５章 計画の推進と進行管理	112
１．多様な協働による計画の推進	112
２．計画の評価と見直し	114
３．計画の普及・啓発	114
資料編	115
１．名取市地域福祉計画策定委員会	115
２．名取市地域福祉計画策定連絡会議	117
３．計画の策定経過	119
４．用語集	120

※本文中の「市民」は、本市で暮らす住民や通勤・通学者、本市で活動する各種団体や事業者等を指します。

※本文中で使用している言葉の後ろに（※）を付けているものは、用語集に説明を掲載しています。

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

近年、地域福祉を取り巻く環境は、少子高齢化・核家族化の進行に加え、価値観や生活様式の多様化や、新型コロナウイルス感染症の流行の影響もあり、地域住民同士のつながりの希薄化や地域活動の担い手不足が顕在化しています。

本市の総人口は、近年増加傾向で推移し、令和5（2023）年度には79,665人となっていますが、内訳をみると国の動向と同様に出生数が低下し、少子高齢化が着実に進行しています。

こうした地域社会の変容により市民が抱える問題も複雑化・複合化しており、ひきこもり（※）、8050問題（※）、ダブルケア（※）、ヤングケアラー（※）といった従来の福祉制度だけでは十分に対応できないケースが増えています。

国においては、子どもから高齢者まで、出自や障がいの有無などに関わらず、すべての人々が一人ひとり生きがいを持ち、地域をともに創っていく「地域共生社会（※）」の実現を目指し、包括的な支援体制を構築することを目的に、重層的支援体制整備事業（7ページ参照）を創設しました。

本市では令和2（2020）年3月に名取市社会福祉協議会（※）とともに「名取市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定し、『市民が主役となり活躍する地域共生社会の実現を目指して』を基本理念に、地域福祉の推進に取り組んできました。

この度、計画期間の満了を迎え、この理念を踏襲しそれぞれの強みを活かしつつ互いに連携・協働しながら地域福祉のさらなる推進を図るものとし、本市では「第二次名取市地域福祉計画」、名取市社会福祉協議会では「第二次名取市地域福祉活動計画」をそれぞれに策定することとしました。

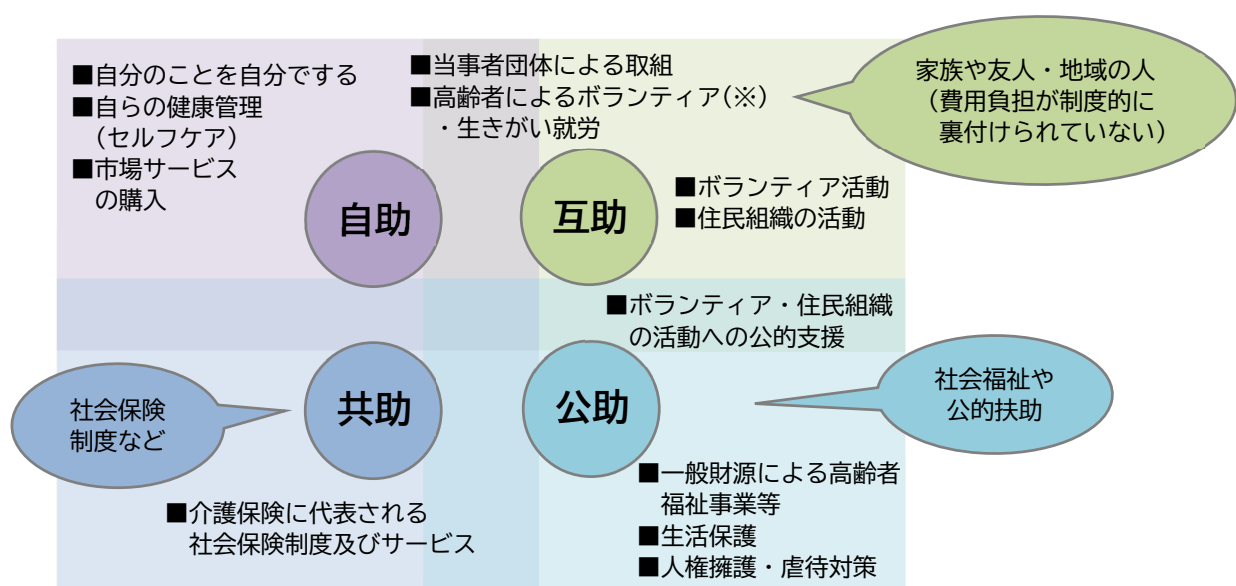
本計画では、引き続き「名取市成年後見制度（※）利用促進基本計画」、「再犯防止推進計画」を第一次計画から包含し、さらに重層的支援体制整備事業の体制を整備し、地域共生社会の実現を目指します。

2. 地域福祉とは

地域福祉とは、地域における様々な生活課題について、市民や地域の関係団体、福祉事業者、行政などが協力して、次の4つの助け合いの視点と役割で取り組んでいこうという考え方とされています。

日々の生活では自助を基本としながらも、それだけでは解決できない生活課題に対し、時に協力して取り組み、助け合うというものです。

【4つの助け合いの視点と役割】



出典：厚生労働省 平成 25（2013）年 3 月 地域包括ケア研究会報告書に基づき作成

「自助」：「自分のことは自分でする」ことに加え、自費で介護保険外のサービスを利用するなど自費による民間サービスの購入

「互助」：相互に支え合っているという意味では「共助」と共通であるが、費用負担が制度に裏付けられていない近隣の助け合いやボランティアなどで自発的なもの

「共助」：介護保険や医療保険のようなリスクを共有する仲間（被保険者）の負担で成り立つ社会保険制度やサービス

「公助」：法律や制度に基づき、行政機関などが提供する公的サービス

【参考】社会福祉法 ※一部抜粋

(地域福祉の推進)

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援（※）状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(福祉サービス提供の原則)

第5条 社会福祉を目的とする事業を営む者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようその事業の実施に努めなければならない。



3. 地域共生社会の実現に向けて

地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことをいいます。

国では、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進のビジョンとして3つのポイントを掲げており、本市も引き続き取り組んでいきます。

制度・分野の「縦割り」を超える

既存のサービスや支援は、それぞれの対象者向けのアプローチが基本であり、それは今後も必要ですが、現在人々が抱える困りごとや悩みごとが多様化していることから、これまでの制度やしくみだけでは対応が困難な事柄が増えてきています。

制度や分野にとらわれず、本人や世帯に対して、包括的な支援をしていく必要があります。

「支え手」「受け手」の関係を超える

各制度は、支援する側と支援を受ける側の役割がはっきりしていることが多いのですが、実際にはその役割が固定化されているわけではなく、場面に応じて変化することがあります。

様々な人との関わりの中で、自身の存在価値や生きがいを見出し、互いを気にかけて合い支え合う関係性をつくっていくことが大切です。

世代や分野を超えて人と人、人と資源がつながる

地域には、多世代、異なる背景の人々が暮らしています。人には得意なこと・不得意なことがあり、それぞれの得意なことを活かした「助け上手・助けられ上手」の関係づくりが必要不可欠です。

福祉分野以外の地域の課題についても、世代や分野を超えて、人と人、人と資源がつながる可能性があります。そうした幅広い分野と福祉をつなげて考えていくことも大切です。

4. 地域福祉に係る国等の動向

(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる令和7（2025）年を目標に、介護が必要な状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が一体的に提供される「地域包括ケアシステム（※）」の構築が進められてきました。

必要な支援を地域で包括的に提供し、地域で自立した生活を支援するという考え方は、高齢者のみならず、障がいのある方の地域生活への移行や、困難を抱える地域の子どもや子育て家庭に対する支援等にも通じています。

地域共生社会の実現に向けた「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制の整備を進め、地域包括ケアシステムの一層の深化・推進を図っていく必要があります。

(2) 生活困窮者自立支援制度と地域福祉施策との連携

平成25（2013）年12月に成立した「生活困窮者（※）自立支援法（※）」に基づき、「生活困窮者自立支援制度」が導入されました。この制度は、経済的課題だけではなく、本人の状況に応じた幅広い支援を行うこと、生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークの構築、社会資源の開発などを通じ、住民が「相互に支え合う」地域づくりを目指すこととしています。

生活困窮者自立支援制度は、地域福祉を拡充し、まちづくりを進めていく上でも重要な施策であることから、本市では地域福祉計画の中に位置付け、計画的に取り組みを進めております。

(3) 「全世代・全対象型地域包括支援体制」の構築

平成27（2015）年9月、国は、多機関・多分野協働による包括的な相談支援システムの構築と、高齢者、障がいのある方、児童等の福祉サービスを総合的に提供できるしくみを推進する「新しい地域包括支援体制」の構築を目指す内容を盛り込んだ、「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」を公表しました。

このビジョンでは、地域包括ケアシステムの構築や、生活困窮者自立支援制度の取り組みを進めるとともに、これらの概念の適用をさらに広げ、多様なニーズをすくい取る「全世代・全対象型地域包括支援体制」を構築していくことが示されています。

（４）社会福祉法の改正と地域共生社会の実現

平成28（2016）年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、地域共生社会の実現が提唱されました。地域共生社会の実現を確実なものにするため、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置され、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域の様々な人たちが役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現を目指すこととされました。

また、令和2（2020）年6月に改正された社会福祉法では、第4条に「地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない」と規定されるとともに、第6条には「国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努める」ことが盛り込まれ、「地域共生社会」の実現に向けて、より一層の努力が官民ともに求められています。

（５）成年後見制度の利用促進に向けた取り組み

成年後見制度は、認知症（※）、知的障がい、精神障がいなどにより、財産管理や日常生活等において権利擁護（※）支援を必要とする人を支えるための重要な手段ですが、十分に利用されていないことから、平成28（2016）年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されました。この法律では、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な計画を定めることとされ、平成29（2017）年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」が策定されました。

令和4（2022）年3月には、第一期基本計画における課題を踏まえ、尊厳ある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援を推進するため、第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4（2022）年度～令和8（2026）年度）が閣議決定されました。権利擁護支援の一環として成年後見制度の利用促進を図り、意思決定支援などの取り組みを推進するため、地域連携ネットワークの一層の充実等が求められています。

（６）再犯防止推進計画

平成28（2016）年12月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」により、市町村において再犯防止推進計画の策定に努めなければならないと定められました。

罪を犯した者の中には、安定した仕事や住居がない者、薬物やアルコール等への依存のある者、高齢で身寄りがない者など地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている者が多く存在するため、再犯を防止するためには、刑事司法手続のあらゆる段階で継続的にその社会復帰を支援することが必要であると考えられます。

令和5（2023）年3月、閣議決定された「第二次再犯防止推進計画」においては、市区町村の役割としては、保健医療・福祉等の各種行政サービスを必要とする犯罪をした者等、とりわけこれらのサービスへのアクセスが困難である者や複合的な課題を抱える者が、地域住民の一員として地域で安定して生活できるよう、地域住民に最も身近な基礎自治体として、適切にサービスを提供するよう努めること、立ち直りを決意した人を受け入れていくことができる地域社会づくりを担うことが期待されています。

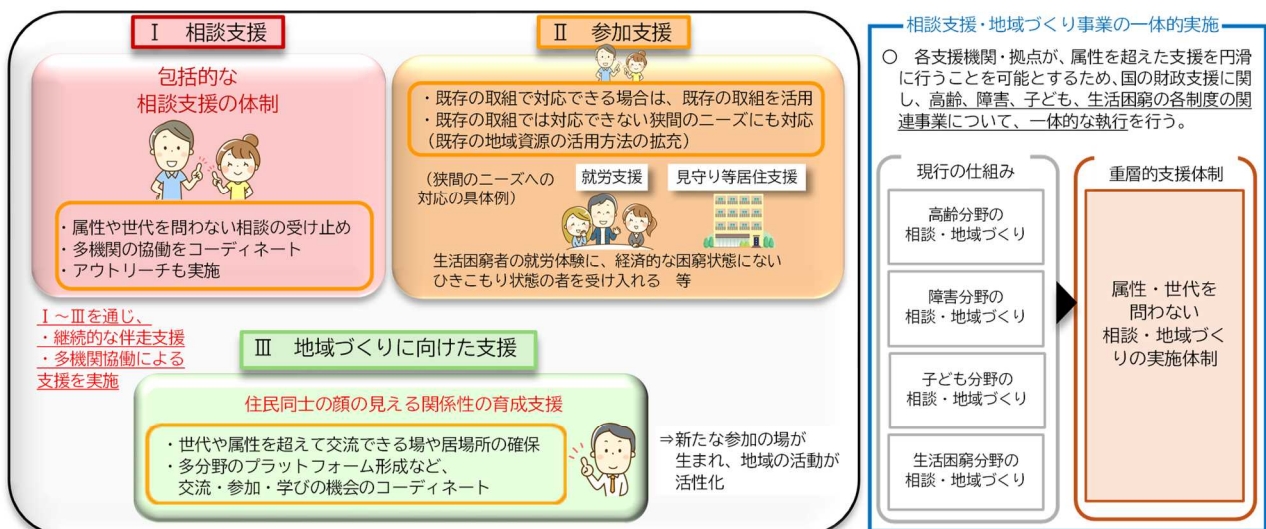
（7）重層的支援体制整備事業

令和3（2021）年4月に施行された「地域共生社会実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」により、地域共生社会の実現に向けて包括的な支援体制を構築することを目的に、重層的支援体制整備事業が創設されました。

重層的支援体制整備事業とは、地域共生社会を実現するための新たな取り組みの一つとして、市町村において、既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かし、子ども・障がい・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような“地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ”に対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するものです。市町村は、その責務を具体化し、地域福祉を推進する上での公的責任を明確にするために、地域の力と公的な支援体制が相まって、地域生活課題を解決するための重層的な支援体制の整備に努めることが規定されています。

【参考】重層的支援体制整備事業の全体像 イメージ

重層的支援体制整備事業の全体像



※ I～Ⅲの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。

（ア）狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する

（イ）地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づき生まれ、相談支援へ早期につながる

（ウ）災害時の円滑な対応にもつながる

出典：厚生労働省「相談支援包括化推進員等への支援と人材養成育成事業ブロック別研修資料」（令和3年1月）に基づき作成

【参考】社会福祉法 ※一部抜粋

第106条の3(包括的な支援体制の整備)

市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- 三 生活困窮者自立支援法第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

(以降、略)

第106条の4(重層的支援体制整備事業)

市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

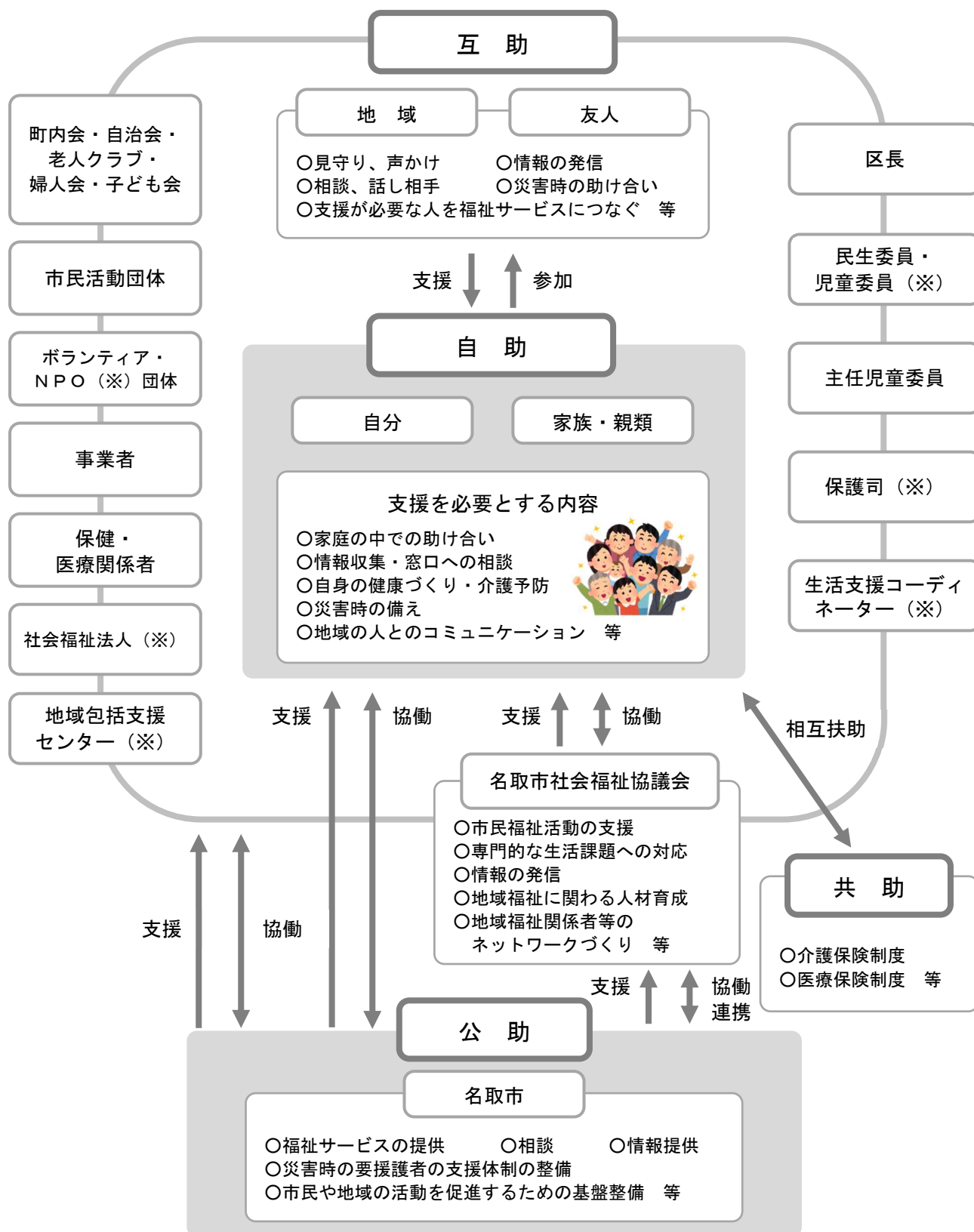
- 2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。(略)

(8) 孤独・孤立の問題への対策

令和6(2024)年4月、「孤独・孤立対策推進法」が施行され、「孤独・孤立に悩む人を誰一人取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との『つながり』が生まれる社会」を目指し、国や地方公共団体、当事者支援団体等の連携・協働の推進や、支援人材の育成・確保等が規定されました。

5. 計画が目指す地域福祉のイメージ

市民が抱える多様な生活課題の解決のために、最初は隣近所との交流や助け合いなどに始まり、さらに支援が必要な人については、地域の活動団体や福祉関係者、社会福祉協議会や本市へつないでいくようなしくみづくりができるまちづくりを目指します。



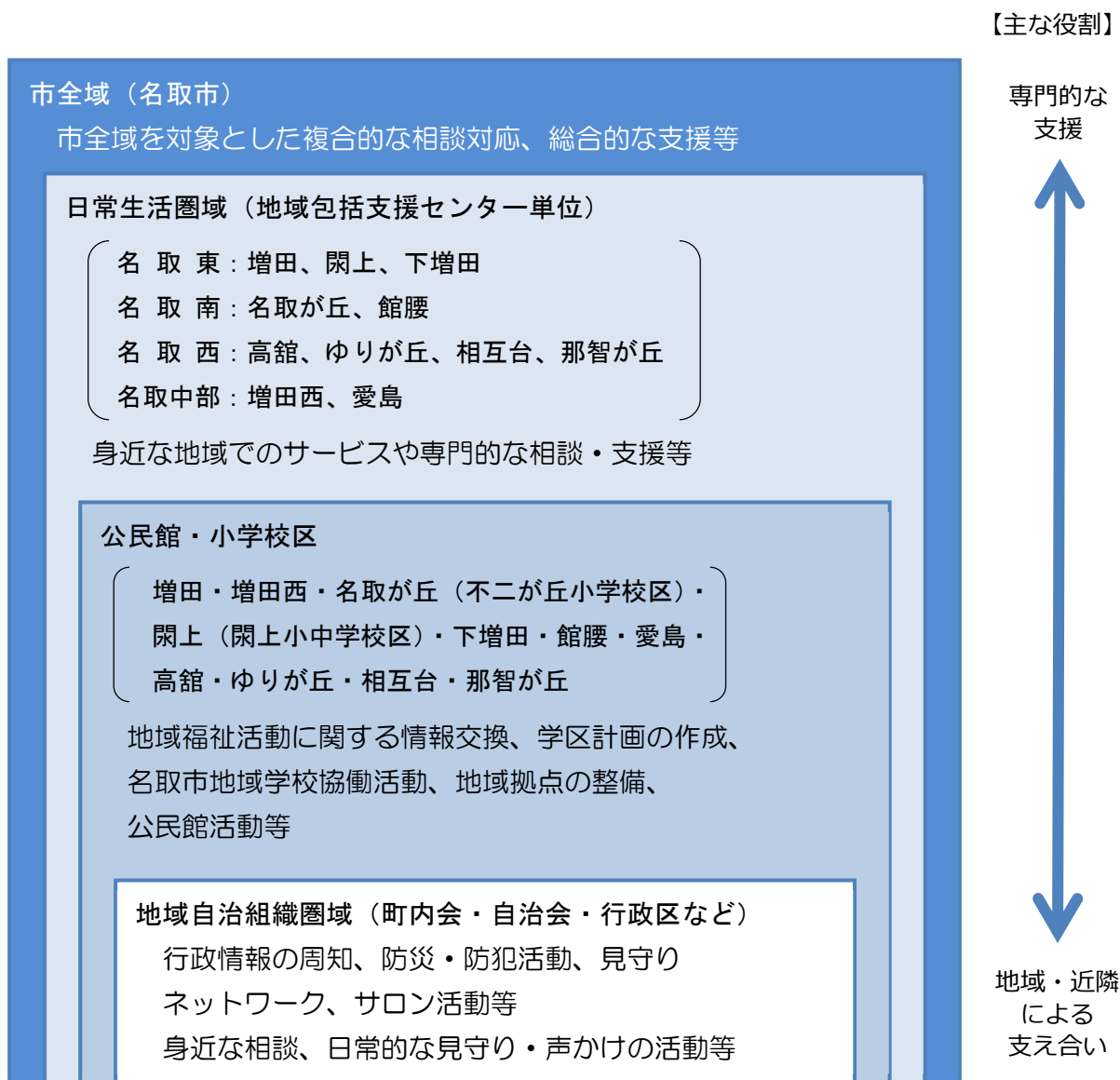
6. 地域福祉圏域の捉え方

本計画は、福祉の関連計画を踏まえて、行政が基本的なサービス提供や専門的・広域的な対応の範囲として本市全域を基本圏域として設定し施策を展開します。

本市の圏域は、多くの市民が助け合いの活動を行う地域の範囲として認識している町内会・自治会を最小の単位とする地域自治組織圏域、公民館区や小学校区といった地域活動圏域、介護や福祉基盤の整備の単位である日常生活圏域など、様々な捉え方があります。

重層的な圏域設定とすることにより、一人ひとりが抱える生活課題を段階的に共有し、様々な立場の人が相互に協力して課題の解決に取り組む協働のしくみづくりのさらなる推進を目指します。

【圏域のイメージ図】



※小学校区：閑上地区は閑上小中学校区となります。

7. 計画の位置付け

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、本市における「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するため、人と人とのつながりを基本として、地域の様々な福祉の課題を明らかにし、その解決に向けた取り組みを進め、「共に生きる地域社会づくり」を目指すための方向性を示す計画です。

【参考】社会福祉法 ※一部抜粋

第107条（市町村地域福祉計画）

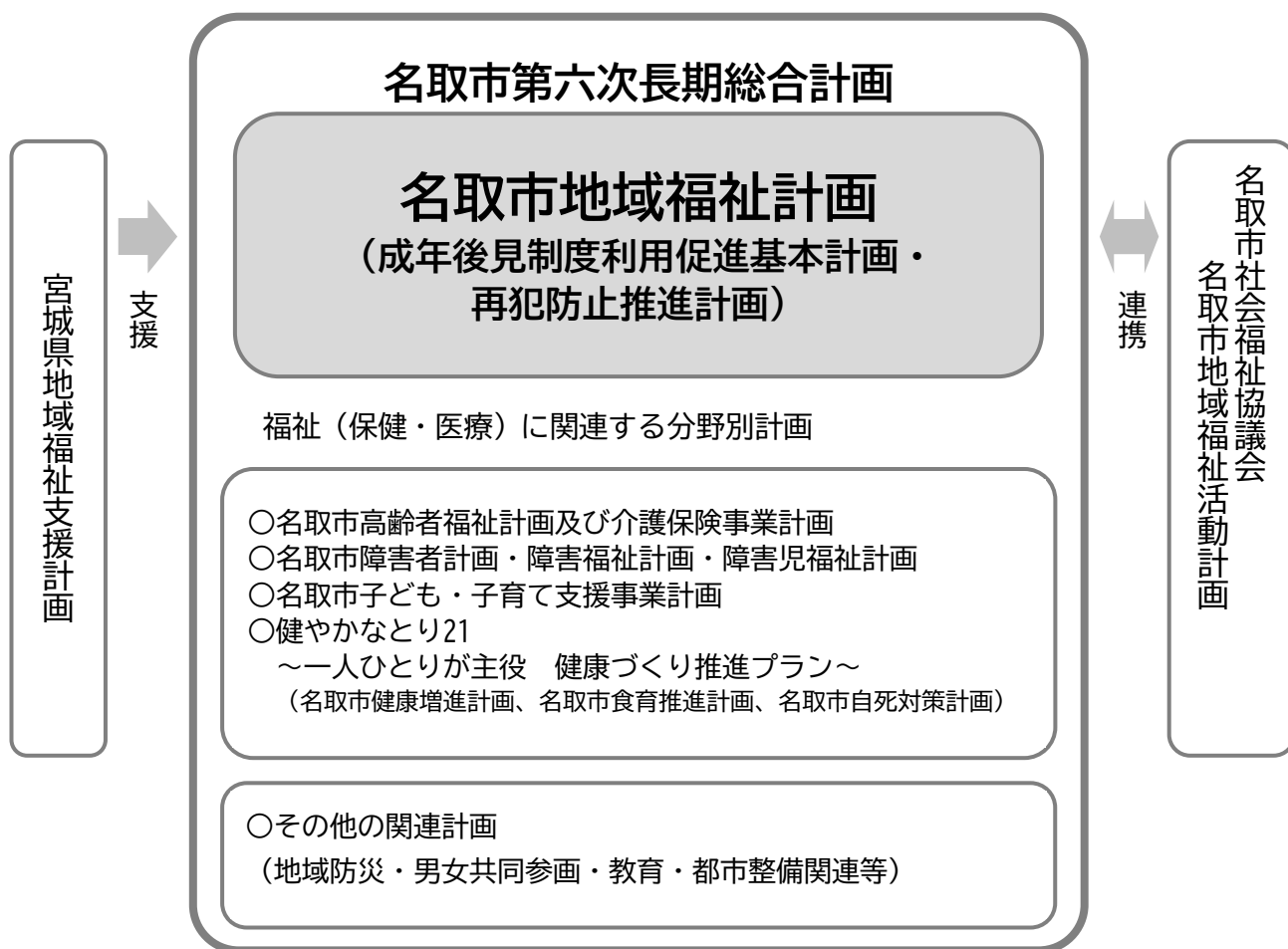
市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。



8. 関連計画との関係

本計画は、本市の最上位計画である「名取市第六次長期総合計画」と整合を図りつつ策定するもので、福祉分野における上位計画となるものです。本計画に、高齢者、障がい者、児童・子育て支援、生活困窮者支援、成年後見制度等の福祉に関して共通して取り組む事項を定めることで、関連する分野別計画との整合を図り、横のつながりを強化していけるように進めます。



【持続可能な開発目標（SDGs）の方向性を踏まえた取り組みの推進】

SDGs（エス・ディー・ジーズ）【持続可能な開発目標】とは、2010年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年の国連サミットで採択された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するため17のゴール、169のターゲットから構成されています。

本市の最上位計画である「名取市第六次長期総合計画」においても、まちづくりの方向性にSDGsを踏まえた取り組みを展開しており、本計画を推進することによって、SDGsが定める17の目標の達成に貢献することになります。

9. 計画の期間

計画の期間は、令和7（2025）年度から令和12（2030）年度までの6年間となります。

計画／年度	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14	2033 R15	2034 R16	2035 R17
名取市長期総合計画	第六次						第七次				
名取市地域福祉計画	第二次						第三次				
名取市高齢者福祉計画及び 介護保険事業計画	第9期	第10期				第11期	第12期				
名取市障害者計画	第3次	第4次						第5次			
名取市障害福祉計画・ 名取市障害児福祉計画	第7期 第3期	第8期 第4期				第9期 第5期	第10期 第6期				
名取市子ども・ 子育て支援事業計画	第3期					第4期					第5期
健やかなとり21 ～一人ひとりが主役 健康づくり推進プラン～											
名取市健康増進計画	第3次										
名取市食育推進計画	第4次										
名取市自死対策計画	第2次										

10. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、市民のほか、学識経験者、保健医療、福祉等関係者、地域活動団体等を加えた名取市地域福祉計画策定委員会を設置し、市民や地域、団体の取り組みなど、各種福祉制度について、市民や専門家と協議する機会を設けるとともに、市民及び福祉に関わる団体を対象としたアンケート調査を実施し、市民や関係者の声を計画に反映できるよう努めてきました。

庁内では主に課長級で構成する名取市地域福祉計画策定連絡会議を設置し、計画の策定に向けた協議を進めてきました。

また、幅広く市民の方よりご意見をいただくため、令和7（2025）年1月6日～1月27日に本計画の素案を本市ホームページや担当課の窓口等で公開し、パブリックコメント（市民からの意見の募集）を行い、意見の把握に努めました。



第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

1. 人口と世帯の状況

(1) 総人口と年齢3区分別人口

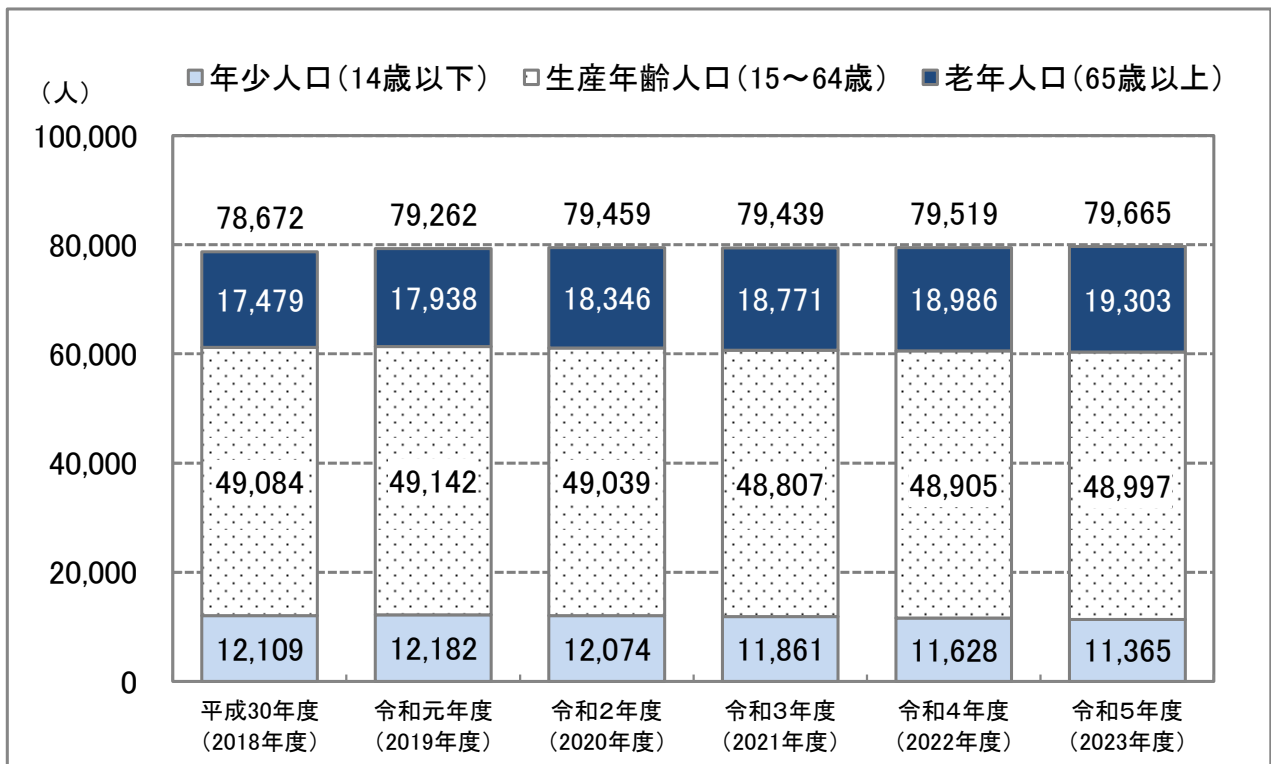
本市の総人口は、増加傾向で推移しており、令和5（2023）年度には79,665人と平成30（2018）年度の78,672人より993人増加しています。

年齢3区分別でみると、令和5（2023）年度には平成30（2018）年度に比べて、年少人口は744人減、生産年齢人口は87人減、老年人口は1,824人増と、少子高齢化が進行しています。

18歳未満の児童人口は減少傾向にあり、高齢化率（※）は、令和5（2023）年度には24.2%と平成30（2018）年度の22.2%より2.0ポイント上回っています。

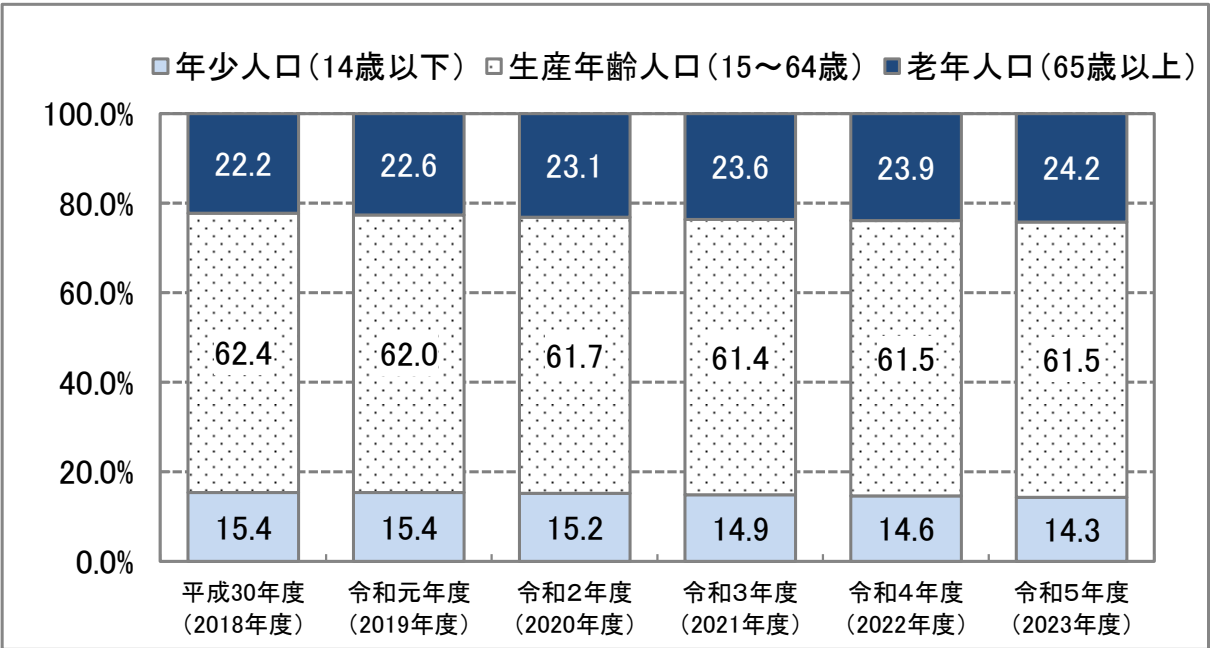
高齢化率を宮城県平均と比較すると、本市は県より低い状況で推移しています。

【年齢3区分別人口の推移】



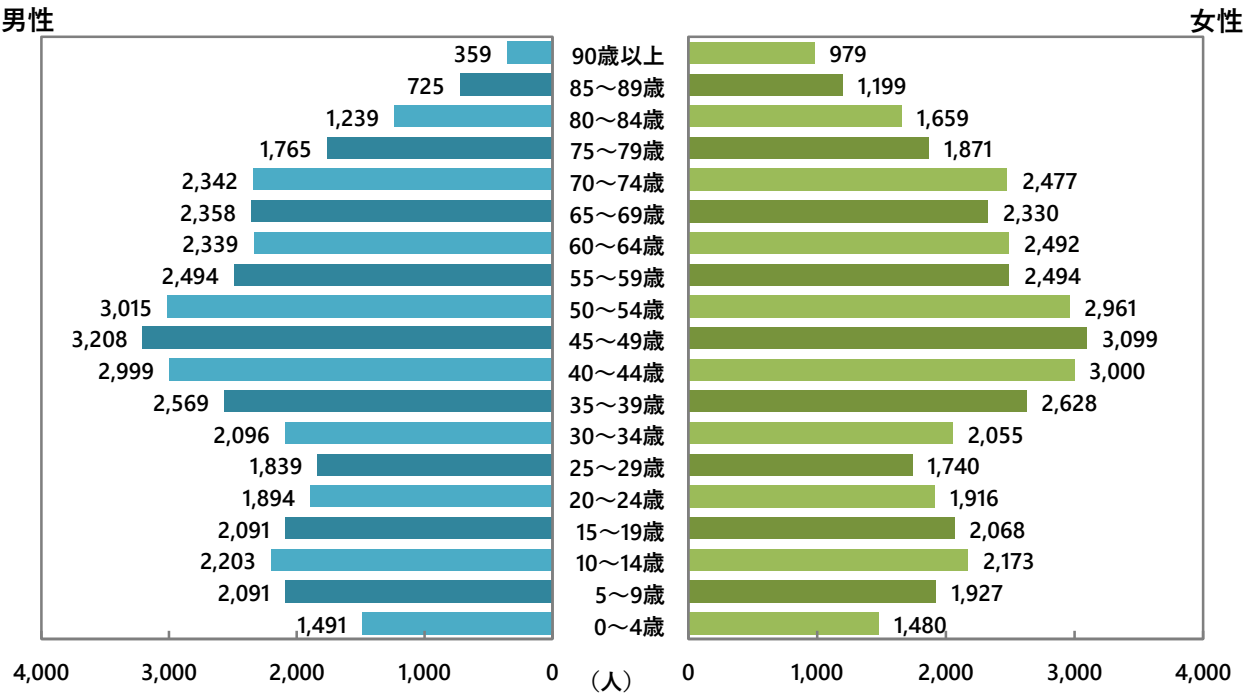
資料：住民基本台帳（各年度3月末現在）

【年齢3区分別人口割合の推移】



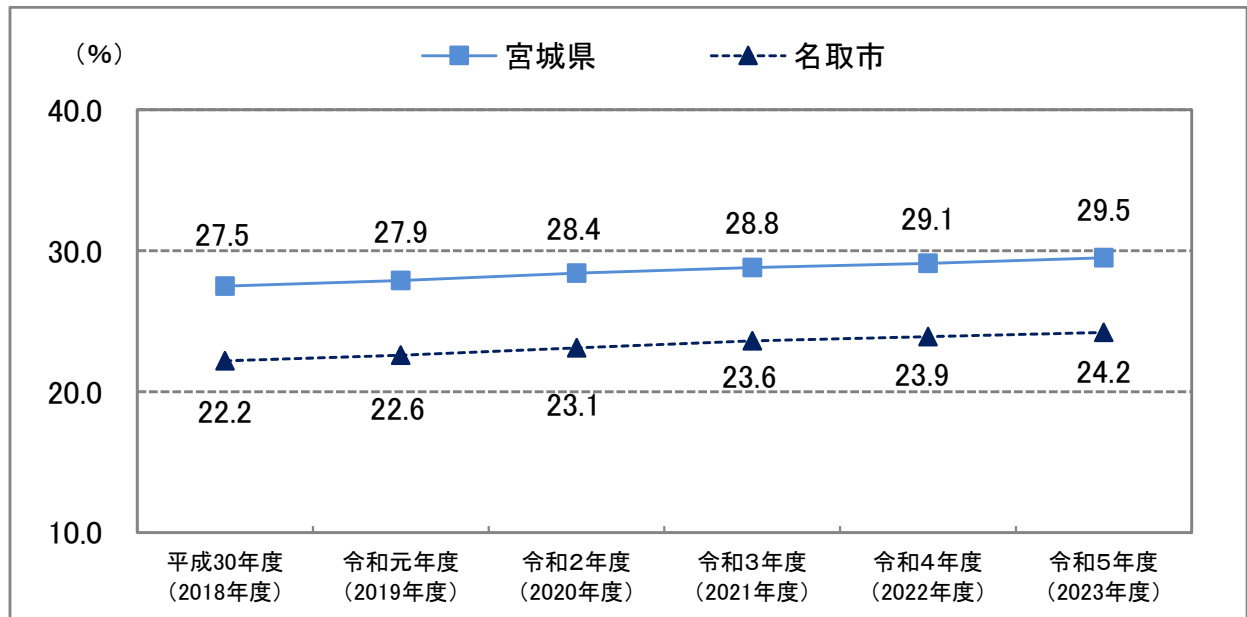
資料：住民基本台帳（各年度3月末現在）

【人口構造】



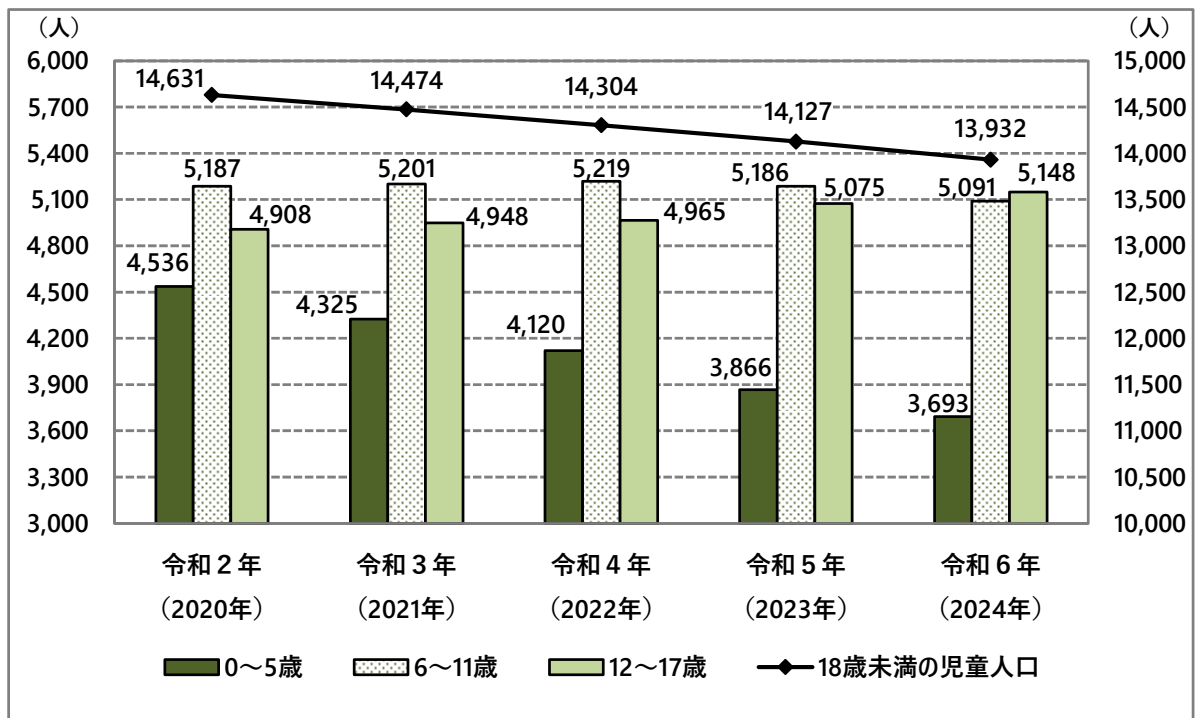
資料：住民基本台帳（令和6（2024）年3月末現在）

【高齢化率の推移】



資料：（宮城県）宮城県高齢者人口調査（各年度3月末現在）
（名取市）住民基本台帳（各年度3月末現在）

【18歳未満の児童人口の推移】

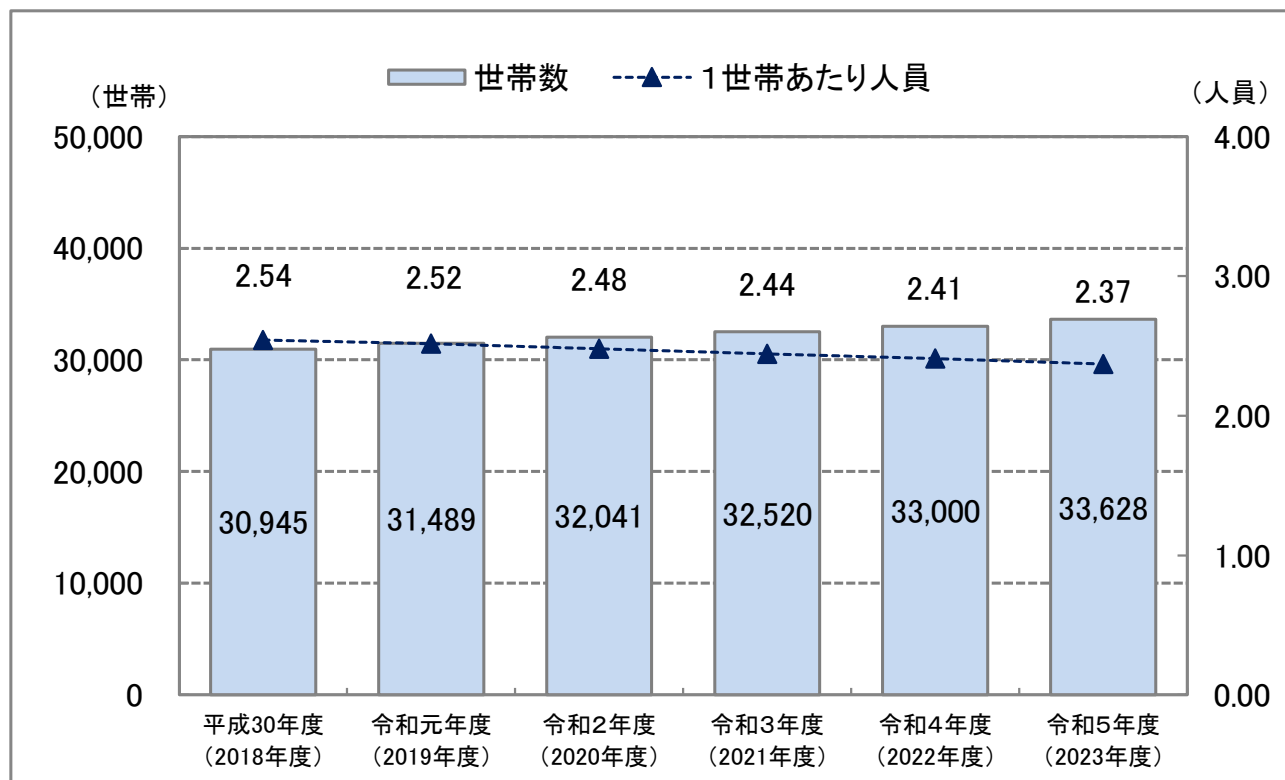


資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

(2) 世帯の状況

世帯数は、令和5（2023）年度には33,628世帯と平成30（2018）年度の30,945世帯より2,683世帯増加していますが、1世帯あたり人員は2.54人から2.37人へと減少し、核家族化が進行しています。

【世帯数と1世帯あたり人員の推移】



資料：住民基本台帳（各年度3月末現在）

(3) 高齢者と子どものいる世帯の状況

65歳以上の高齢者がいる世帯は増加が続き、令和2（2020）年には11,244世帯と平成17（2005）年の7,706世帯より3,538世帯増加しています。そのうち単独世帯は平成17（2005）年より1,185世帯増の2,096世帯、高齢夫婦のみ世帯は1,359世帯増の3,007世帯となっています。

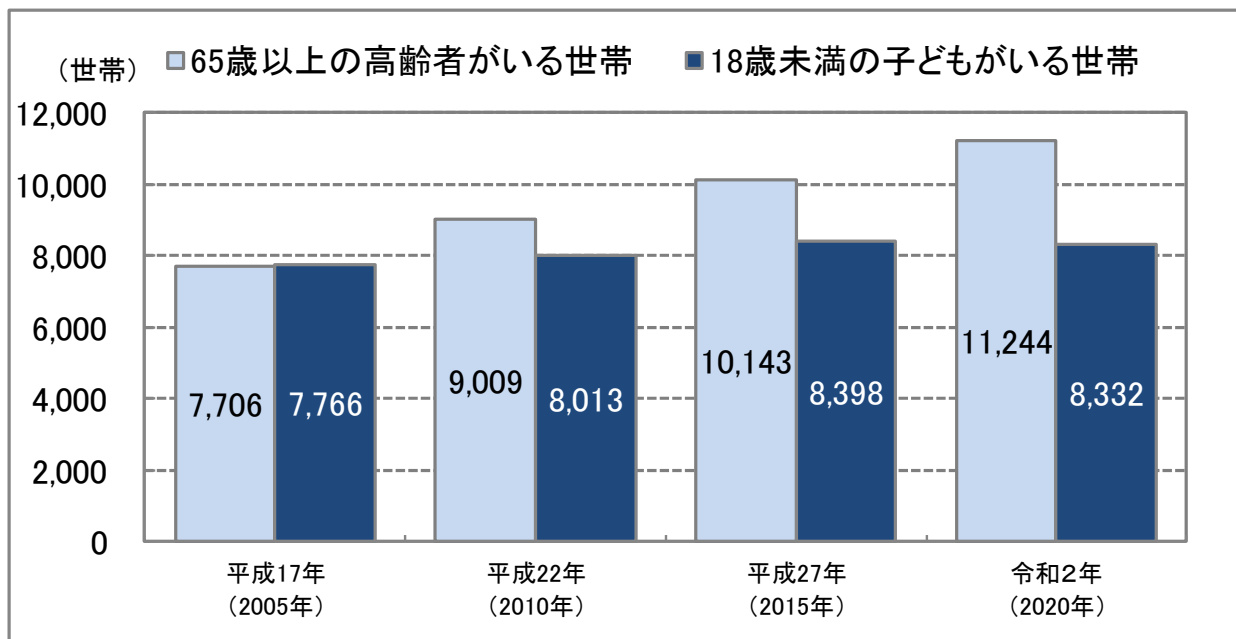
18歳未満の子どもがいる世帯は、令和2（2020）年には8,332世帯と平成17（2005）年の7,766世帯より566世帯増加していますが、令和2（2020）年には減少に転じ、母子・父子世帯も増加傾向にあり、世帯構造の変化により手助けを必要とする世帯が増えています。

【高齢者と子どもがいる世帯の推移】

(世帯)

	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
一般世帯総数	22,408	25,092	27,488	29,674
65歳以上の高齢者がいる世帯	7,706	9,009	10,143	11,244
単独世帯	911	1,310	1,774	2,096
高齢夫婦のみ世帯※	1,648	2,098	2,498	3,007
18歳未満の子どもがいる世帯	7,766	8,013	8,398	8,332
母子世帯	305	375	311	377
父子世帯	37	49	37	51

※高齢夫婦のみ世帯：夫65歳以上妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(4) 人口動態（自然動態・社会動態）

令和5（2023）年の自然動態では、出生者数が554人、死亡者数は792人、自然増は△238人、社会動態では、転入者数が3,624人、転出者数は3,296人、社会増は328人となっており、人口増加は鈍化しています。

【自然動態・社会動態の状況】

(人)

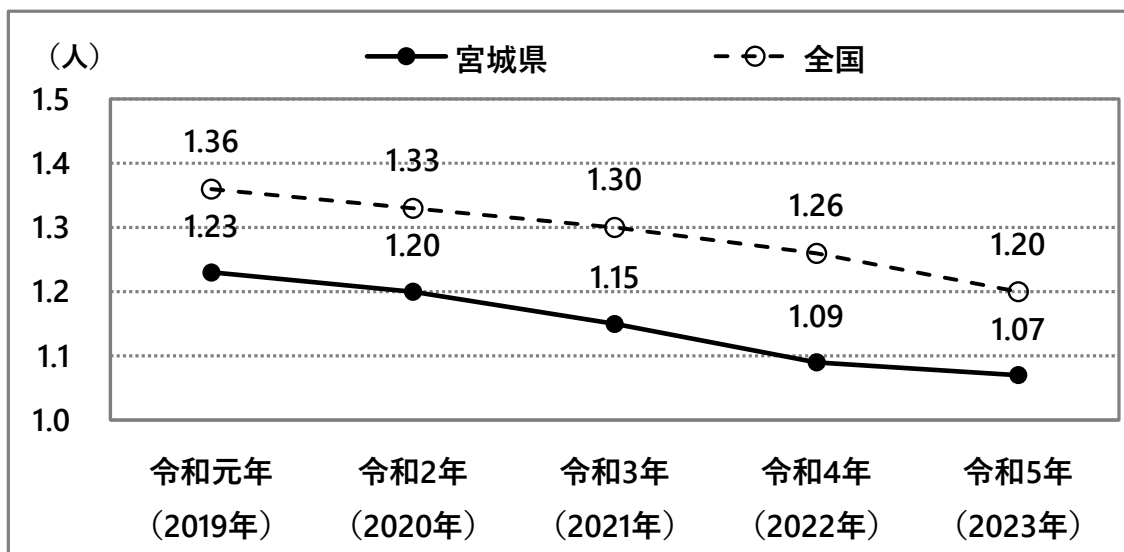
		平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
自然 動態	出生	599	631	599	600	513	554
	死亡	660	640	674	664	753	792
	増減	△ 61	△ 9	△ 75	△ 64	△ 240	△ 238
社会 動態	転入	3,915	4,159	3,844	3,390	3,706	3,624
	転出	3,770	3,496	3,311	3,477	3,340	3,296
	増減	145	663	533	△ 87	366	328
人口増加		84	654	458	△ 151	126	90

資料：名取市統計書（各年12月末現在）

(5) 合計特殊出生率の推移

1人の女性が生涯産むと推定される子どもの数を示す合計特殊出生率は、宮城県の場合は全国よりも約0.1以上低い値で推移しています。全国、宮城県ともに低下傾向にあり、人口維持が可能とされる2.07を下回っています。

【合計特殊出生率の推移】



資料：厚生労働省、宮城県人口動態統計の概況

2. 要支援・要介護認定者の状況

(1) 要支援・要介護認定者数

令和5（2023）年度の要支援・要介護認定者（※）数は、3,640人と平成30（2018）年度の3,123人より517人増加しています。

要介護度別では、要支援2以外は増加し、特に増加が顕著なのは要支援1（159人増）と要介護1（156人増）となっています。

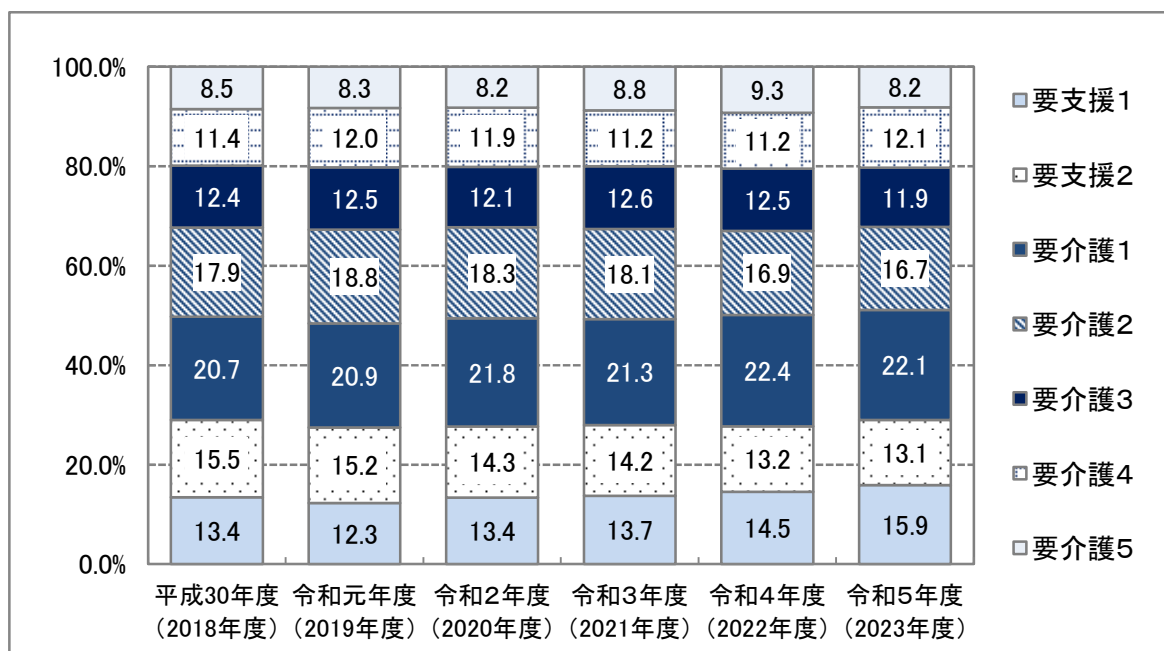
要介護度別の割合でみると、要支援1～要介護1の軽度が51.1%と最も多く、要介護2～要介護3の中度は28.6%、要介護4～要介護5の重度は20.3%となっています。

【要支援・要介護認定者数の推移】

（人）

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
認定者数	3,123 (82)	3,235 (74)	3,339 (80)	3,472 (73)	3,527 (81)	3,640 (76)
要支援1	420 (9)	397 (7)	447 (7)	477 (4)	512 (8)	579 (8)
要支援2	485 (17)	492 (13)	477 (13)	493 (13)	466 (14)	476 (17)
要介護1	648 (12)	677 (14)	727 (2)	739 (9)	790 (5)	804 (7)
要介護2	560 (15)	609 (17)	610 (21)	630 (13)	595 (13)	609 (11)
要介護3	388 (8)	404 (5)	405 (11)	439 (9)	441 (12)	432 (15)
要介護4	356 (11)	387 (13)	399 (17)	388 (13)	396 (14)	442 (9)
要介護5	266 (10)	269 (5)	274 (9)	306 (12)	327 (15)	298 (9)

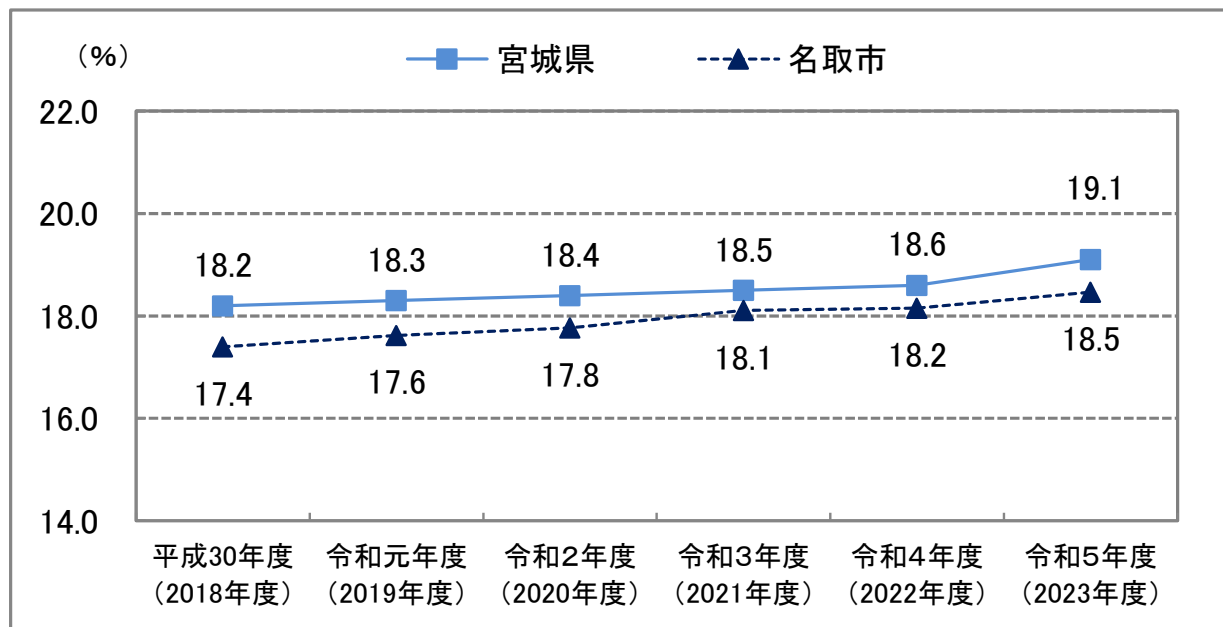
※（ ）は、うち第2号被保険者



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」（各年度3月末現在）
ただし年報が公表されていない令和5年度は月報（暫定版）令和6年3月末

要支援・要介護認定率を宮城県平均と比較すると、本市は県を上回ることがない水準で推移していますが上昇傾向にあります。

【要支援・要介護認定率の推移】



※要支援・要介護認定率：要支援・要介護認定者数（第1号被保険者のみ）÷65歳以上人口

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」（各年度3月末現在）

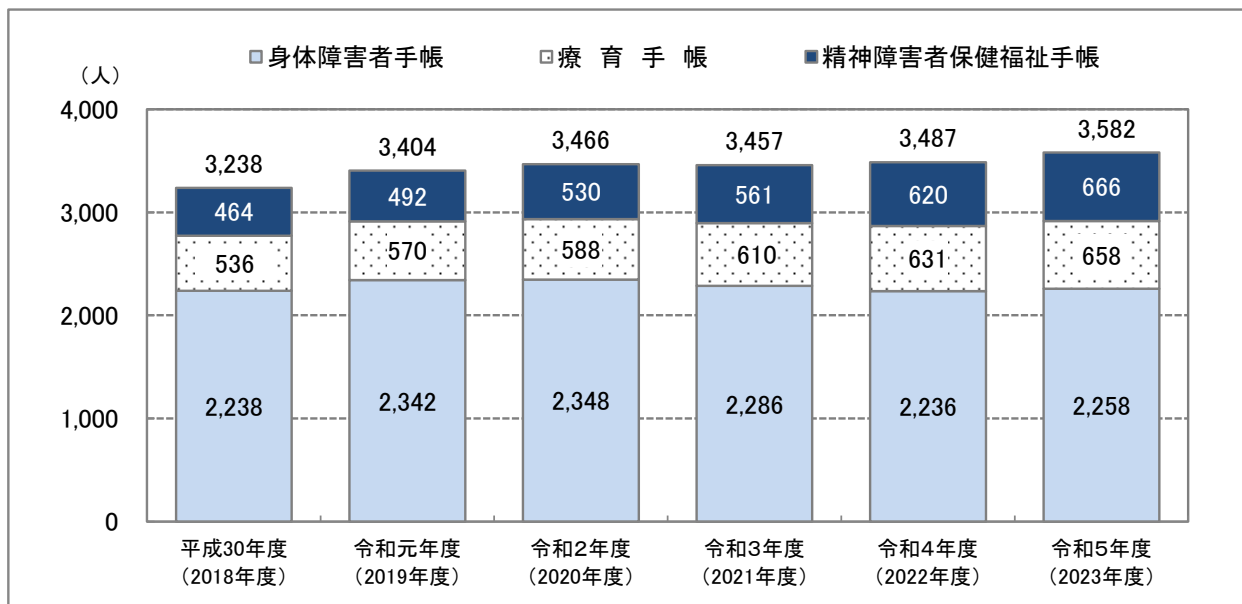
ただし年報が公表されていない令和5年度は月報（暫定版）令和6年3月末

3. 障がい者の手帳所持者の状況

(1) 障がい者の手帳所持者の状況

令和5（2023）年度の障害者手帳所持者数は、3,582人（身体：2,258人、療育：658人、精神：666人）と平成30（2018）年度より344人増加しています。療育手帳（※）及び精神障害者保健福祉手帳（※）所持者は毎年増加していますが、身体障害者手帳（※）はほぼ横ばいとなっています。

【障がい者数の推移】



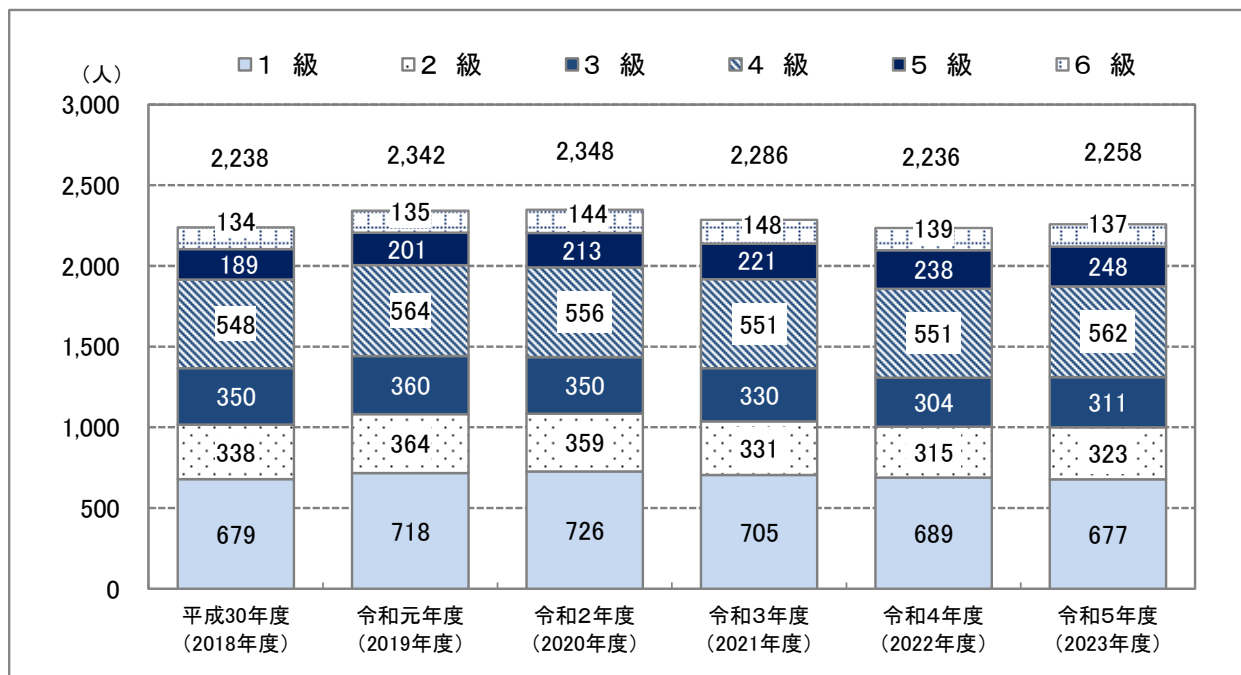
資料：なとりの福祉（名取市社会福祉事務所）（各年度3月末現在）

(2) 身体障がい者の状況

令和5（2023）年度の身体障害者手帳所持者数は2,258人と平成30（2018）年度より20人増加しています。

等級別でみると、増加しているのは4級（14人増）、5級（59人増）、6級（3人増）、減少しているのは1級（2人減）、2級（15人減）、3級（39人減）となっています。

【身体障がい者数の推移】



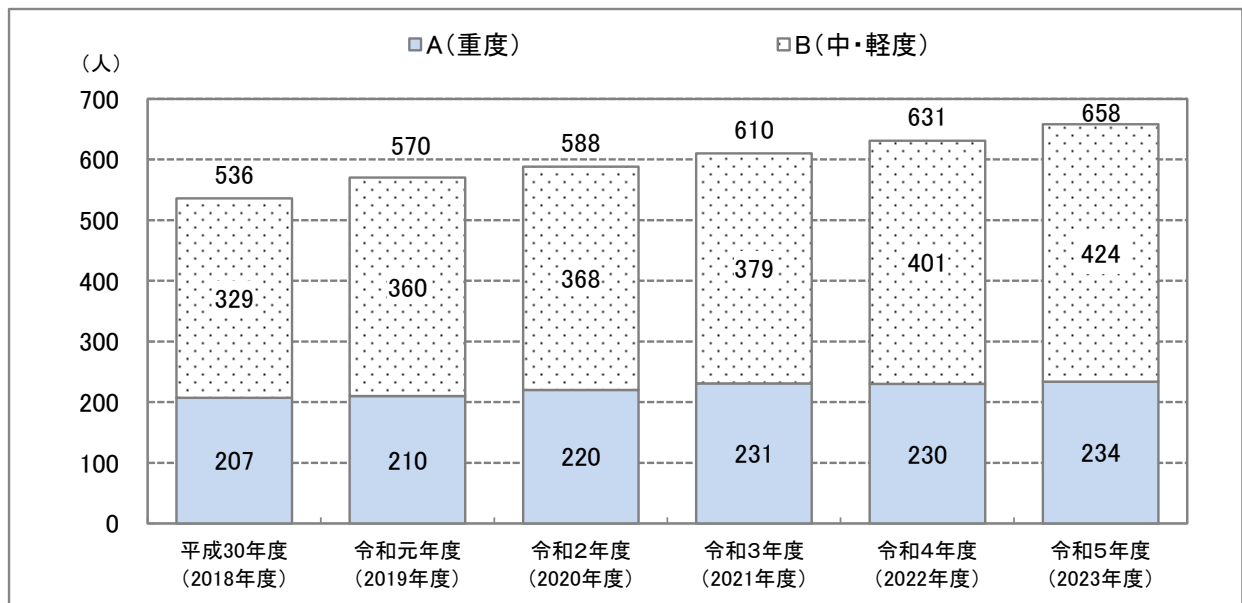
資料：なとりの福祉（名取市社会福祉事務所）（各年度3月末現在）

(3) 知的障がい者の状況

令和5（2023）年度の療育手帳所持者数は658人と平成30（2018）年度より122人増加しています。

程度別でみると、いずれの程度でも増加傾向にあり、A（重度）は、令和5（2023）年度が234人と平成30（2018）年度より27人増加、B（中・軽度）は424人と95人増加しています。

【療育手帳所持者数の推移】



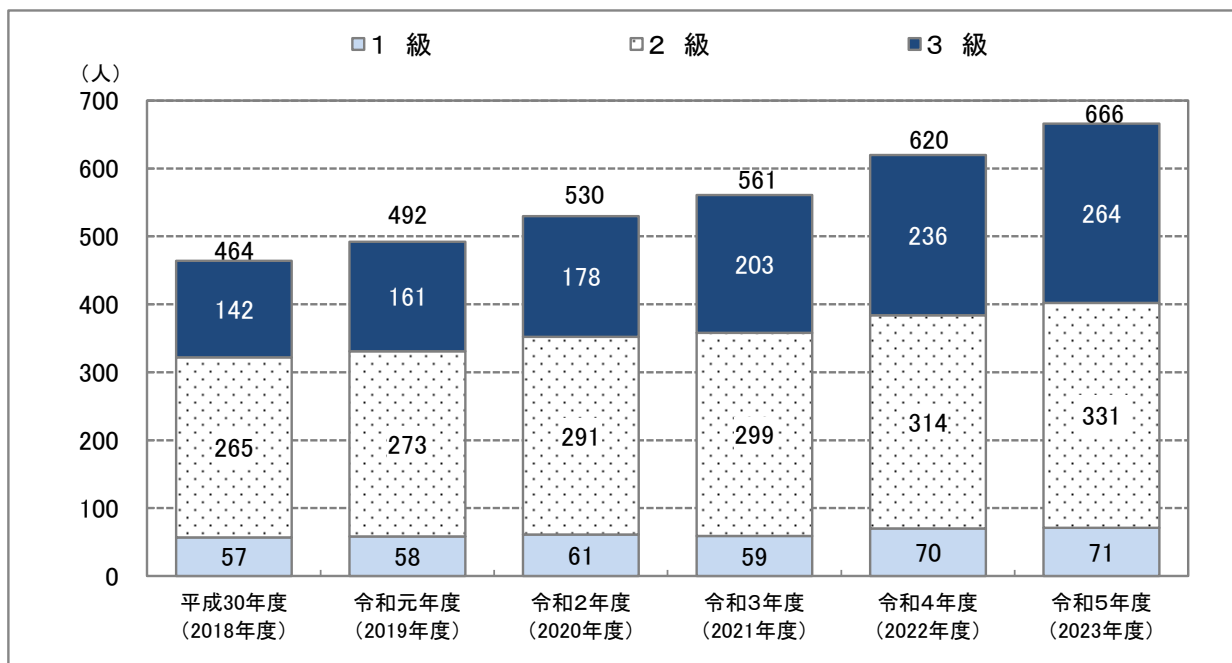
資料：なとりの福祉（名取市社会福祉事務所）（各年度3月末現在）

（４）精神障がい者の状況

令和５（２０２３）年度の精神障害者保健福祉手帳所持者数は６６６人と平成３０（２０１８）年度より２０２人増加しています。

等級別でみると、いずれの等級も増加傾向となっており、特に３級は２６４人と平成３０（２０１８）年度より１２２人増加しています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】



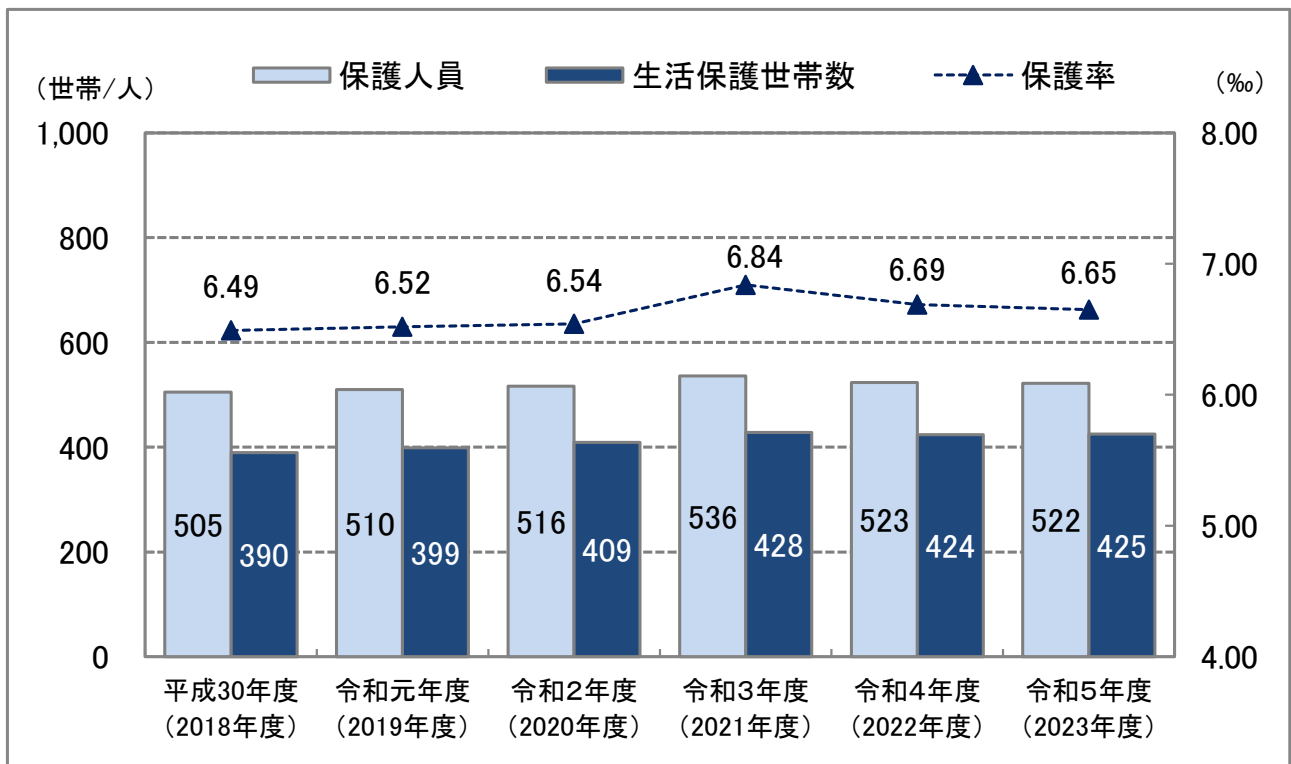
資料：なとりの福祉（名取市社会福祉事務所）（各年度３月末現在）

4. 生活保護受給者の状況

(1) 生活保護受給者の状況

令和5（2023）年度の生活保護人員は522人と平成30（2018）年度より17人増加、さらに生活保護世帯数は390世帯から425世帯、保護率は6.49‰（パーミル）※から6.65‰（パーミル）へと増加傾向となっています。

【生活保護受給者の状況】



※保護率（千分率‰：パーミル）：1000分の1を1とする単位

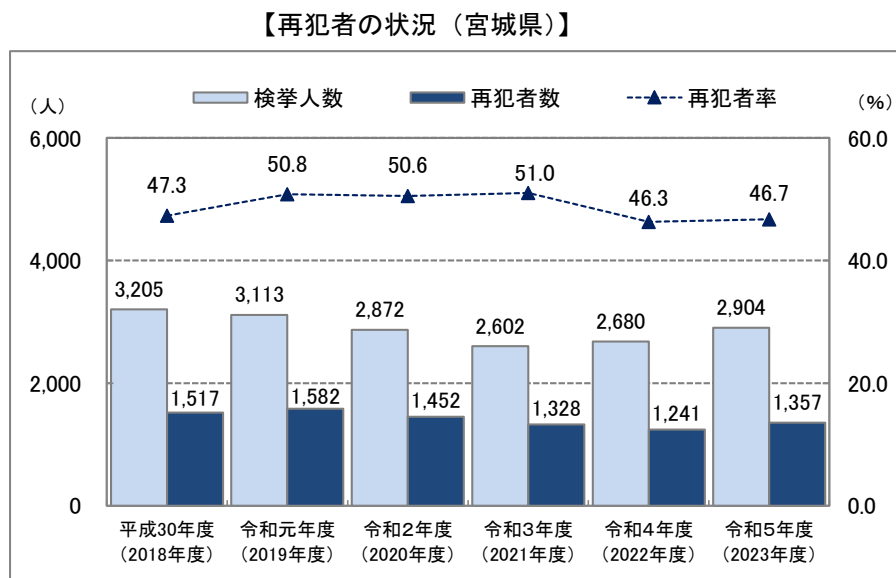
：住民基本台帳人口に占める生活保護人員の割合

資料：なとりの福祉（名取市社会福祉事務所）（年度別月平均値）

5. 再犯者・非行等の状況

(1) 再犯者の状況（宮城県）

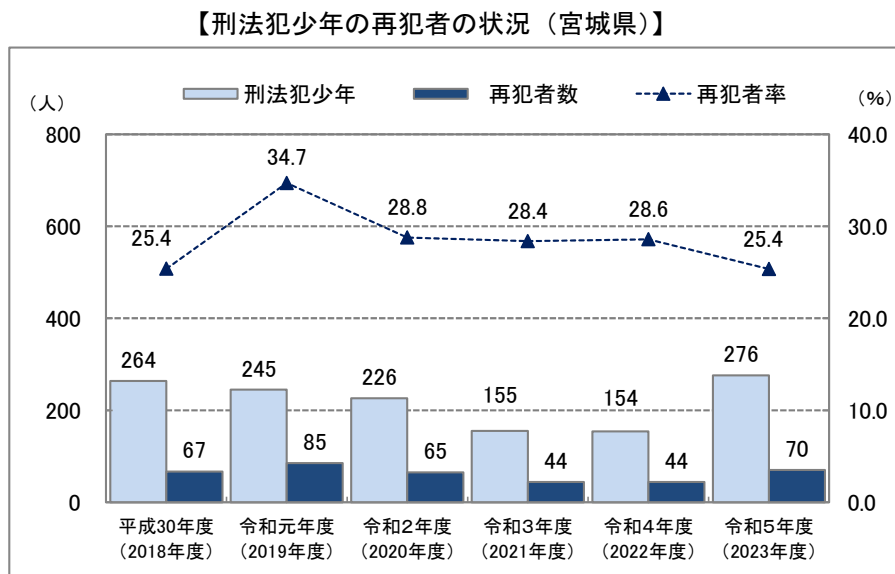
宮城県の再犯者の状況は減少傾向にあり、令和5（2023）年度の再犯者数は1,357人と、平成30（2018）年度より160人減少、再犯者率は46.7%と0.6ポイント減となっています。



資料：宮城県再犯防止推進計画

(2) 刑法犯少年の再犯者の状況（宮城県）

宮城県の刑法犯少年の再犯者の状況は年度により変動がありますが、令和5（2023）年度の再犯者数は70人と、平成30（2018）年度より3人増加、再犯者率は25.4%と横ばいとなっています。



資料：オープンデータみやぎ（県警関係）（少年課）

(3) 家庭児童相談の相談実績のうちの非行の種類

本市の家庭児童相談の相談実績のうちの非行の種類は、2～3件となっていますが、令和元（2019）年度以降すべての年度で「暴力」が該当しています。

【家庭児童相談の相談実績のうちの非行の種類】

(件)

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
盗み(万引)	0	0	0	0	0	0
浮浪	0	0	0	0	1	0
夜遊び(盛り場はいかい)	0	0	0	0	0	0
暴力	0	3	3	2	1	2
不純交遊	0	0	0	1	0	2
家出	0	0	0	0	0	0
無免許運転	0	0	0	0	0	0
喫煙・飲酒	0	0	0	0	0	0
シンナー・ボンド遊び	0	0	0	0	0	0
ゆすり・たかり	0	0	0	0	0	0
計	0	3	3	3	2	4

資料：なとりの福祉（名取市社会福祉事務所）

6. 市民調査の結果からみる状況

(1) 調査概要

調査対象	名取市内に居住する18歳以上の男女2,000人
抽出方法	無作為抽出
調査方法	郵送配付－郵送回収・WEB回収
調査期間	令和6(2024)年1月19日～令和6(2024)年2月2日 (令和6(2024)年2月20日までの回収票を有効とした)
企画実施	名取市 健康福祉部 社会福祉課
回収結果	有効回収数 939人(47.0%) 郵送回収691人(74.0%)、WEB 回収248人(26.0%)

(2) 調査結果の見方

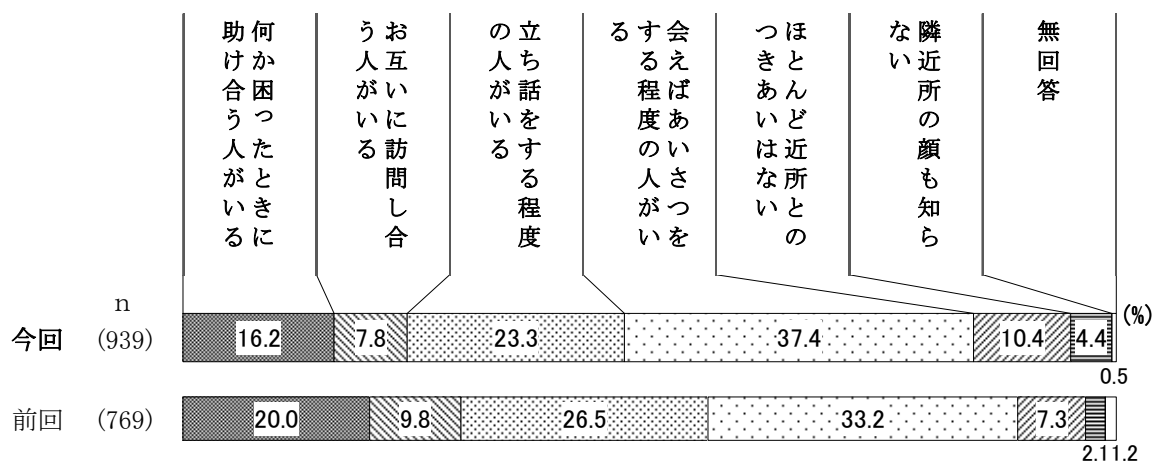
- ◆ 調査数(n=Number of cases)とは、回答者総数あるいは分類別の回答者数のことです。
- ◆ 回答の構成比は百分率であらわし、小数点第2位を四捨五入して算出しています。そのため比率の合計が100%を上下する場合があります。
- ◆ 回答者が2つ以上の回答をすることができる多肢選択式の質問においては、すべての選択肢の比率を合計すると100%を超えます。
- ◆ 調査票における設問及び選択肢の語句等を一部簡略化している場合があります。
- ◆ 本文中の「前回」または「前回調査」は平成30年度調査のことを指します。

(3) 近所づきあいについて

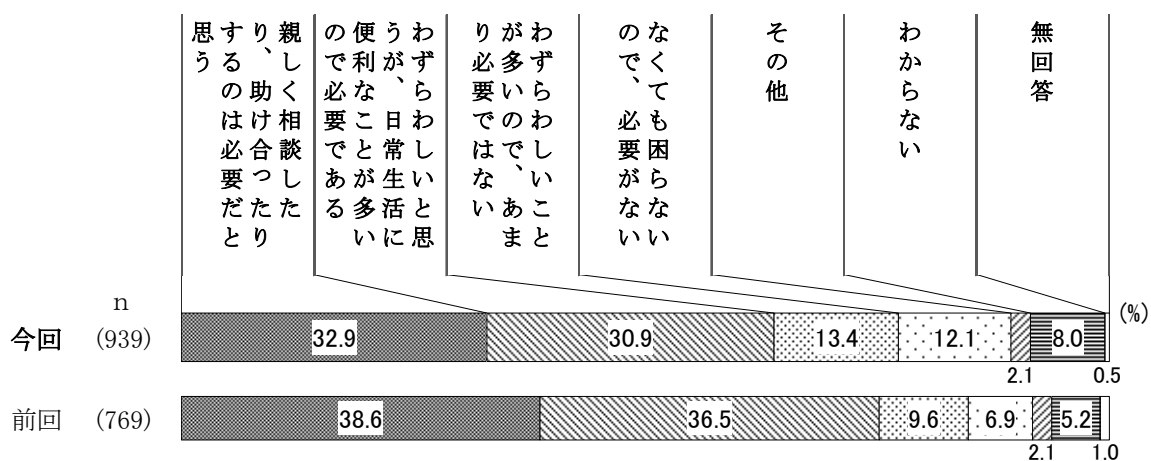
近所づきあいの程度については、「会えばあいさつをする程度の人がいる」が37.4%と最も多く、次に「立ち話をする程度の人がいる」が23.3%であり、親密なつきあいをしている人は、「何か困ったときに助け合う人がある」の16.2%、「お互いに訪問し合う人がある」の7.8%をあわせ、24.0%（前回29.8%、減少）となっています。

その一方で、近所づきあいの利点を感じている人は、「親しく相談したり、助け合ったりするのは必要だと思う」(32.9%)と、「わずらわしいと思うが、日常生活に便利なおことが多いため必要である」(30.9%)をあわせ、63.8%（前回75.1%、減少）となっています。

【近所づきあいの程度】



【近所づきあいの考え方】



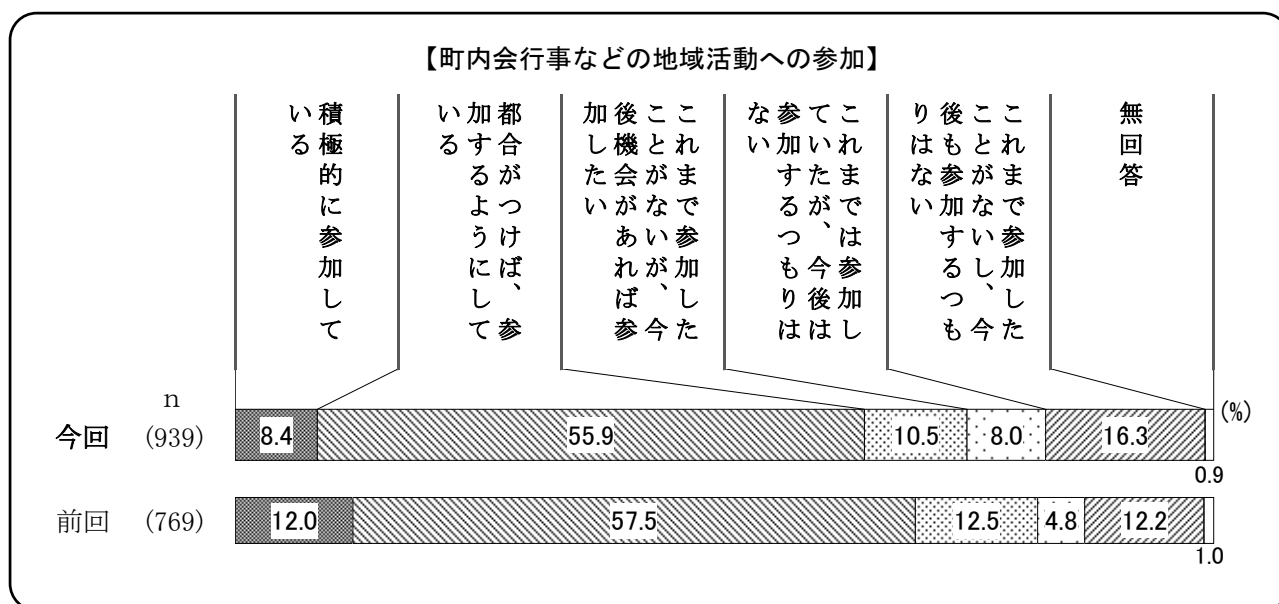
(4) 地域活動への参加について

町内会行事などの地域活動への参加については、「積極的に参加している」は8.4%（前回12.0%、減少）、「都合がつけば、参加するようにしている」は55.9%（前回57.5%、減少）と、参加者の割合は前回に比べて減少しています。

年齢（6区分）別にみると、おおむね年代が上がるほど「積極的に参加している」が多く、70代以上では16.0%となっています。

一方、10代～20代、30代では「これまで参加したことがないし、今後も参加するつもりはない」が30%台とほかの年代に比べてやや多くなっています。

なお、10代～20代では「これまで参加したことがないが、今後機会があれば参加したい」が23.3%とほかの年代に比べてやや多くなっています。



【町内会行事などの地域活動への参加／年齢（6区分）別】

今回

	調査数	積極的に参加している	都合がつけば、参加するようにしている	これまで参加したことがないが、今後機会があれば参加したい	これまでは参加していたが、今後は参加するつもりはない	これまで参加したことがないし、今後も参加するつもりはない	無回答
上段：実数 下段：%							
全 体	939 100.0	79 8.4	525 55.9	99 10.5	75 8.0	153 16.3	8 0.9
年齢（6区分）							
10代～20代	73 100.0	1 1.4	26 35.6	17 23.3	7 9.6	22 30.1	－ －
30代	114 100.0	8 7.0	45 39.5	20 17.5	4 3.5	37 32.5	－ －
40代	155 100.0	6 3.9	88 56.8	22 14.2	11 7.1	27 17.4	1 0.6
50代	172 100.0	15 8.7	105 61.0	14 8.1	12 7.0	25 14.5	1 0.6
60代	199 100.0	14 7.0	136 68.3	14 7.0	17 8.5	16 8.0	2 1.0
70代以上	219 100.0	35 16.0	121 55.3	11 5.0	23 10.5	25 11.4	4 1.8

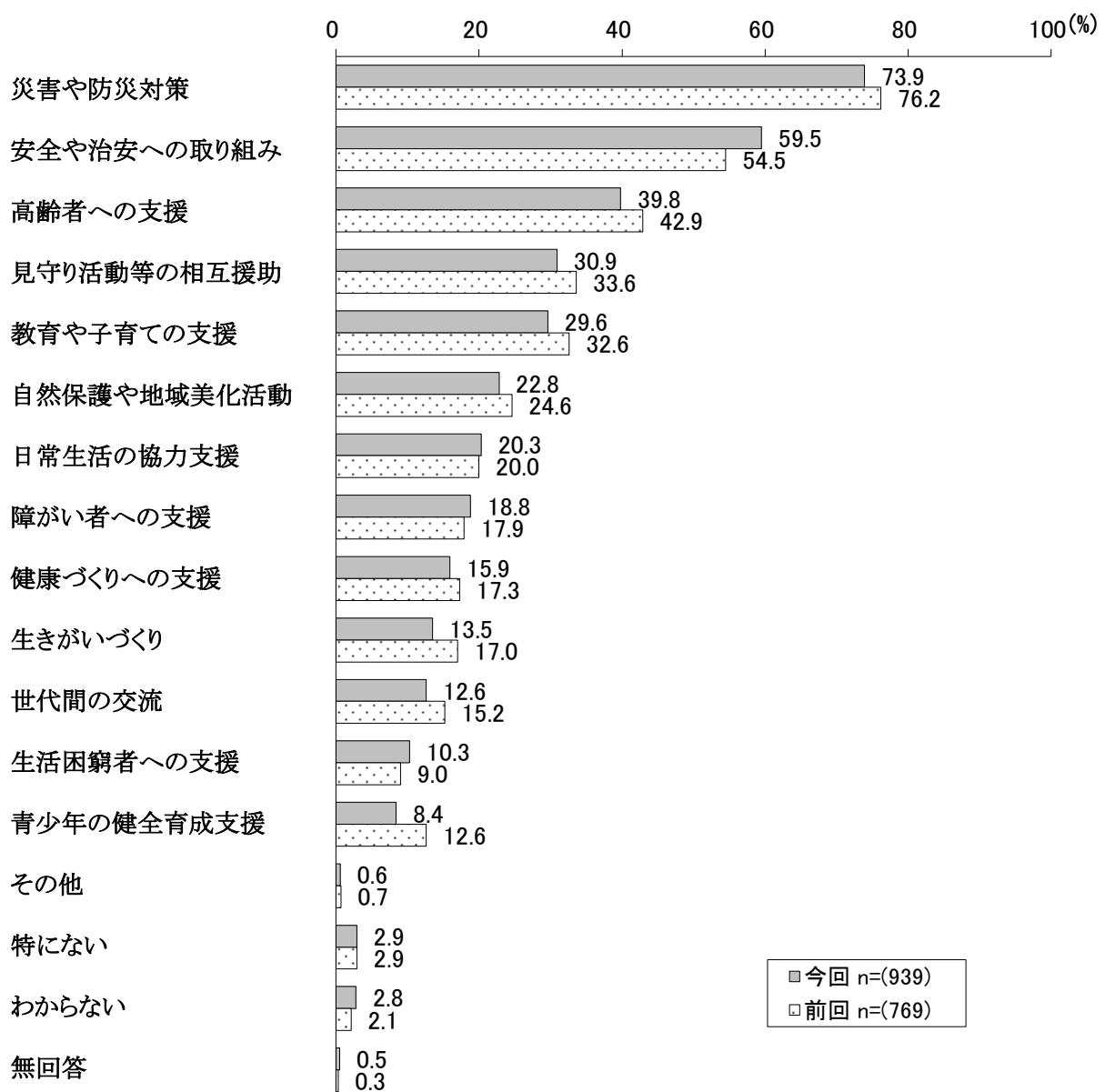
前回

	調査数	積極的に参加している	都合がつけば、参加するようにしている	これまで参加したことがないが、今後機会があれば参加したい	これまでは参加していたが、今後は参加するつもりはない	これまで参加したことがないし、今後も参加するつもりはない	無回答
上段：件数 下段：%							
全 体	769 100.0	92 12.0	442 57.5	96 12.5	37 4.8	94 12.2	8 1.0
年齢（6区分）							
10～20代	68 100.0	2 2.9	25 36.8	11 16.2	6 8.8	22 32.4	2 2.9
30代	115 100.0	5 4.3	56 48.7	26 22.6	2 1.7	25 21.7	1 0.9
40代	141 100.0	12 8.5	88 62.4	18 12.8	5 3.5	16 11.3	2 1.4
50代	132 100.0	11 8.3	92 69.7	12 9.1	5 3.8	11 8.3	1 0.8
60代	169 100.0	35 20.7	94 55.6	19 11.2	11 6.5	9 5.3	1 0.6
70代以上	134 100.0	26 19.4	83 61.9	9 6.7	7 5.2	8 6.0	1 0.7

地域の役割や人が協力して取り組むにあたって必要なことについては、「災害や防災対策」が73.9%（前回76.2%、減少）と最も多く、以下「安全や治安への取り組み」（59.5%（前回54.5%、増加））、「高齢者への支援」（39.8%（前回42.9%、減少））、「見守り活動等の相互援助」（30.9%（前回33.6%、減少））、「教育や子育ての支援」（29.6%（前回32.6%、減少））と、前回同様の項目が上位となっています。

年齢（6区分）別にみると、いずれの年代においても、「災害や防災対策」が最も多く、60～70%台を占めています。

【地域の役割や人が協力して取り組むにあたって必要なこと】



【地域の役割や人が協力して取り組むにあたって必要なこと／年齢（6区分）別】

今回

	調査数	災害や防災対策	安全や治安への取り組み	高齢者への支援	見守り活動等の相互援助	教育や子育ての支援	自然保護や地域美化活動	日常生活の協力支援	障がい者への支援	健康づくりへの支援	生きがいづくり	世代間の交流	生活困窮者への支援	青少年の健全育成支援	その他	特にない	わからない	無回答
上段：実数 下段：%																		
全 体	939 100.0	694 73.9	559 59.5	374 39.8	290 30.9	278 29.6	214 22.8	191 20.3	177 18.8	149 15.9	127 13.5	118 12.6	97 10.3	79 8.4	6 0.6	27 2.9	26 2.8	5 0.5
年齢（6区分）																		
10代～20代	73 100.0	45 61.6	35 47.9	12 16.4	24 32.9	28 38.4	17 23.3	16 21.9	12 16.4	10 13.7	15 20.5	11 15.1	8 11.0	4 5.5	1 1.4	1 1.4	2 2.7	-
30代	114 100.0	86 75.4	73 64.0	25 21.9	44 38.6	70 61.4	26 22.8	19 16.7	10 8.8	10 8.8	11 9.6	9 7.9	6 5.3	8 7.0	1 0.9	3 2.6	2 1.8	-
40代	155 100.0	105 67.7	93 60.0	40 25.8	54 34.8	57 36.8	40 25.8	24 15.5	29 18.7	17 11.0	15 9.7	16 10.3	16 10.3	17 11.0	1 0.6	4 2.6	8 5.2	-
50代	172 100.0	137 79.7	104 60.5	78 45.3	51 29.7	40 23.3	34 19.8	35 20.3	39 22.7	16 9.3	26 15.1	21 12.2	18 10.5	13 7.6	1 0.6	9 5.2	5 2.9	-
60代	199 100.0	152 76.4	131 65.8	99 49.7	58 29.1	46 23.1	51 25.6	40 20.1	50 25.1	28 14.1	22 11.1	25 12.6	25 12.6	16 8.0	-	6 3.0	4 2.0	1 0.5
70代以上	219 100.0	164 74.9	118 53.9	115 52.5	58 26.5	34 15.5	45 20.5	56 25.6	35 16.0	65 29.7	38 17.4	36 16.4	23 10.5	20 9.1	2 0.9	4 1.8	5 2.3	4 1.8

前回

	調査数	災害や防災対策	安全や治安への取り組み	高齢者への支援	見守り活動等の相互援助	教育や子育ての支援	自然保護や地域美化活動	日常生活の協力支援	障がい者への支援	健康づくりへの支援	生きがいづくり	世代間の交流	生活困窮者への支援	青少年の健全育成支援	その他	特にない	わからない	無回答
上段：件数 下段：%																		
全 体	769 100.0	586 76.2	419 54.5	330 42.9	258 33.6	251 32.6	189 24.6	154 20.0	138 17.9	133 17.3	131 17.0	117 15.2	97 12.6	69 9.0	5 0.7	22 2.9	16 2.1	2 0.3
年齢（6区分）																		
10代～20代	68 100.0	50 73.5	37 54.4	20 29.4	22 32.4	32 47.1	16 23.5	11 16.2	13 19.1	8 11.8	13 19.1	11 16.2	1 1.5	11 16.2	-	1 1.5	2 2.9	-
30代	115 100.0	81 70.4	67 58.3	37 32.2	44 38.3	66 57.4	25 21.7	24 20.9	19 16.5	10 8.7	12 10.4	17 14.8	14 12.2	10 8.7	1 0.9	5 4.3	4 3.5	-
40代	141 100.0	115 81.6	80 56.7	53 37.6	59 41.8	58 41.1	35 24.8	27 19.1	28 19.9	16 11.3	14 9.9	22 15.6	16 11.3	10 7.1	2 1.4	3 2.1	4 2.8	-
50代	132 100.0	106 80.3	79 59.8	66 50.0	47 35.6	31 23.5	36 27.3	23 17.4	29 22.0	18 13.6	23 17.4	18 13.6	15 11.4	16 12.1	2 1.5	3 2.3	4 3.0	-
60代	169 100.0	141 83.4	89 52.7	74 43.8	47 27.8	38 22.5	48 28.4	27 16.0	23 13.6	40 23.7	35 20.7	35 24.4	21 12.4	24 14.2	15 8.9	-	5 1.2	2 1.5
70代以上	134 100.0	83 61.9	59 44.0	77 57.5	37 27.6	24 17.9	25 18.7	39 29.1	25 18.7	37 27.6	33 24.6	27 20.1	25 18.7	7 5.2	-	5 3.7	-	2 1.5

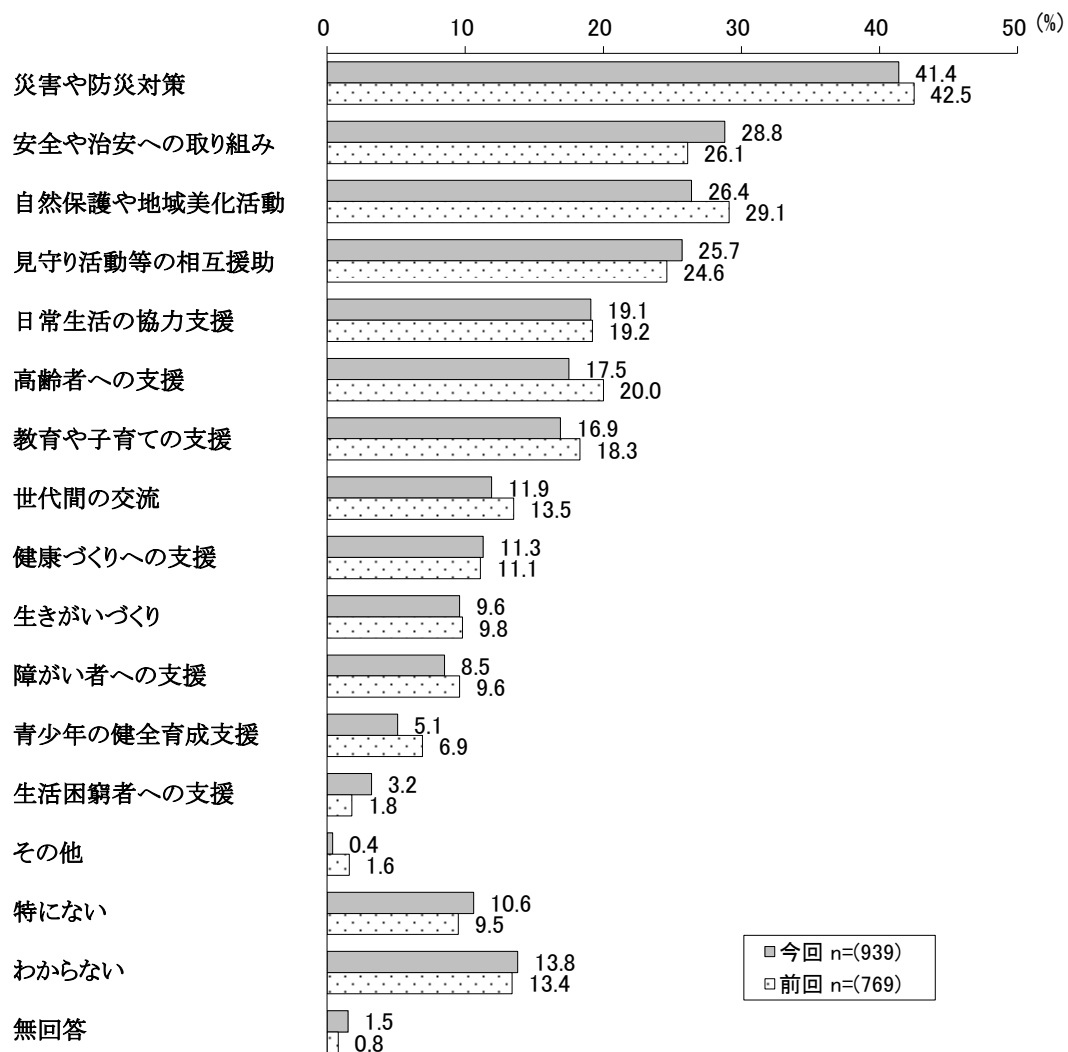
地域の役割や人が協力して取り組むことで、自分ができると思うことについては、必要なことと同様に「災害や防災対策」が41.4%（前回42.5%、減少）と、非常時の支援が最も多くなっています。

その一方で、「安全や治安への取り組み」（28.8%（前回26.1%、増加））、「自然保護や地域美化活動」（26.4%（前回29.1%、減少））、「見守り活動等の相互援助」（25.7%（前回24.6%、増加））、「日常生活の協力支援」（19.1%（前回19.2%、減少））、「高齢者への支援」（17.5%（前回20.0%、減少））、「教育や子育ての支援」（16.9%（前回18.3%、減少））といった日常の中で必要とされる支援への回答は30%未満にとどまるなど、おおむね前回と同様です。

必要と感じている回答に比べて、できるとの回答が少ない項目が多くなっています。

年齢（6区分）別にみると、おおむね年代が上がるほど「高齢者への支援」が多く、30代、40代では「教育や子育ての支援」が20～30%台とほかの年代に比べて多く、自身のライフステージに対応した活動への回答が多くなっています。

【地域の役割や人が協力して取り組むことで、自分ができると思うこと】



【地域の役割や人が協力して取り組むことで、自分ができると思うこと／年齢（6区分）別】

今回

	調査数	災害や防災対策	安全や治安への取り組み	自然保護や地域美化活動	見守り活動等の相互援助	日常生活の協力支援	高齢者への支援	教育や子育ての支援	世代間の交流	健康づくりへの支援	生きがいづくり	障がい者への支援	青少年の健全育成支援	生活困窮者への支援	その他	特にな	わからない	無回答
上段：実数 下段：%																		
全 体	939 100.0	389 41.4	270 28.8	248 26.4	241 25.7	179 19.1	164 17.5	159 16.9	112 11.9	106 11.3	90 9.6	80 8.5	48 5.1	30 3.2	4 0.4	100 10.6	130 13.8	14 1.5
年齢（6区分）																		
10代～20代	73 100.0	26 35.6	20 27.4	16 21.9	20 27.4	15 20.5	6 8.2	11 15.1	15 20.5	9 12.3	11 15.1	6 8.2	1 1.4	1 1.4	-	7 9.6	9 12.3	1 1.4
30代	114 100.0	36 31.6	25 21.9	24 21.1	37 32.5	18 15.8	9 7.9	40 35.1	13 11.4	5 4.4	6 5.3	5 4.4	5 4.4	-	-	16 14.0	14 12.3	-
40代	155 100.0	58 37.4	40 25.8	39 25.2	39 25.2	25 16.1	20 12.9	34 21.9	9 5.8	16 10.3	11 7.1	17 11.0	11 7.1	6 3.9	1 0.6	14 9.0	24 15.5	-
50代	172 100.0	88 51.2	55 32.0	46 26.7	33 19.2	31 18.0	35 20.3	27 15.7	21 12.2	14 8.1	15 8.7	15 8.7	5 2.9	4 2.3	-	20 11.6	26 15.1	-
60代	199 100.0	82 41.2	60 30.2	66 33.2	50 25.1	38 19.1	36 18.1	26 13.1	22 11.1	16 8.0	18 9.0	19 9.5	16 8.0	11 5.5	-	20 10.1	28 14.1	3 1.5
70代以上	219 100.0	95 43.4	67 30.6	57 26.0	61 27.9	51 23.3	56 25.6	19 8.7	32 14.6	45 20.5	29 13.2	16 7.3	9 4.1	7 3.2	3 1.4	22 10.0	27 12.3	10 4.6

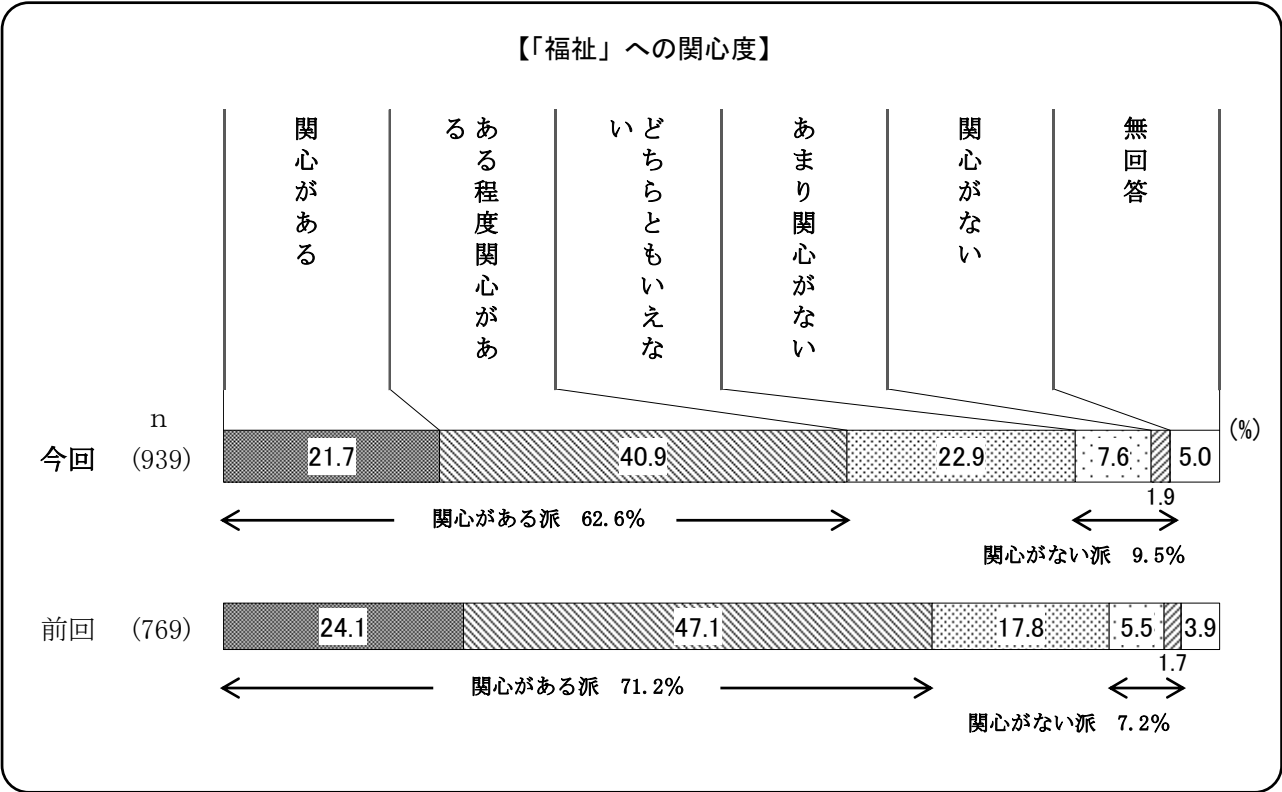
前回

	調査数	災害や防災対策	自然保護や地域美化活動	安全や治安への取り組み	見守り活動等の相互援助	高齢者への支援	日常生活の協力体制	教育や子育ての支援	世代間の交流	健康づくりへの支援	生きがいづくり	障がい者への支援	青少年の健全育成支援	生活困窮者への支援	その他	特にな	わからない	無回答
上段：件数 下段：%																		
全 体	769 100.0	327 42.5	224 29.1	201 26.1	189 24.6	154 20.0	148 19.2	141 18.3	104 13.5	85 11.1	75 9.8	74 9.6	53 6.9	14 1.8	12 1.6	73 9.5	103 13.4	6 0.8
年齢（6区分）																		
10～20代	68 100.0	23 33.8	16 23.5	14 20.6	10 14.7	8 11.8	8 11.8	13 19.1	8 11.8	3 4.4	4 5.9	7 10.3	1 1.5	-	-	9 13.2	17 25.0	-
30代	115 100.0	37 32.2	33 28.7	25 21.7	29 25.2	14 12.2	16 13.9	43 37.4	19 16.5	9 7.8	6 5.2	8 7.0	6 5.2	2 1.7	1 0.9	13 11.3	24 20.9	-
40代	141 100.0	73 51.8	37 26.2	37 26.2	41 29.1	20 14.2	24 17.0	36 25.5	19 13.5	10 7.1	4 2.8	10 7.1	8 5.7	1 0.7	1 0.7	11 7.8	20 14.2	-
50代	132 100.0	64 48.5	41 31.1	41 31.1	34 25.8	27 20.5	30 22.7	17 12.9	16 12.1	11 8.3	15 11.4	18 13.6	10 7.6	4 3.0	3 2.3	9 6.8	15 11.4	-
60代	169 100.0	79 46.7	59 34.9	49 29.0	45 26.6	42 24.9	32 18.9	13 7.7	14 8.3	23 13.6	22 13.0	18 10.7	14 8.3	4 2.4	2 1.2	15 8.9	18 10.7	-
70代以上	134 100.0	45 33.6	35 26.1	31 23.1	28 20.9	41 30.6	35 26.1	15 11.2	27 20.1	28 20.9	22 16.4	13 9.7	12 9.0	3 2.2	5 3.7	14 10.4	9 6.7	6 4.5

(5) 福祉への関心について

「福祉」への関心度は、“関心がある派”は62.6%（前回71.2%、減少）と“関心がない派”（9.5%（前回7.2%、増加））を上回っています。

年齢（6区分）別にみると、おおむね年代が上がるほど“関心がある派”が多く、70代以上では73.9%となっています。



【「福祉」への関心度／年齢（6区分）別】

今回

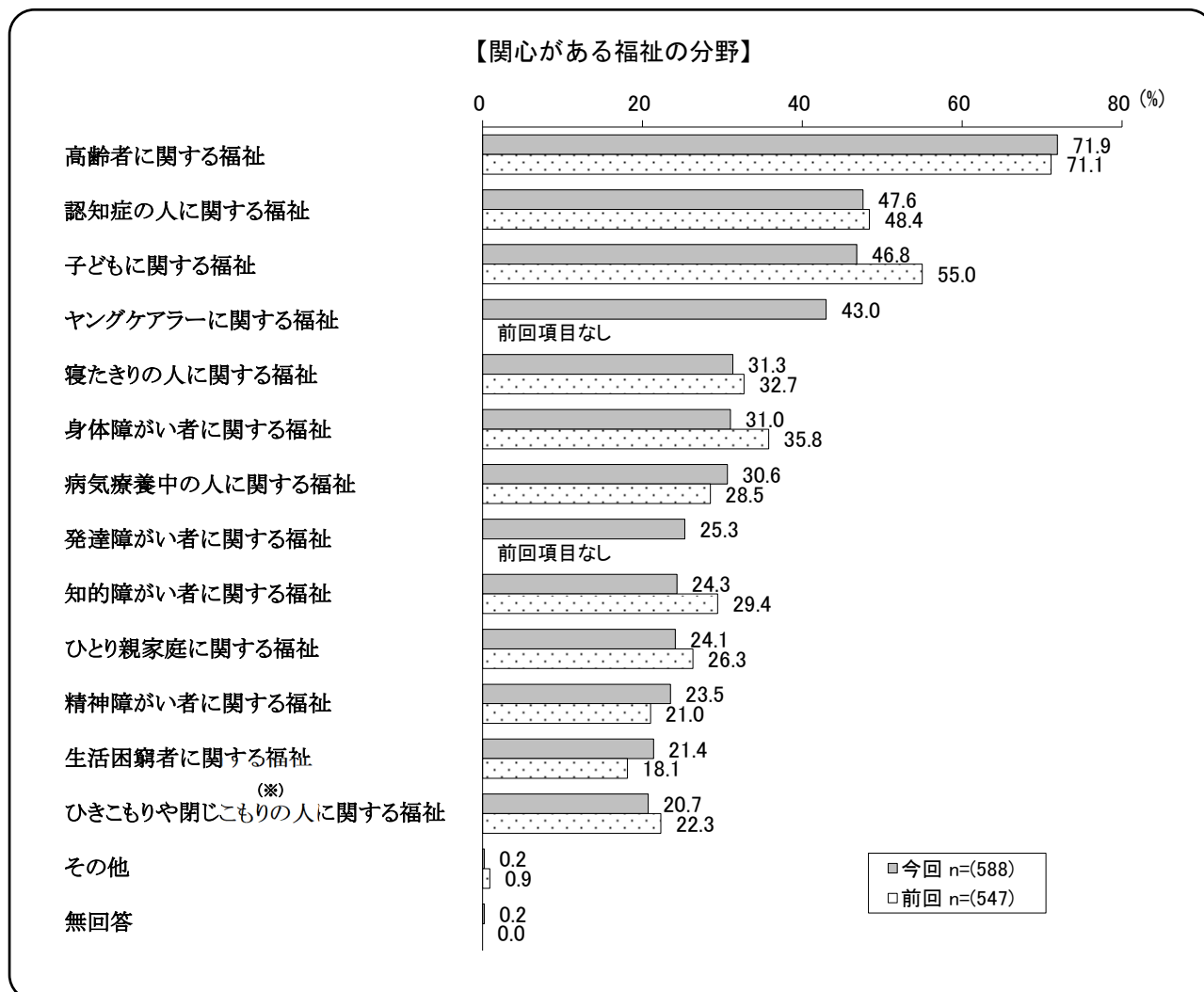
	調査数	関心がある	ある程度関心がある	どちらともいえない	あまり関心がない	関心がない	無回答
上段：実数 下段：%							
全 体	939 100.0	204 21.7	384 40.9	215 22.9	71 7.6	18 1.9	47 5.0
年齢（6区分）							
10代～20代	73 100.0	14 19.2	19 26.0	22 30.1	11 15.1	5 6.8	2 2.7
30代	114 100.0	28 24.6	29 25.4	28 24.6	17 14.9	8 7.0	4 3.5
40代	155 100.0	32 20.6	55 35.5	44 28.4	17 11.0	1 0.6	6 3.9
50代	172 100.0	24 14.0	83 48.3	45 26.2	9 5.2	2 1.2	9 5.2
60代	199 100.0	44 22.1	94 47.2	40 20.1	9 4.5	1 0.5	11 5.5
70代以上	219 100.0	59 26.9	103 47.0	34 15.5	8 3.7	－ －	15 6.8

前回

	調査数	関心がある	ある程度関心がある	どちらともいえない	あまり関心がない	関心がない	無回答
上段：件数 下段：%							
全 体	769 100.0	185 24.1	362 47.1	137 17.8	42 5.5	13 1.7	30 3.9
年齢（6区分）							
10～20代	68 100.0	13 19.1	29 42.6	14 20.6	6 8.8	3 4.4	3 4.4
30代	115 100.0	26 22.6	44 38.3	27 23.5	12 10.4	4 3.5	2 1.7
40代	141 100.0	32 22.7	64 45.4	35 24.8	7 5.0	3 2.1	－ －
50代	132 100.0	32 24.2	67 50.8	22 16.7	5 3.8	1 0.8	5 3.8
60代	169 100.0	42 24.9	90 53.3	24 14.2	5 3.0	1 0.6	7 4.1
70代以上	134 100.0	38 28.4	63 47.0	14 10.4	6 4.5	1 0.7	12 9.0

関心がある福祉の分野については、前回と同様に「高齢者に関する福祉」が71.9%（前回71.1%、増加）で最も多くなっています。

年齢（6区分）別にみると、おおむね年代が上がるほど「高齢者に関する福祉」「認知症の人に関する福祉」「寝たきりの人に関する福祉」が多くなっています。また、10～20代、30代、40代では「子どもに関する福祉」が50%以上となっており、一番関心がある分野となっています。



【関心がある福祉の分野／年齢（6区分）別】

今回

	調査数	高齢者に関する福祉	認知症の人に関する福祉	子どもに関する福祉	ヤングケアラーに関する福祉	寝たきりの人に関する福祉	身体障がい者に関する福祉	病気療養中の人に関する福祉	発達障がい者に関する福祉	知的障がい者に関する福祉	ひとり親家庭に関する福祉	精神障がい者に関する福祉	生活困窮者に関する福祉	ひきこもりや閉じこもりの人に関する福祉	その他	無回答
上段：実数 下段：%																
全 体	588 100.0	423 71.9	280 47.6	275 46.8	253 43.0	184 31.3	182 31.0	180 30.6	149 25.3	143 24.3	142 24.1	138 23.5	126 21.4	122 20.7	1 0.2	1 0.2
年齢（6区分）																
10代～20代	33 100.0	14 42.4	6 18.2	19 57.6	11 33.3	2 6.1	8 24.2	8 24.2	12 36.4	9 27.3	8 24.2	11 33.3	4 12.1	8 24.2	-	-
30代	57 100.0	26 45.6	16 28.1	48 84.2	22 38.6	11 19.3	9 15.8	14 24.6	13 22.8	12 21.1	7 12.3	12 21.1	5 8.8	7 12.3	-	-
40代	87 100.0	50 57.5	41 47.1	58 66.7	38 43.7	21 24.1	23 26.4	29 33.3	26 29.9	24 27.6	22 25.3	27 31.0	13 14.9	25 28.7	1 1.1	1 1.1
50代	107 100.0	84 78.5	50 46.7	48 44.9	46 43.0	27 25.2	32 29.9	27 25.2	25 23.4	21 19.6	24 22.4	21 19.6	19 17.8	27 25.2	-	-
60代	138 100.0	110 79.7	71 51.4	54 39.1	73 52.9	54 39.1	55 39.9	42 30.4	35 25.4	36 26.1	37 26.8	32 23.2	38 27.5	28 20.3	-	-
70代以上	162 100.0	136 84.0	92 56.8	46 28.4	63 38.9	66 40.7	53 32.7	57 35.2	36 22.2	39 24.1	43 26.5	34 21.0	46 28.4	27 16.7	-	-

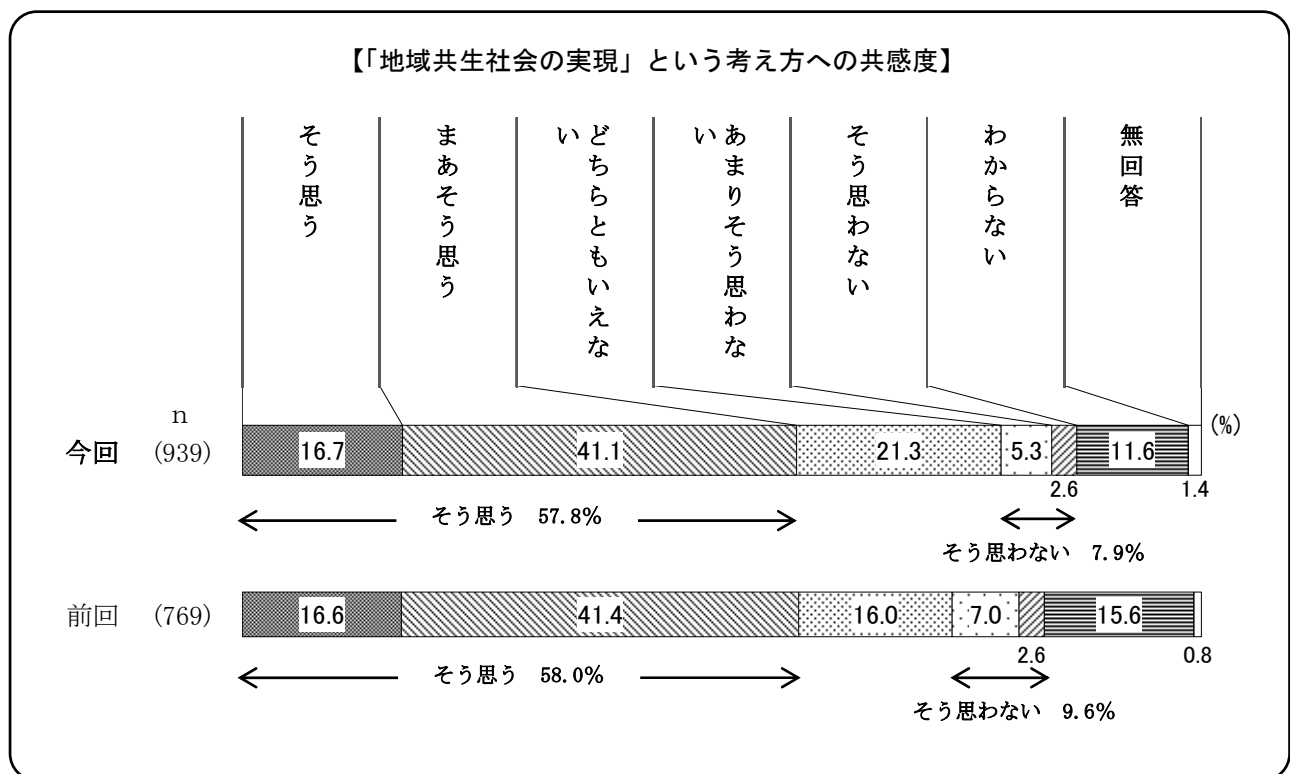
前回

	調査数	高齢者に関する福祉	子どもに関する福祉	認知症の人に関する福祉	身体障がい者に関する福祉	寝たきりの人に関する福祉	知的障がい者に関する福祉	病気療養中の人に関する福祉	ひとり親家庭に関する福祉	閉じこもりや引きこもりの人に関する福祉	精神障がい者に関する福祉	生活困窮者に関する福祉	その他
上段：件数 下段：%													
全 体	547 100.0	389 71.1	301 55.0	265 48.4	196 35.8	179 32.7	161 29.4	156 28.5	144 26.3	122 22.3	115 21.0	99 18.1	5 0.9
年齢（6区分）													
10～20代	42 100.0	20 47.6	33 78.6	16 38.1	17 40.5	8 19.0	13 31.0	12 28.6	12 28.6	9 21.4	9 21.4	7 16.7	1 2.4
30代	70 100.0	38 54.3	59 84.3	25 35.7	18 25.7	14 20.0	15 21.4	14 20.0	20 28.6	16 22.9	19 27.1	10 14.3	-
40代	96 100.0	64 66.7	69 71.9	43 44.8	37 38.5	32 33.3	33 34.4	36 37.5	30 31.3	26 27.1	21 21.9	17 17.7	-
50代	99 100.0	70 70.7	51 51.5	51 51.5	43 43.4	38 38.4	35 35.4	32 32.3	18 18.2	20 20.2	23 23.2	18 18.2	2
60代	132 100.0	112 84.8	53 40.2	66 50.0	44 33.3	43 32.6	39 29.5	30 22.7	33 25.0	24 18.2	20 15.2	27 20.5	2
70代以上	101 100.0	81 80.2	33 32.7	62 61.4	36 35.6	42 41.6	24 23.8	32 31.7	29 28.7	27 26.7	22 21.8	20 19.8	-

(6)「地域共生社会の実現」という考え方への共感度

「地域共生社会の実現」という考え方への共感度については、「そう思う」と「まあそう思う」をあわせた“そう思う”派は57.8%（前回58.0%、減少）、「あまりそう思わない」と「そう思わない」をあわせた“そう思わない”派は7.9%（前回9.6%、減少）となっています。

なお、「わからない」は11.6%（前回15.6%、減少）となっています。

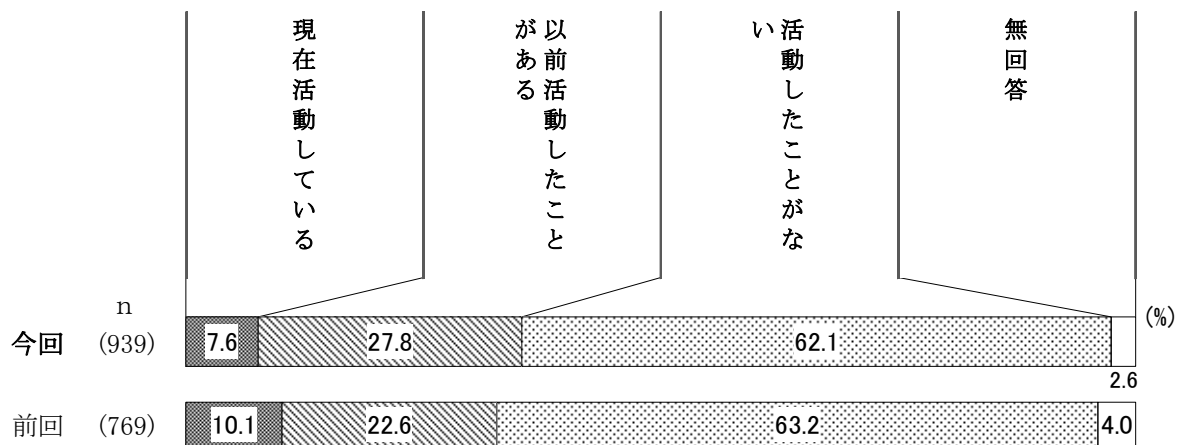


(7) ボランティア活動について

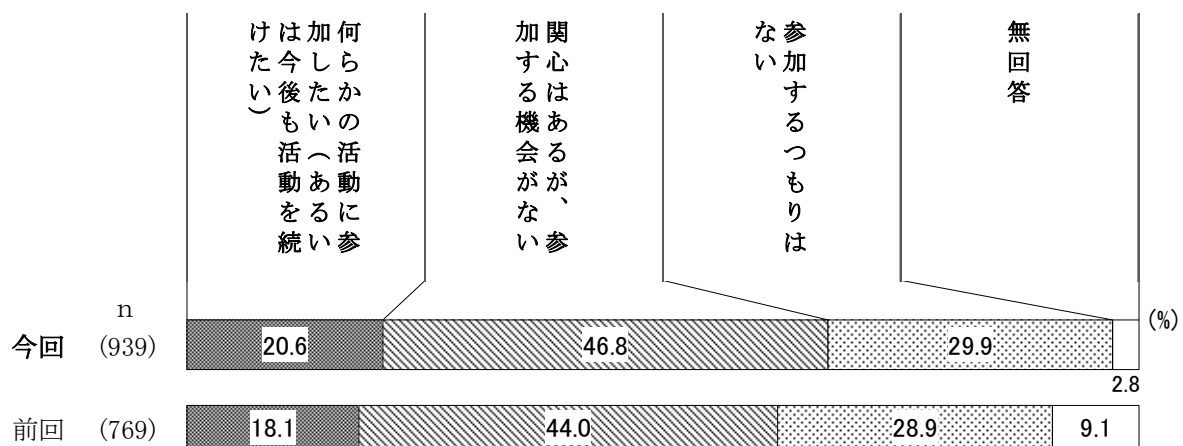
ボランティアや助け合い活動の参加状況については、「活動したことがない」が62.1%（前回63.2%、減少）を占めています。

ボランティア活動の今後の参加意向については、「関心はあるが、参加する機会がない」が46.8%（前回44.0%、増加）と最も多く、以下「参加するつもりはない」は29.9%（前回28.9%、増加）、「何らかの活動に参加したい（あるいは今後も活動を続けたい）」は20.6%（前回18.1%、増加）となっています。

【ボランティアや助け合い活動の参加状況】

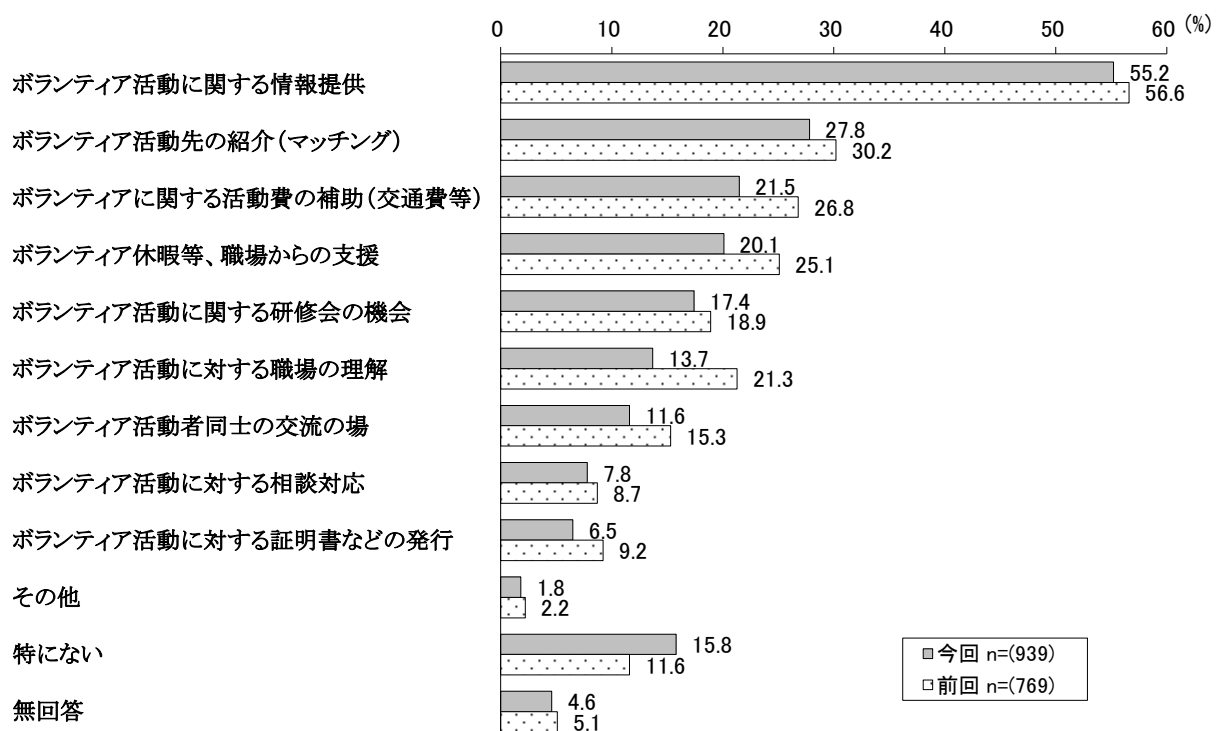


【ボランティア活動の今後の参加意向】



ボランティア活動が行いやすくなると思う支援については、「ボランティア活動に関する情報提供」が55.2%（前回56.6%、減少）と前回と同様に最も多く、以下「ボランティア活動先の紹介（マッチング）」（27.8%（前回30.2%、減少））、「ボランティアに関する活動費の補助（交通費等）」（21.5%（前回26.8%、減少））、「ボランティア休暇等、職場からの支援」（20.1%（前回25.1%、減少））、「ボランティア活動に関する研修会の機会」（17.4%（前回18.9%、減少））、「ボランティア活動に対する職場の理解」（13.7%（前回21.3%、減少））、「ボランティア活動者同士の交流の場」（11.6%（前回15.3%、減少））となっています。

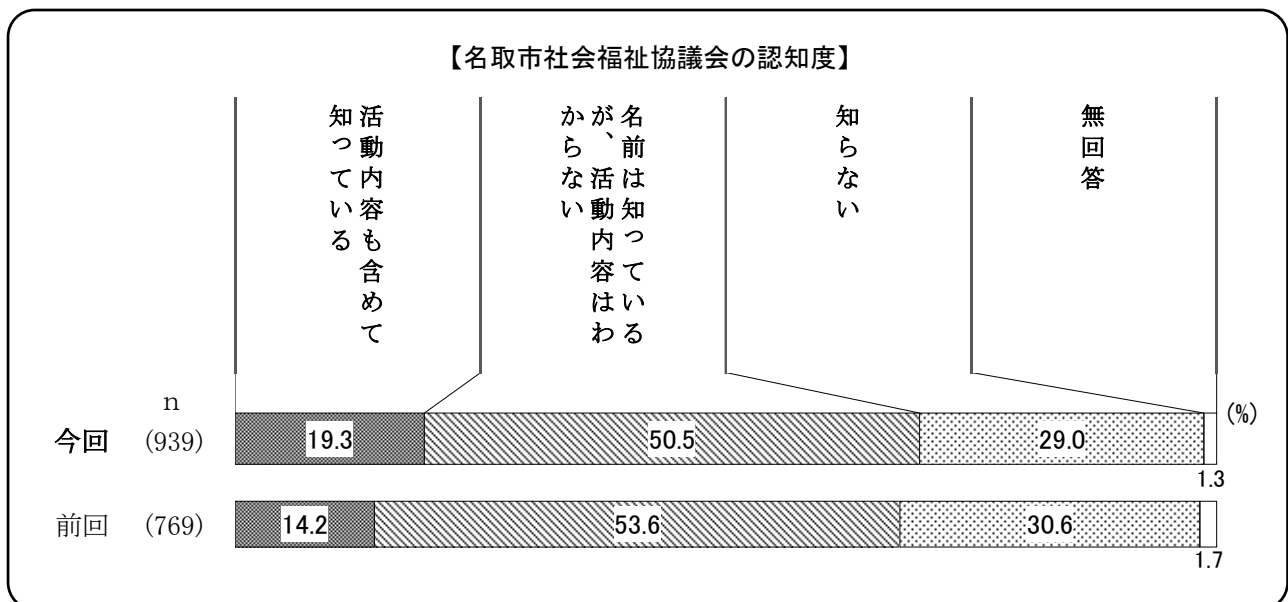
【ボランティア活動が行いやすくなると思う支援】



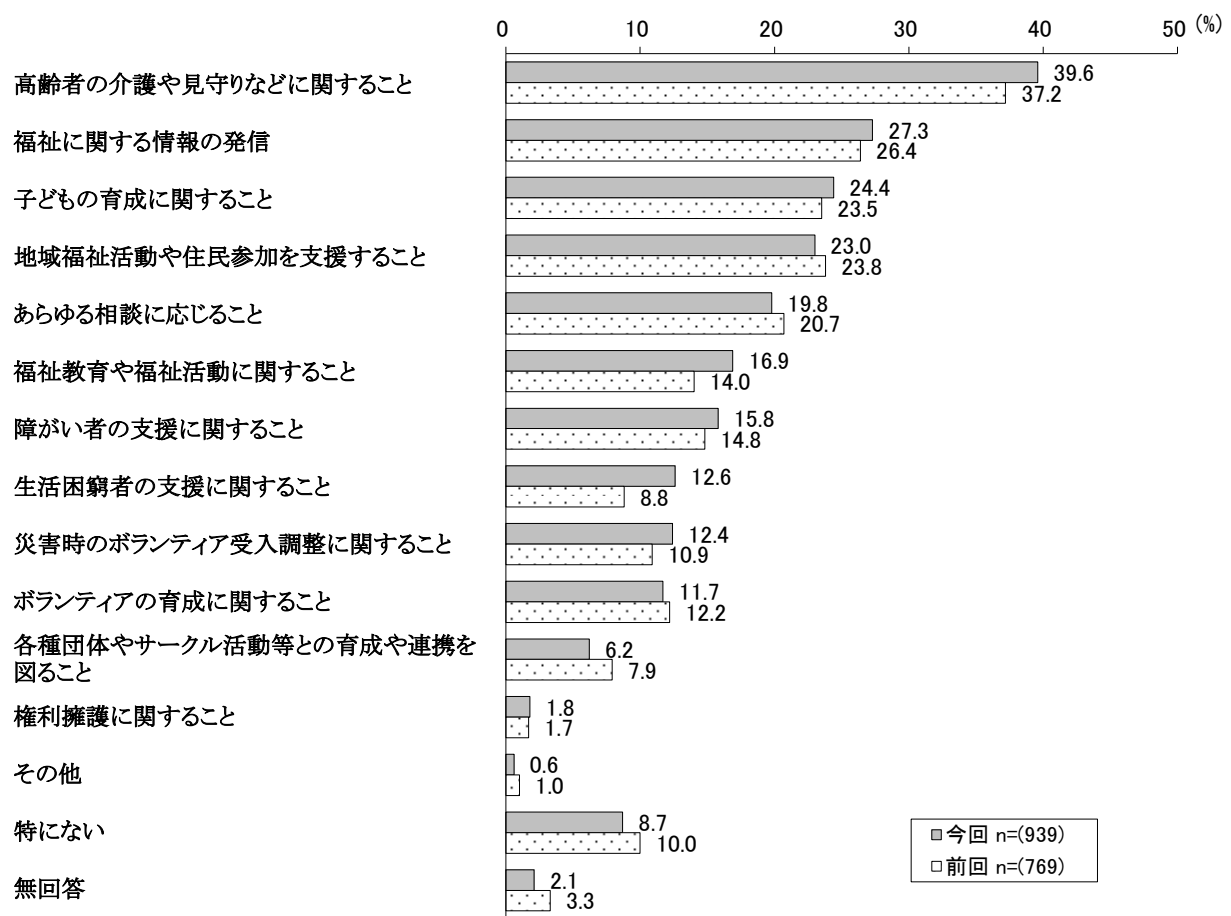
(8) 社会福祉協議会について

名取市社会福祉協議会の認知度については、「活動内容も含めて知っている」は19.3%（前回14.2%、増加）にとどまり、「名前は知っているが、活動内容はわからない」が50.5%（前回53.6%、減少）を占め、「知らない」は29.0%（前回30.6%、減少）となっています。

社会福祉協議会に期待する役割については、「高齢者の介護や見守りなどに関すること」が39.6%（前回37.2%、増加）と最も多く、以下「福祉に関する情報の発信」が27.3%（前回26.4%、増加）、「子どもの育成に関すること」が24.4%（前回23.5%、増加）、「地域福祉活動や住民参加を支援すること」が23.0%（前回23.8%、減少）、「あらゆる相談に応じること」が19.8%（前回20.7%、減少）となっています。



【社会福祉協議会に期待する役割】



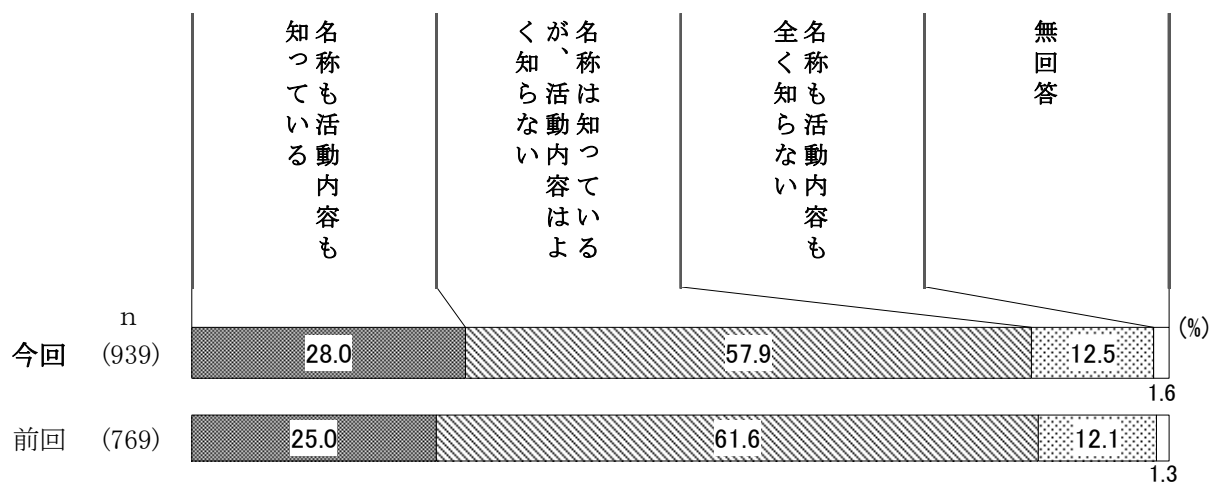
(9) 民生委員・児童委員について

民生委員・児童委員の存在や活動内容については、「名称も活動内容も知っている」は28.0%（前回25.0%、増加）にとどまり、「名称は知っているが、活動内容はよく知らない」が57.9%（前回61.6%、減少）を占めています。

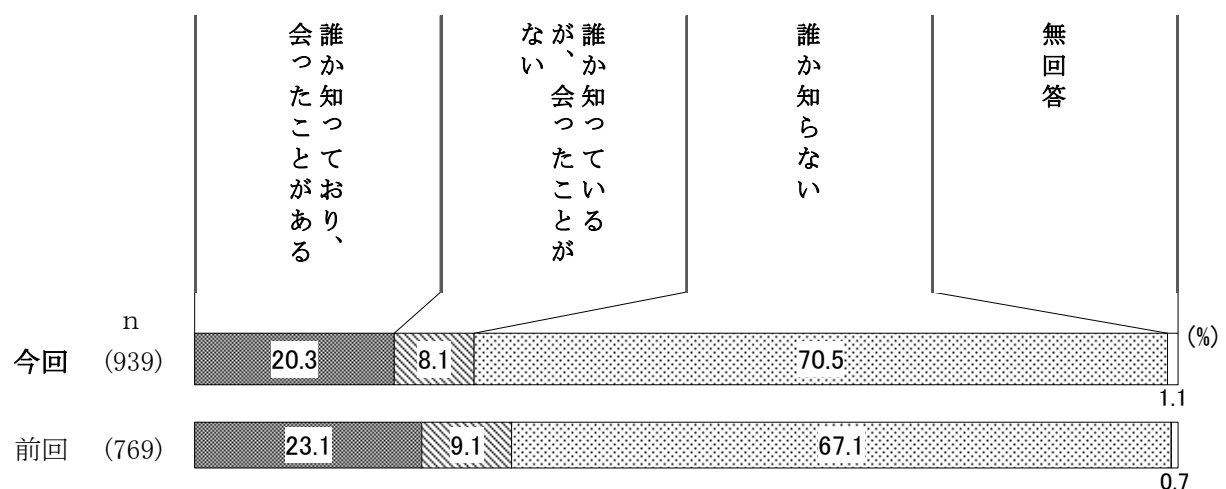
なお、「名称も活動内容も全く知らない」は12.5%（前回12.1%、増加）となっています。

地域の民生委員・児童委員が「誰か知っており、会ったことがある」は20.3%（前回23.1%、減少）にとどまり、「誰か知らない」が70.5%（前回67.1%、増加）を占めています。

【民生委員・児童委員の存在や活動内容の認知度】



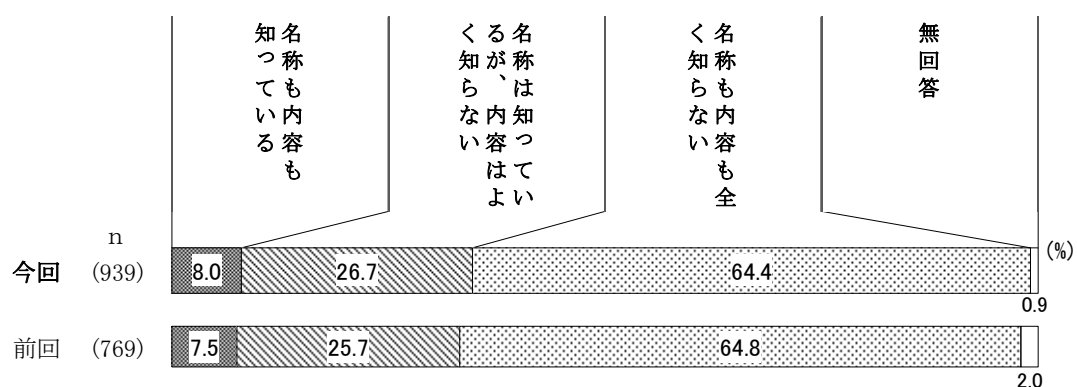
【地域の民生委員・児童委員の個人認知度】



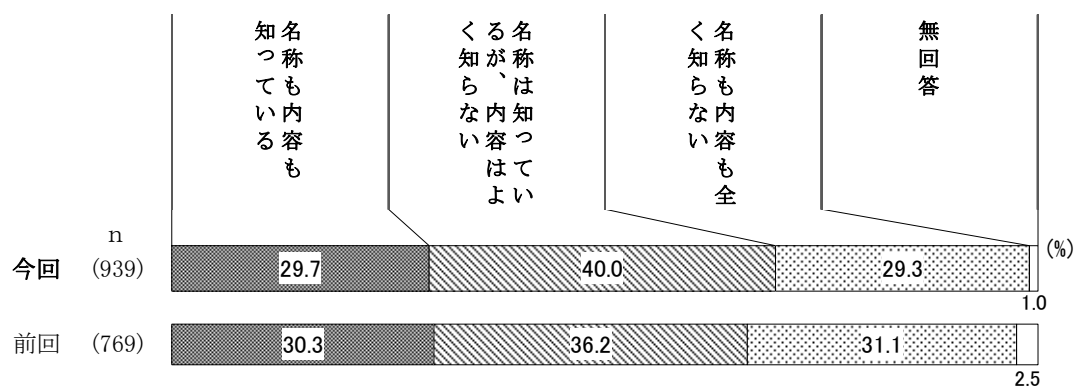
(10) 各種制度について

日常生活自立支援事業（※）、成年後見制度、生活困窮者自立支援法のうち、最も多く知られているのは成年後見制度ですが、「名称も内容も知っている」は29.7%（前回30.3%、減少）にとどまっています。3つの制度とも「名称は知っているが、内容はよく知らない」、「名称も内容も全く知らない」をあわせると60%以上となっており、特に日常生活自立支援事業では「名称も内容も全く知らない」が64.4%（前回64.8%、減少）と認知度が低く、改めて啓発を行う必要があります。

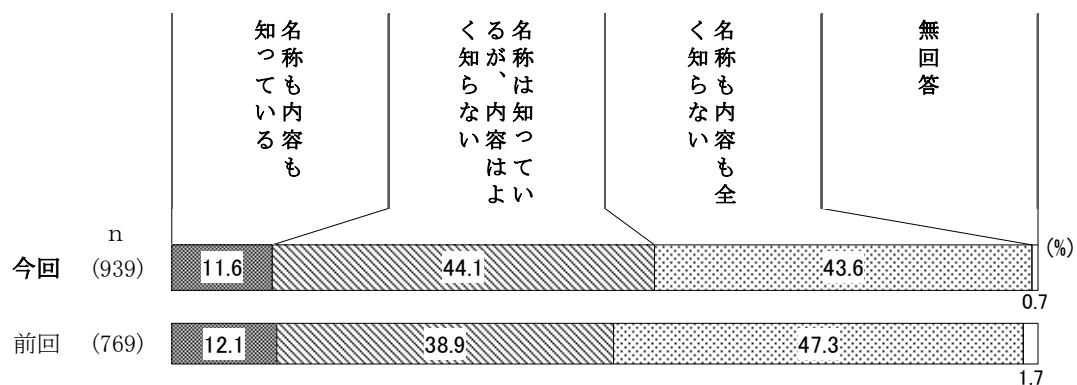
【日常生活自立支援事業の認知度】



【成年後見制度の認知度】



【生活困窮者自立支援法の認知度】

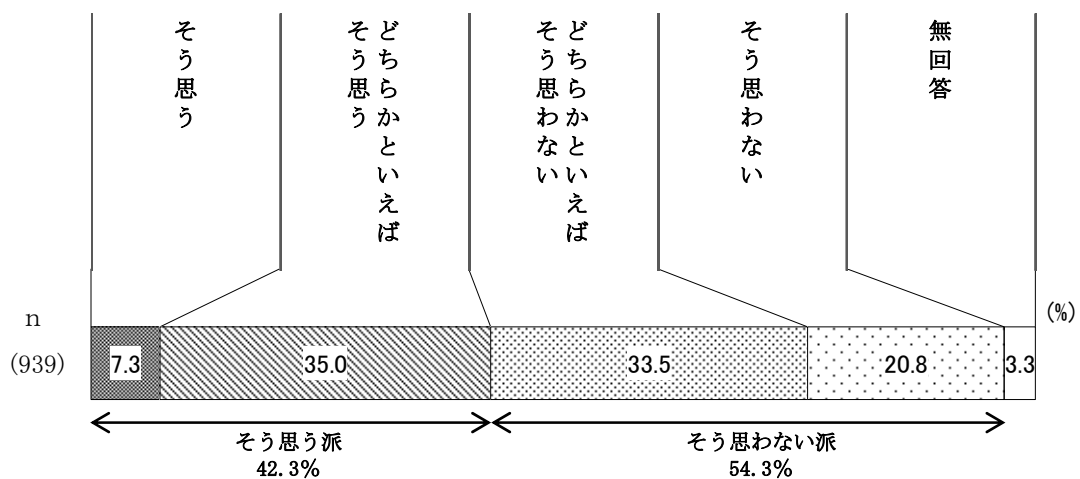


(11) 再犯防止について

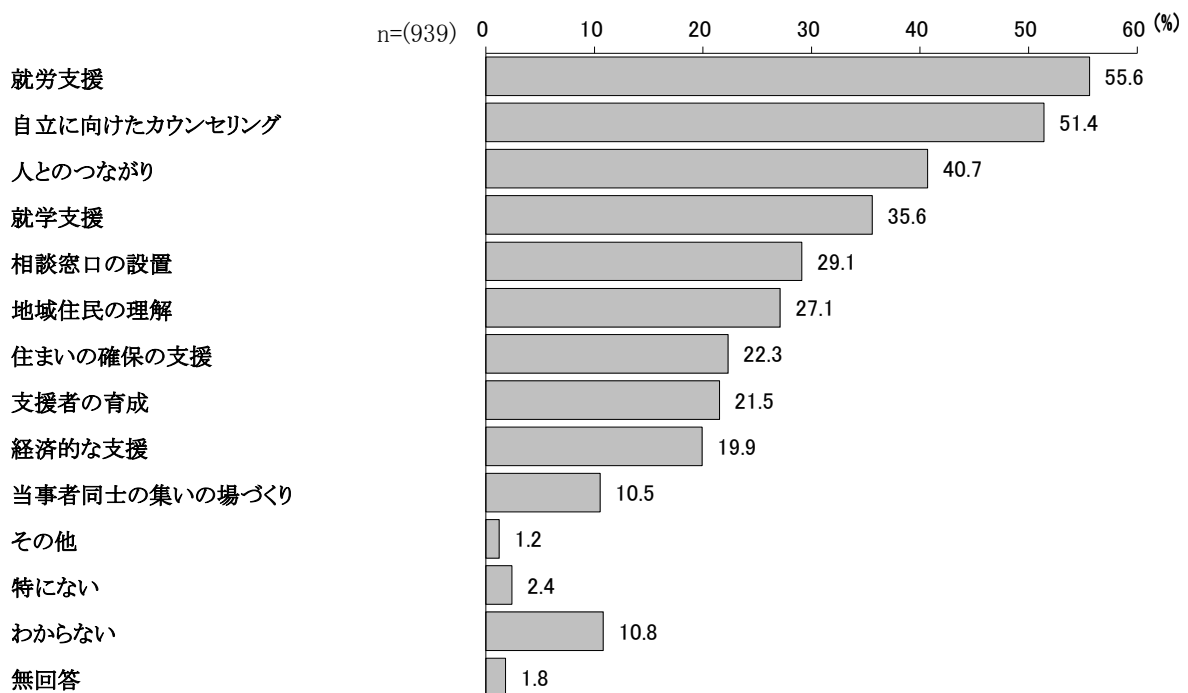
非行や犯罪をした方の立ち直りへの協力については、協力したいという“そう思う”派は42.3%、“そう思わない”派は54.3%となっています。

非行や犯罪をした方の立ち直りのために必要な支援については、「就労支援」(55.6%)、「自立に向けたカウンセリング」(51.4%)が多く、以下「人とのつながり」(40.7%)、「就学支援」(35.6%)、「相談窓口の設置」(29.1%)、「地域住民の理解」(27.1%)となっています。

【非行や犯罪をした方の立ち直りへの協力】



【非行や犯罪をした方の立ち直りのために必要な支援】

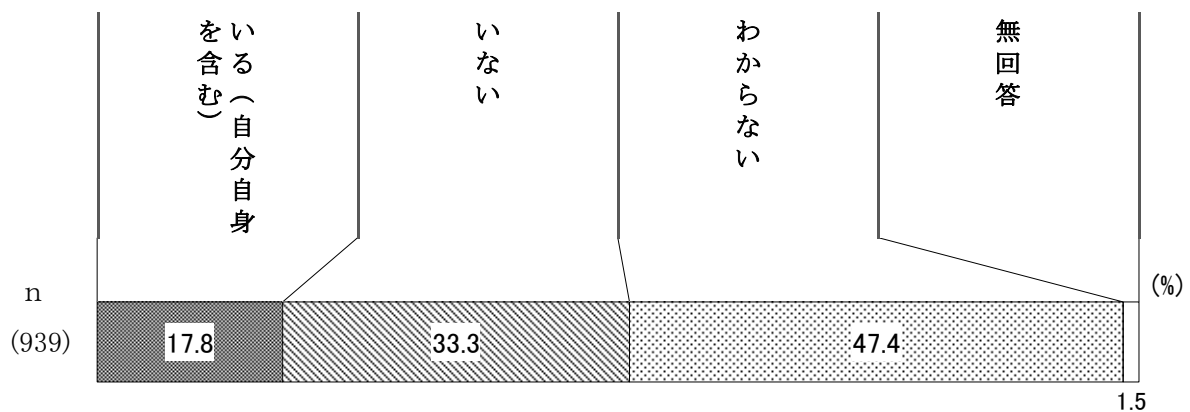


(12) 孤独・ひきこもりについて

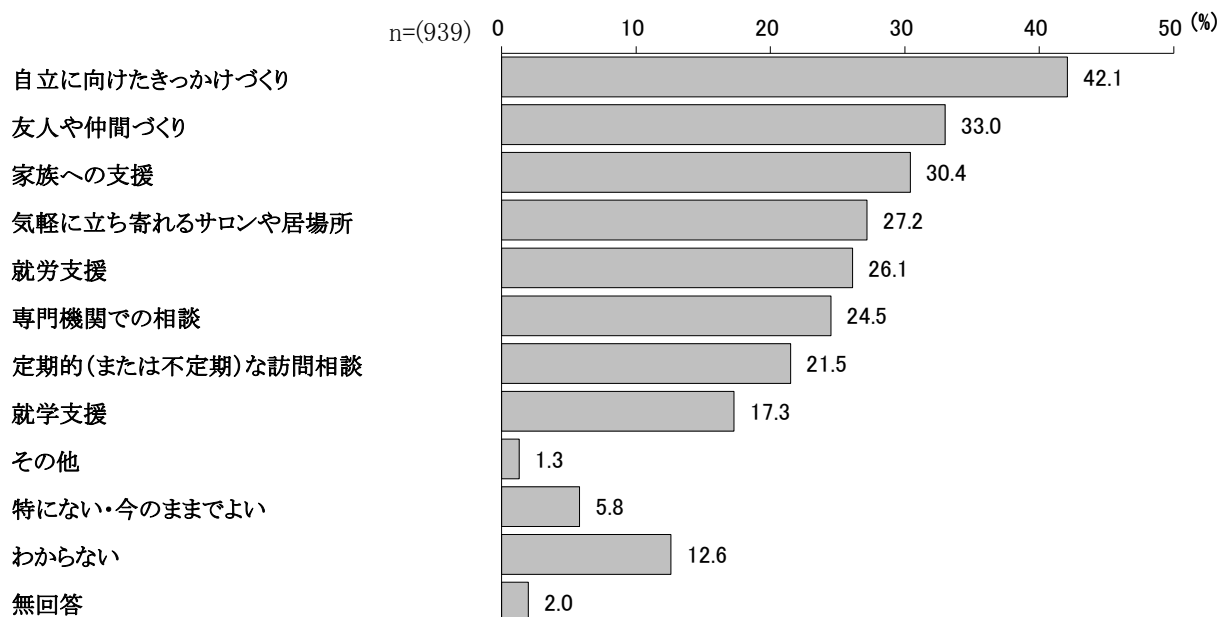
地域や身近に家族以外の人との関わりをほとんど持たない方の有無については、「わからない」(47.4%)が最も多く、「いる(自分自身を含む)」は17.8%、「いない」は33.3%となっています。

家族以外の人との交流をほとんどしない方に必要だと思うことについては、「自立に向けたきっかけづくり」(42.1%)が最も多く、以下「友人や仲間づくり」(33.0%)、「家族への支援」(30.4%)、「気軽に立ち寄れるサロンや居場所」(27.2%)、「就労支援」(26.1%)、「専門機関での相談」(24.5%)、「定期的(または不定期)な訪問相談」(21.5%)となっています。

【地域や身近に家族以外の人との関わりをほとんど持たない方の有無】

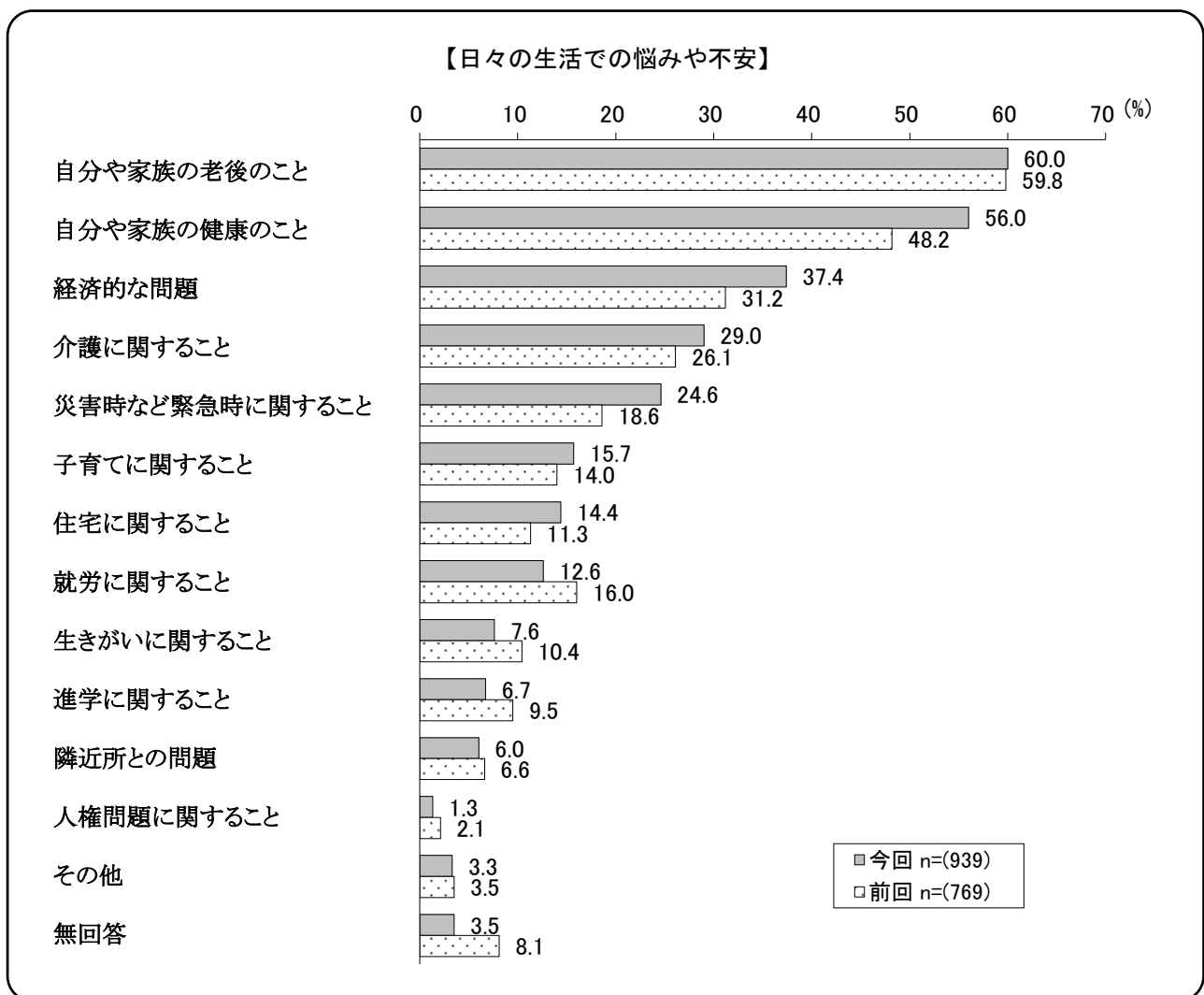


【家族以外の人との交流をほとんどしない方に必要だと思うこと】

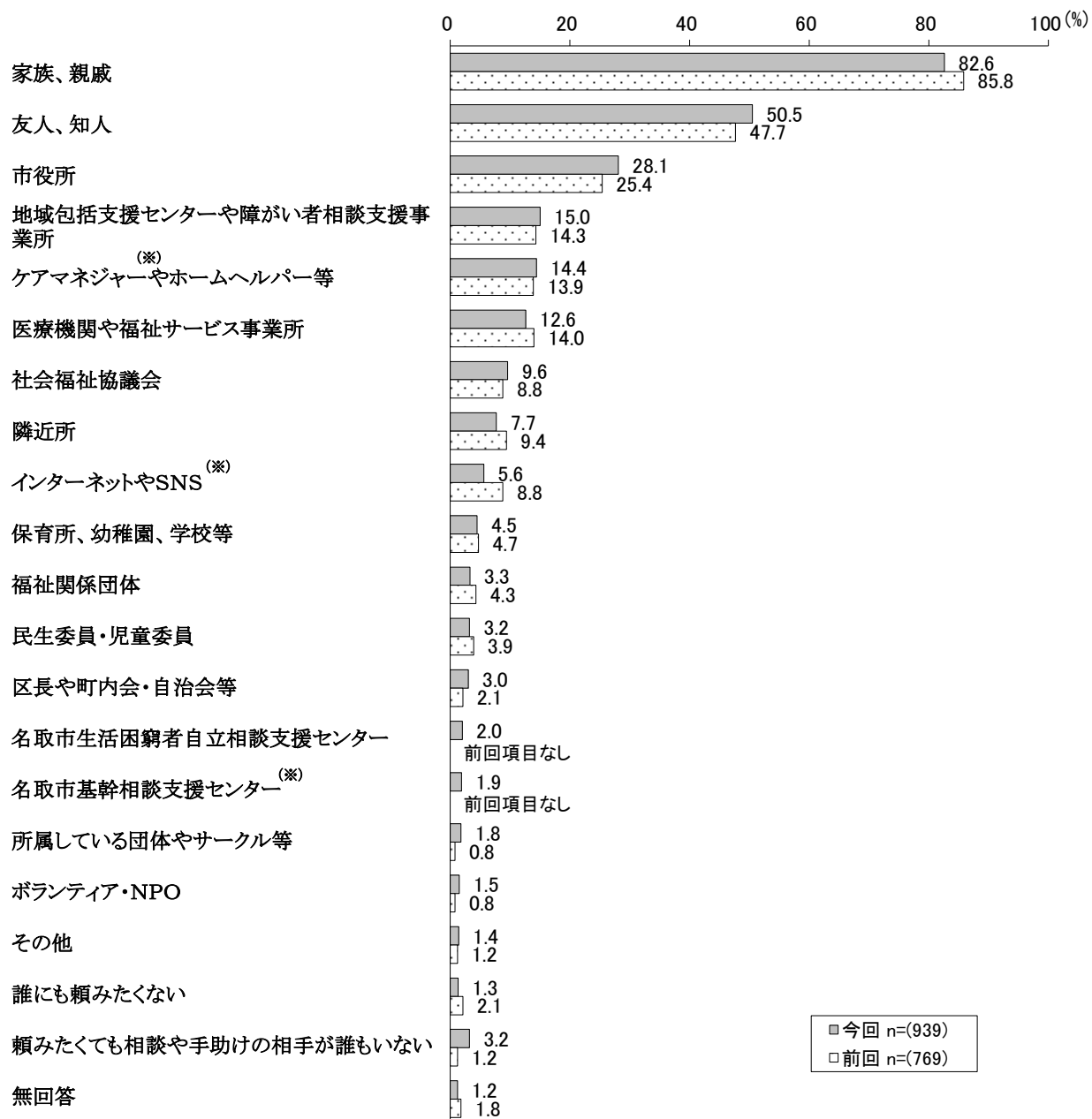


(13) 生活上の悩みや手助け等について

日々の生活での悩みや不安については、「自分や家族の老後のこと」が60.0%（前回59.8%、増加）、「自分や家族の健康のこと」が56.0%（前回48.2%、増加）とともに多く、相談や手助けを頼みたい相手は「家族、親戚」が82.6%（前回85.8%、減少）、「友人、知人」が50.5%（前回47.7%、増加）など身近な人が多く、「市役所」は28.1%（前回25.4%、増加）にとどまっています。



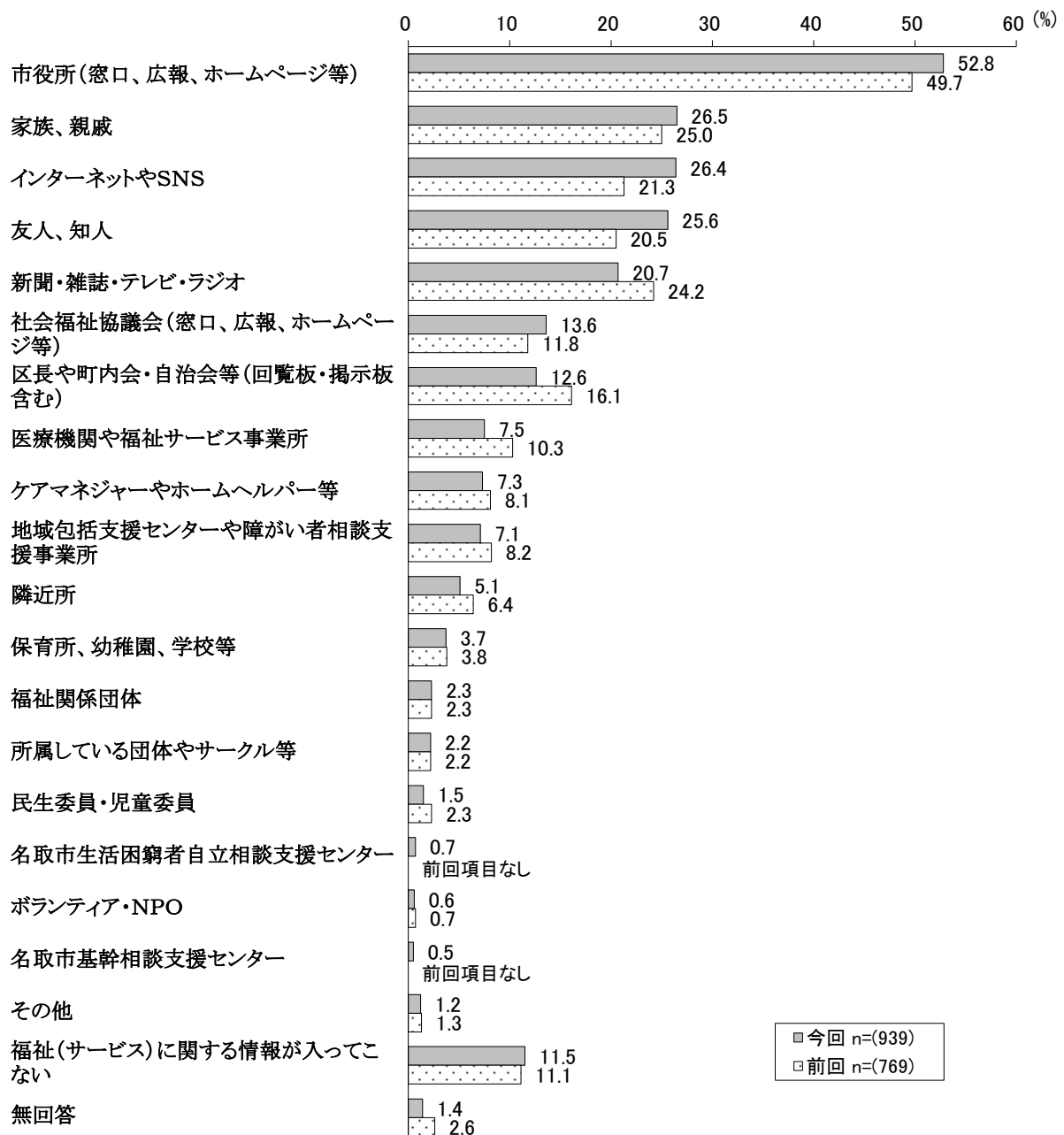
【生活上の問題について相談や手助けを頼みたい意向】



(14) 福祉サービスに関する情報の入手先について

福祉サービスに関する情報の入手先については、「市役所（窓口、広報、ホームページ等）」が52.8%（前回49.7%、増加）と最も多く、以下の「家族、親戚」（26.5%（前回25.0%、増加））、「インターネットやSNS」（26.4%（前回21.3%、増加））、「友人、知人」（25.6%（前回20.5%、増加））、「新聞・雑誌・テレビ・ラジオ」（20.7%（前回24.2%、減少））に比べて頼りとされています。前回に比べて「インターネットやSNS」が増加し順位を上げた一方で、「新聞・雑誌・テレビ・ラジオ」は減少しています。

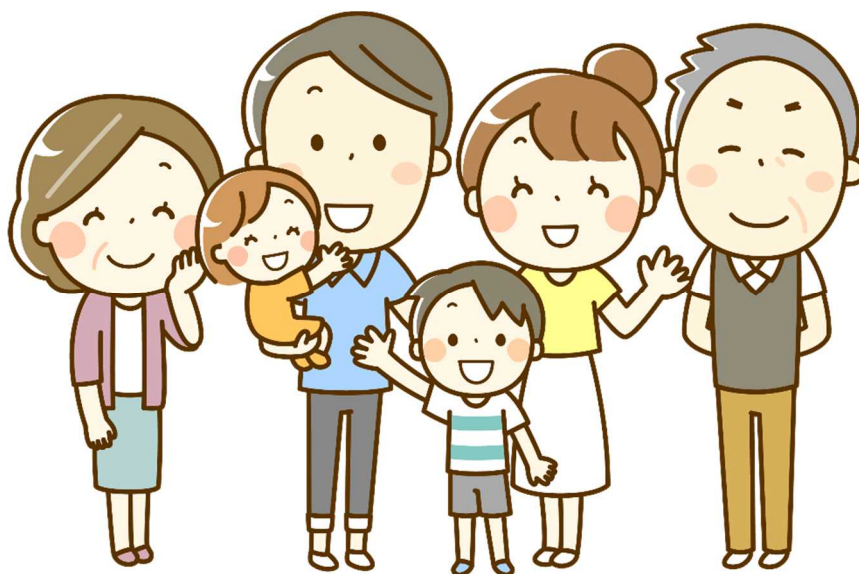
【福祉サービスに関する情報の入手先】



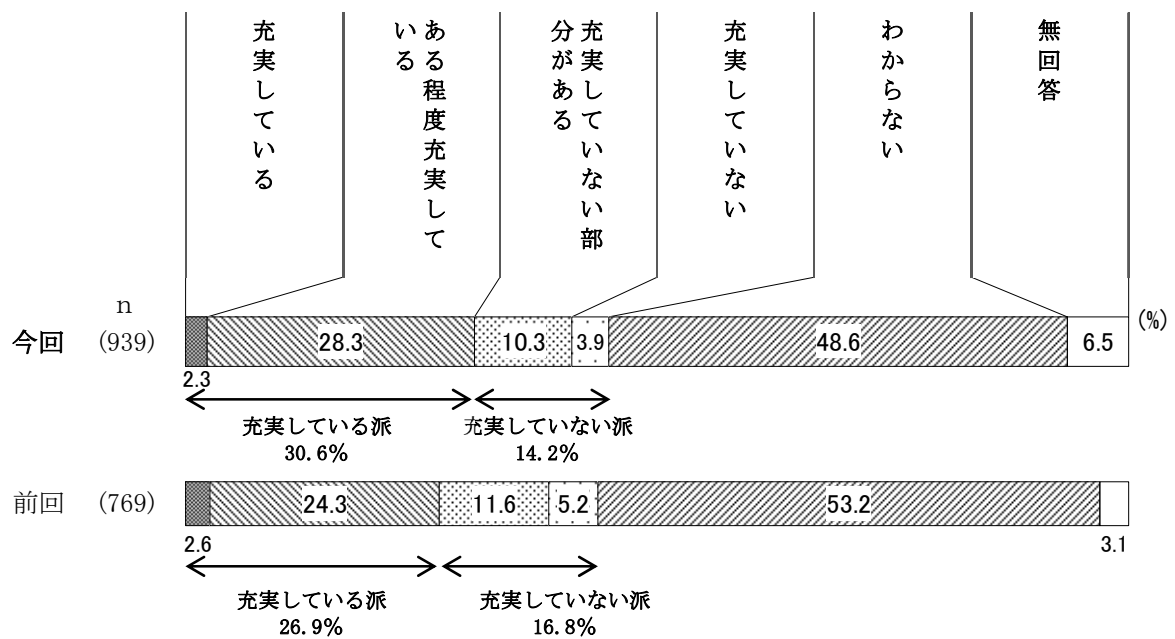
(15) 今後の福祉行政のあり方について

行政が行っている福祉サービスの水準については、“充実している派”は30.6%（前回26.9%、増加）と“充実していない派”の14.2%（前回16.8%、減少）を上回っているものの、「わからない」が48.6%（前回53.2%、減少）となっており、評価できない回答が最も多くなっています。

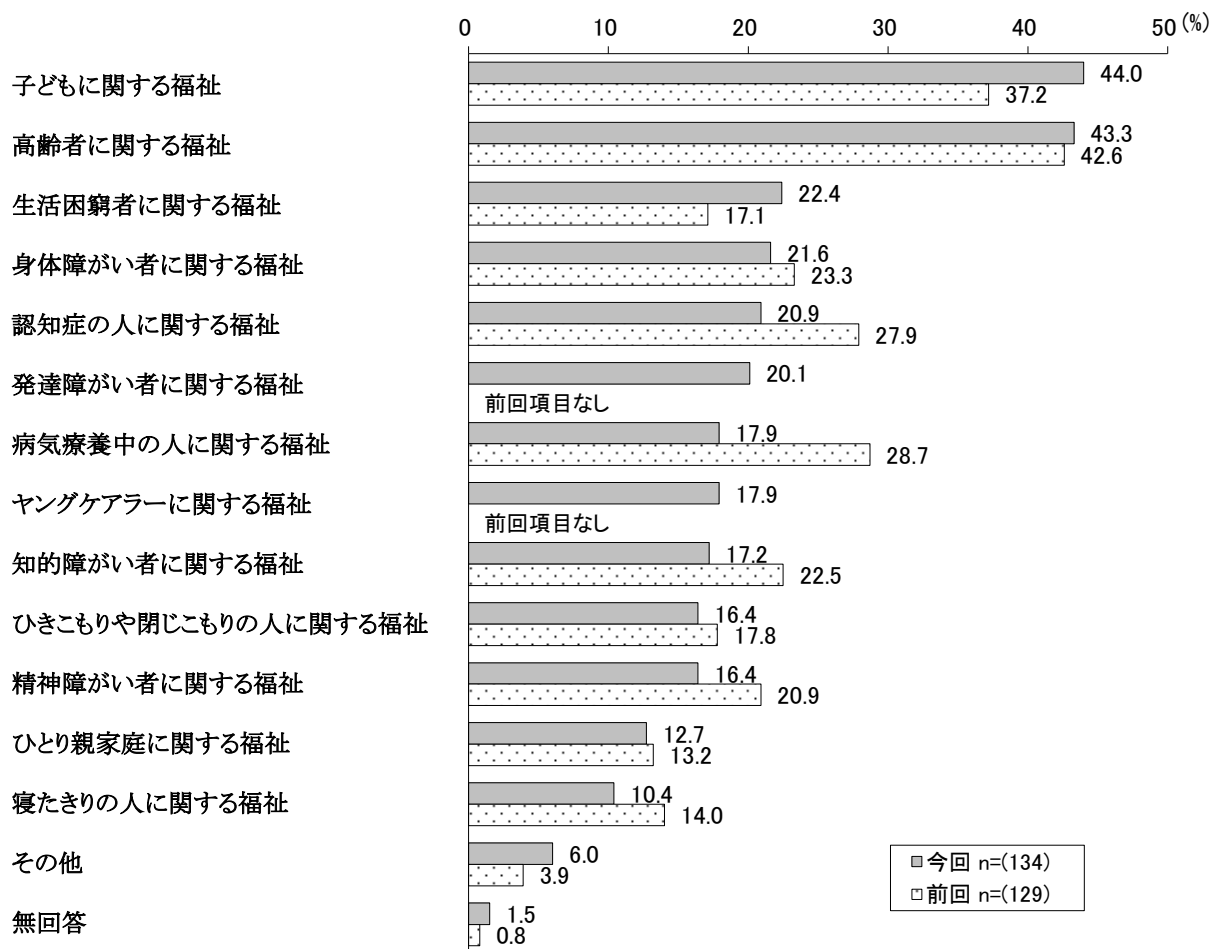
充実していないと考える福祉サービスについては、「子どもに関する福祉」（44.0%（前回37.2%、増加））、「高齢者に関する福祉」（43.3%（前回42.6%、増加））がともに多く、以下「生活困窮者に関する福祉」（22.4%（前回17.1%、増加））、「身体障がい者に関する福祉」（21.6%（前回23.3%、減少））、「認知症の人に関する福祉」（20.9%（前回27.9%、減少））、「発達障がい者に関する福祉」（20.1%（新規項目のため前回なし））、「病気療養中の人に関する福祉」（17.9%（前回28.7%、減少））、「ヤングケアラーに関する福祉」（17.9%（新規項目のため前回なし））、「知的障がい者に関する福祉」（17.2%（前回22.5%、減少））、「ひきこもりや閉じこもりの人に関する福祉」（16.4%（前回17.8%、減少））、「精神障がい者に関する福祉」（16.4%（前回20.9%、減少））となっています。



【行政が行っている福祉サービスの水準】

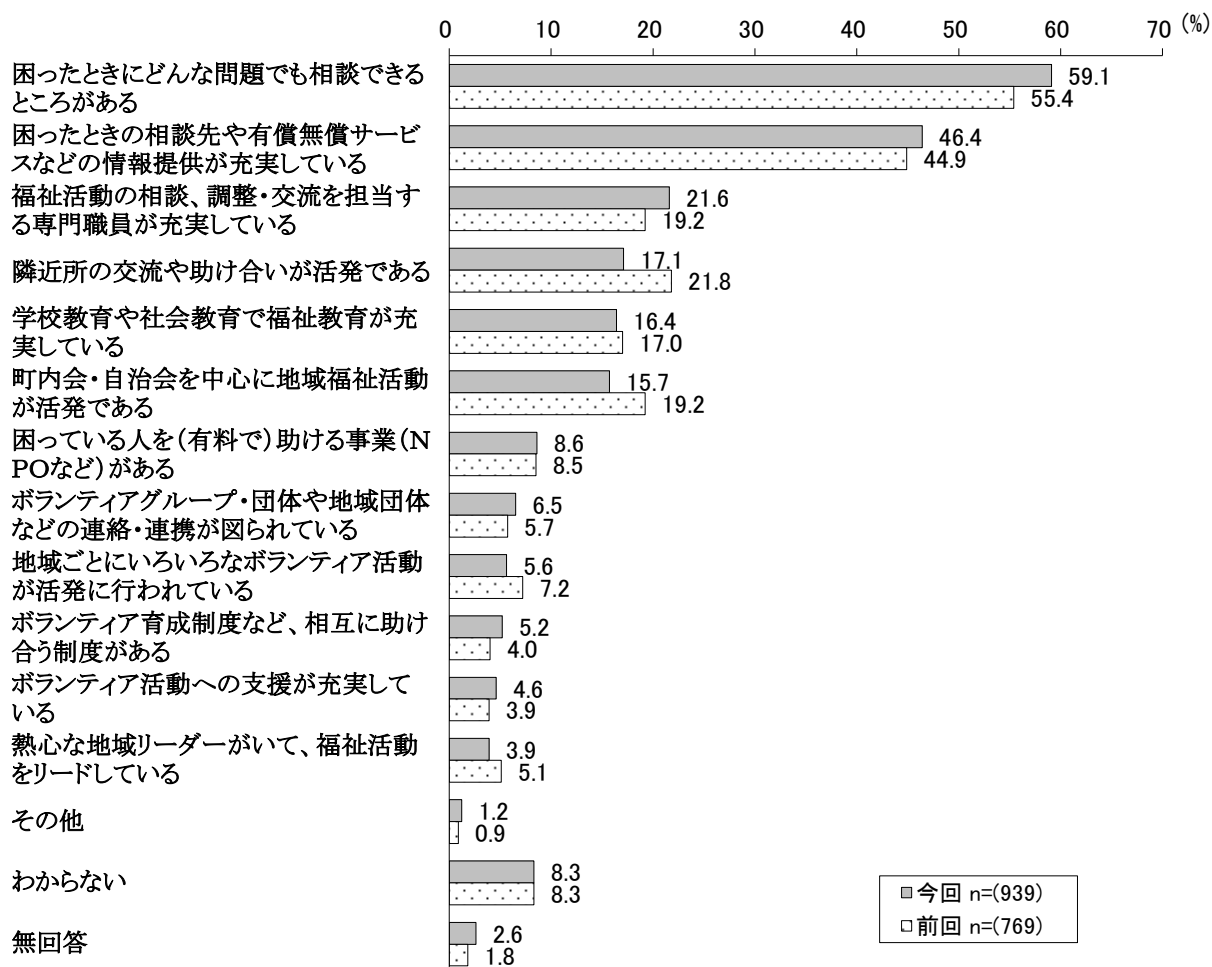


【充実していないと考える福祉サービス】

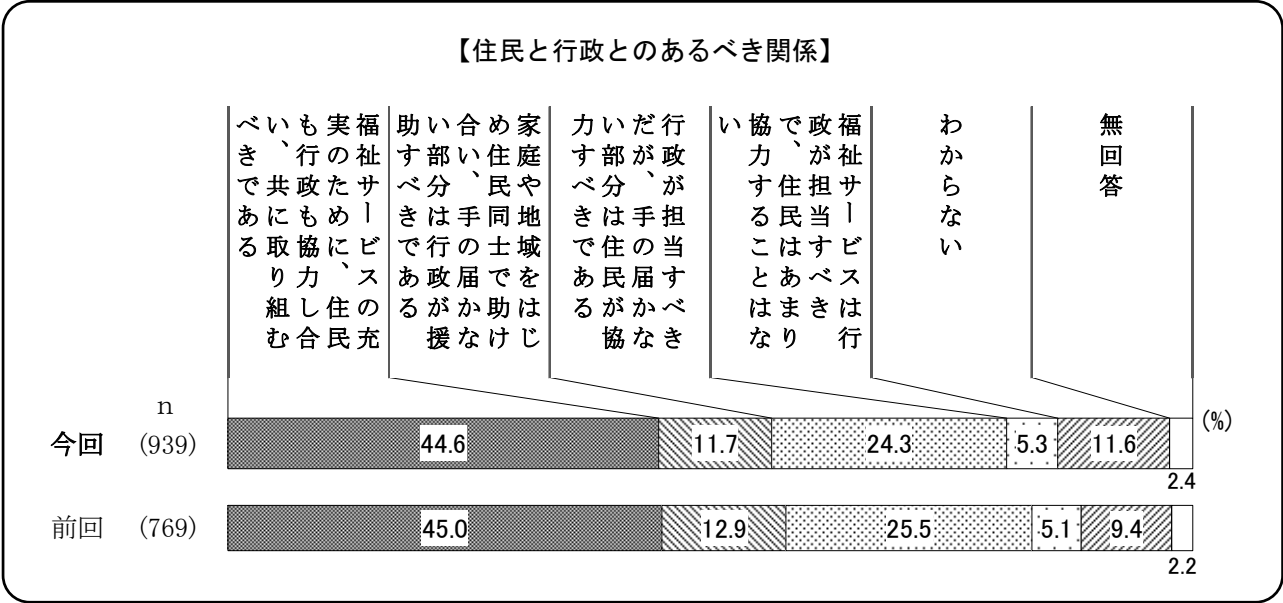


助け合えるまちとしての理想像については、「困ったときにどんな問題でも相談できるところがある」(59.1% (前回55.4%、増加))、「困ったときの相談先や有償無償サービスなどの情報提供が充実している」(46.4% (前回44.9%、増加)) がともに多く、「隣近所の交流や助け合いが活発である」(17.1% (前回21.8%、減少))、「町内会・自治会を中心に地域福祉活動が活発である」(15.7% (前回19.2%、減少)) など、自助・互助についてはその半分以下の回答にとどまっています。

【助け合えるまちとしての理想像】



住民と行政とのあるべき関係については、「福祉サービスの充実のために、住民も行政も協力し合い、共に取り組むべきである」が44.6%（前回45.0%、減少）と最も多く、以下「行政が担当すべきだが、手の届かない部分は住民が協力すべきである」が24.3%（前回25.5%、減少）、「家庭や地域をはじめ住民同士で助け合い、手の届かない部分は行政が援助すべきである」が11.7%（前回12.9%、減少）と、住民と行政が協力し合うべきとの回答が多くなっています。



7. 団体調査の結果からみる状況

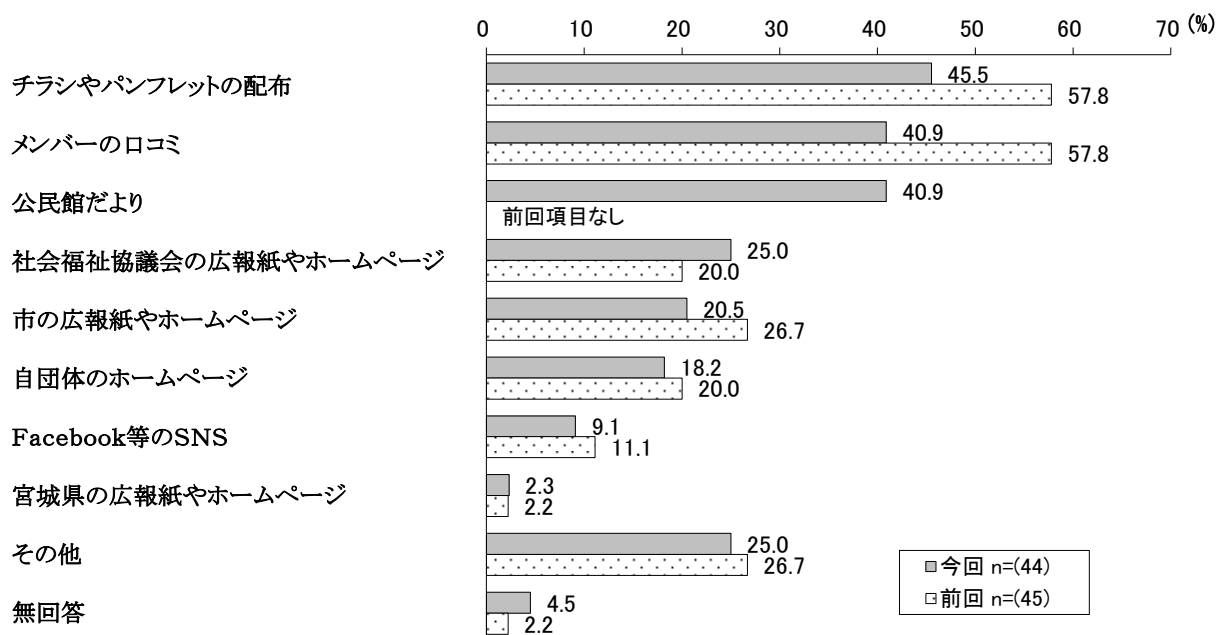
(1) 調査概要

調査対象	名取市において福祉活動に従事する団体・事業者50団体
対象団体	民生委員児童委員協議会(3団体)・地区福祉委員会(7団体)・障がい者関係団体(4団体)・子ども関係団体(6団体)・地域おこし団体(3団体)・高齢者団体(5団体)・ボランティア団体(14団体)・その他(8団体)
調査方法	郵送配付－郵送回収
調査期間	令和6(2024)年1月19日～令和6(2024)年2月2日 (令和6(2024)年2月20日までの回収票を有効とした)
企画実施	名取市 健康福祉部 社会福祉課
回収結果	有効回収数 44団体(88.0%)

(2) 団体の活動について

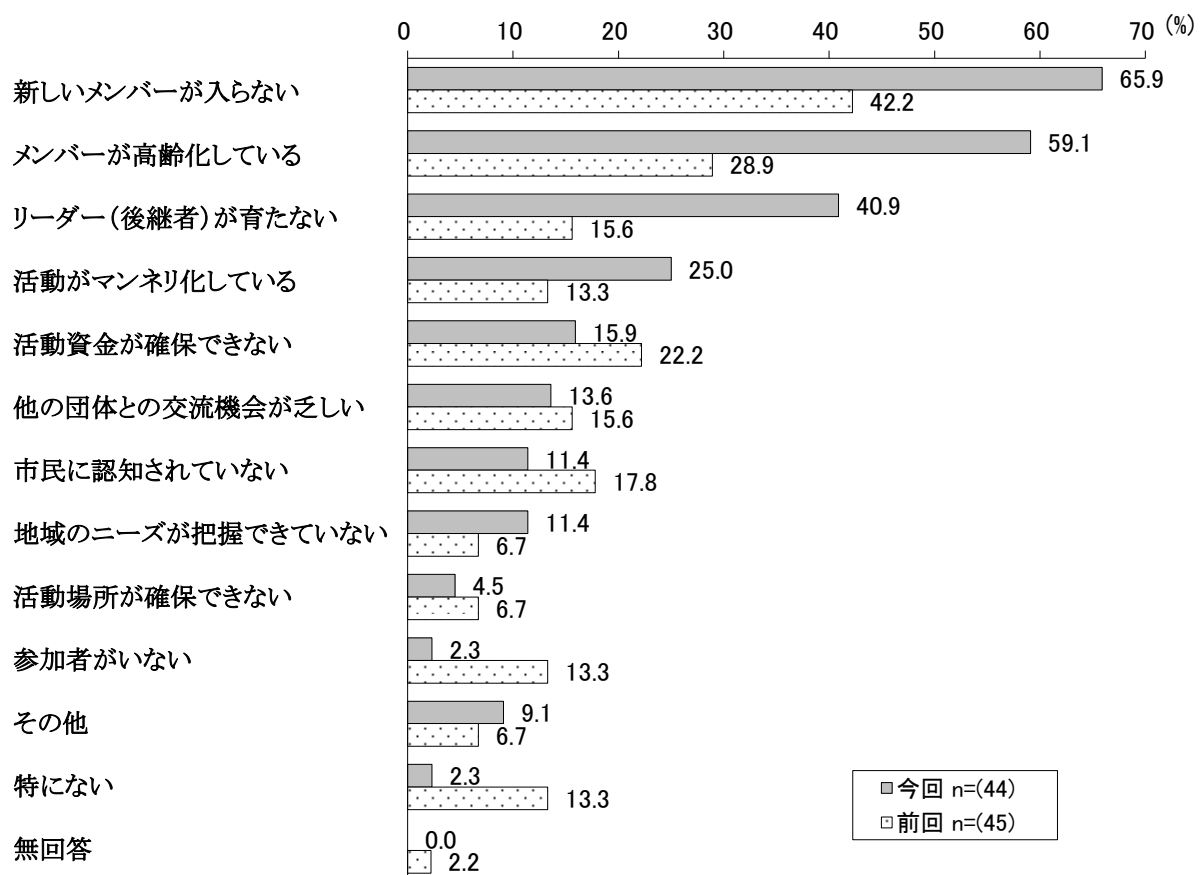
情報や活動内容の発信の仕方については、「チラシやパンフレットの配布」が45.5%（前回57.8%、減少）が最も多く、以下「メンバーの口コミ」が40.9%（前回57.8%、減少）「公民館だより」が40.9%（新規項目のため前回なし）となっています。

【情報や活動内容の発信の仕方】



活動している中で困っていることについては、「新しいメンバーが入らない」(65.9%(前回42.2%、増加))、「メンバーが高齢化している」(59.1%(前回28.9%、増加))、「リーダー(後継者)が育たない」(40.9%(前回15.6%、増加))といった人材についての回答が多く、以下「活動がマンネリ化している」(25.0%(前回13.3%、増加))、「活動資金が確保できない」(15.9%(前回22.2%、減少))、「他の団体との交流機会が乏しい」(13.6%(前回15.6%、減少))、「市民に認知されていない」(11.4%(前回17.8%、減少))、「地域のニーズが把握できていない」(11.4%(前回6.7%、増加))となっています。

【活動している中で困っていること】

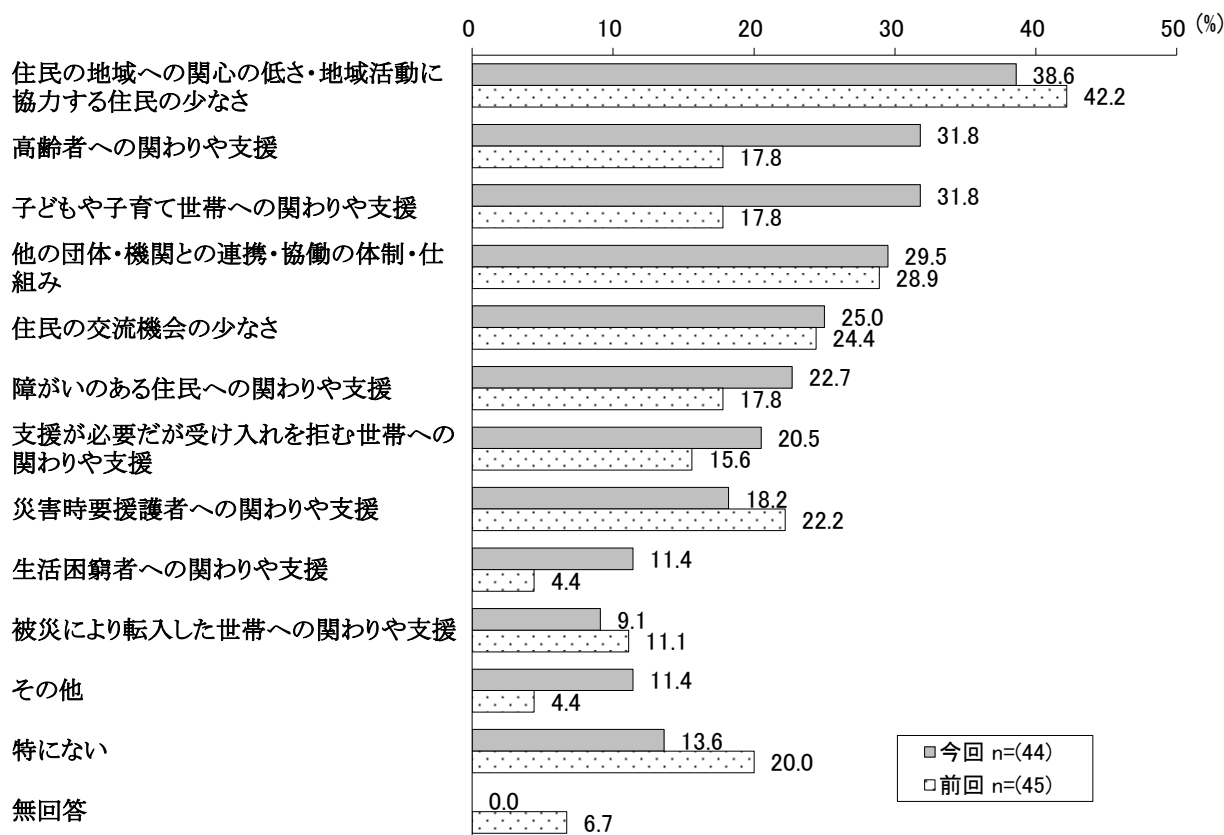


(3) 地域福祉について

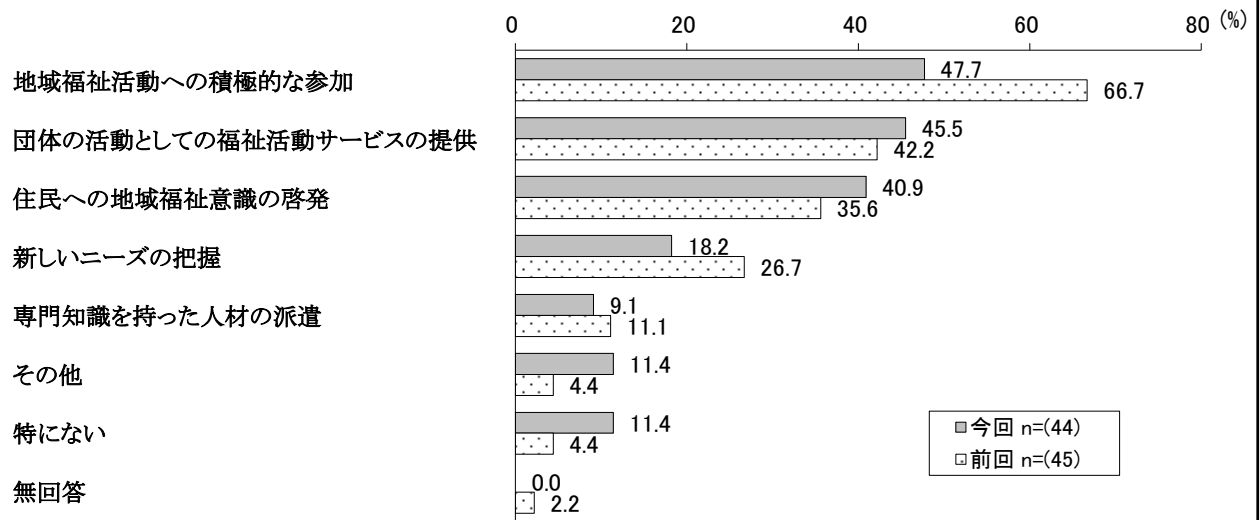
地域福祉の観点での課題については、「住民の地域への関心の低さ・地域活動に協力する住民の少なさ」が38.6%（前回42.2%、減少）と最も多く、以下「高齢者への関わりや支援」（31.8%（前回17.8%、増加））、「子どもや子育て世帯への関わりや支援」（31.8%（前回17.8%、増加））、「他の団体・機関との連携・協働の体制・仕組み」（29.5%（前回28.9%、増加））、「住民の交流機会の少なさ」（25.0%（前回24.4%、増加））となっています。

活性化するため協力できることについては「地域福祉活動への積極的な参加」（47.7%（前回66.7%、減少））、「団体の活動としての福祉活動サービスの提供」（45.5%（前回42.2%、増加））、「住民への地域福祉意識の啓発」（40.9%（前回35.6%、増加））が多く、以下「新しいニーズの把握」（18.2%（前回26.7%、減少））、「専門知識を持った人材の派遣」（9.1%（前回11.1%、減少））となっており、活動そのものが地域福祉を活性化するものと考えていることがわかります。

【地域福祉の観点での課題】

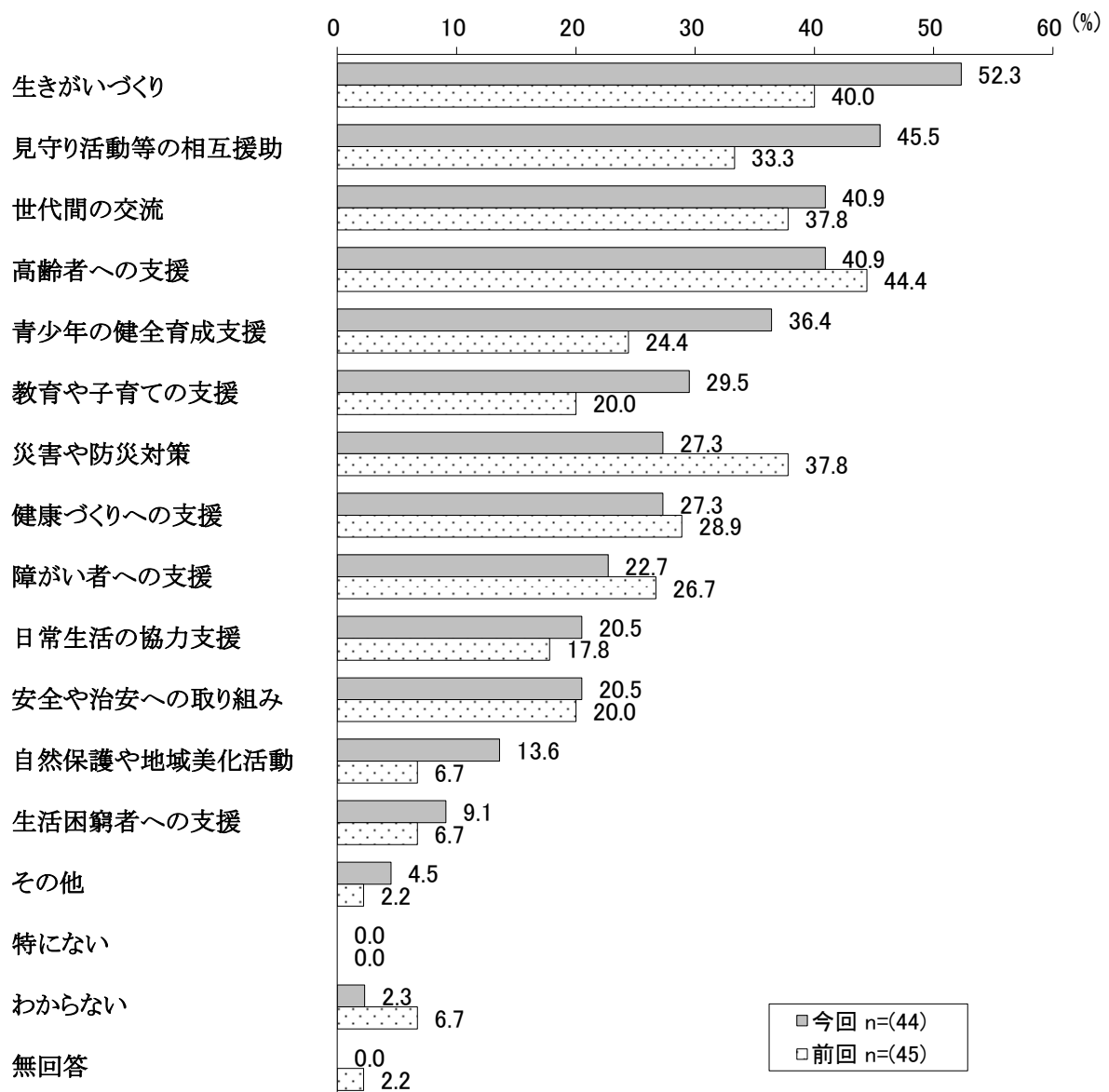


【活性化するため協力できること】



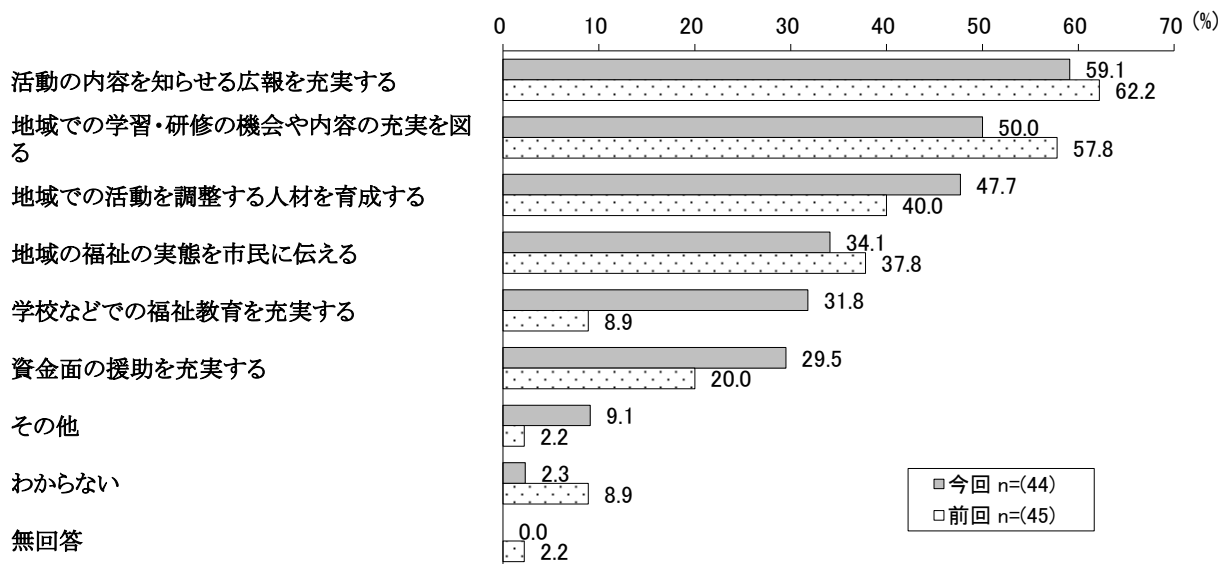
地域の役割や人が協力して取り組むにあたって必要なことについては、「生きがいがづくり」(52.3% (前回40.0%、増加)) が最も多く、以下「見守り活動等の相互援助」(45.5% (前回33.3%、増加))、「世代間の交流」(40.9% (前回37.8%、増加))、「高齢者への支援」(40.9% (前回44.4%、減少))、「青少年の健全育成支援」(36.4% (前回24.4%、増加))となっています。

【地域の役割や人が協力して取り組むにあたって必要なこと】



ボランティア活動の輪を広げるために重要なことについては、「活動の内容を知らせる広報を充実する」(59.1% (前回62.2%、減少)) が最も多く、以下「地域での学習・研修の機会や内容の充実を図る」(50.0% (前回57.8%、減少))、「地域での活動を調整する人材を育成する」(47.7% (40.0%、増加))、「地域の福祉の実態を市民に伝える」(34.1% (前回37.8%、減少))、「学校などでの福祉教育を充実する」(31.8% (前回8.9%、増加))、「資金面の援助を充実する」(29.5% (前回20.0%、増加)) となっており、様々な形で活動を知らせる取り組みの充実と、それによる人材の育成・確保が提案されており、広報やマッチング等の重要性は明らかです。

【ボランティア活動の輪を広げるために重要なこと】

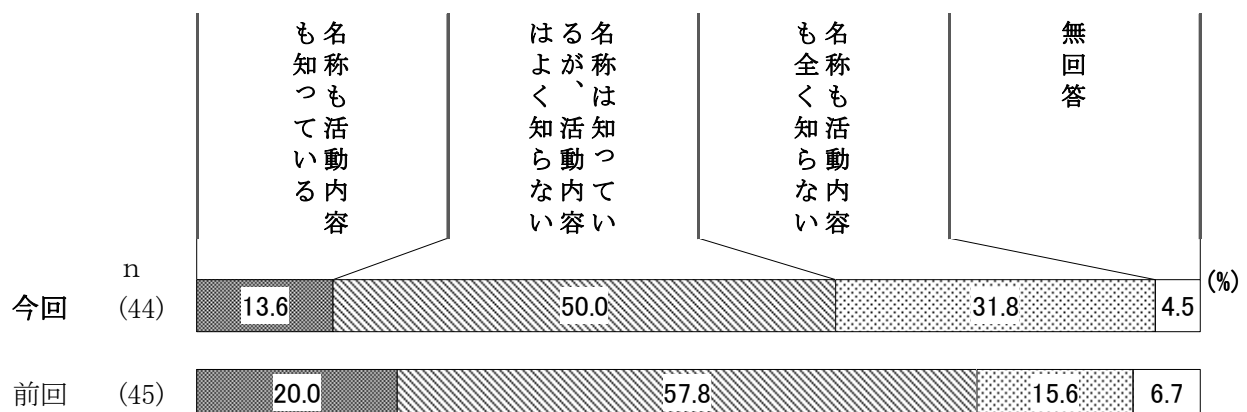


(4) コミュニティソーシャルワーカー（CSW）について

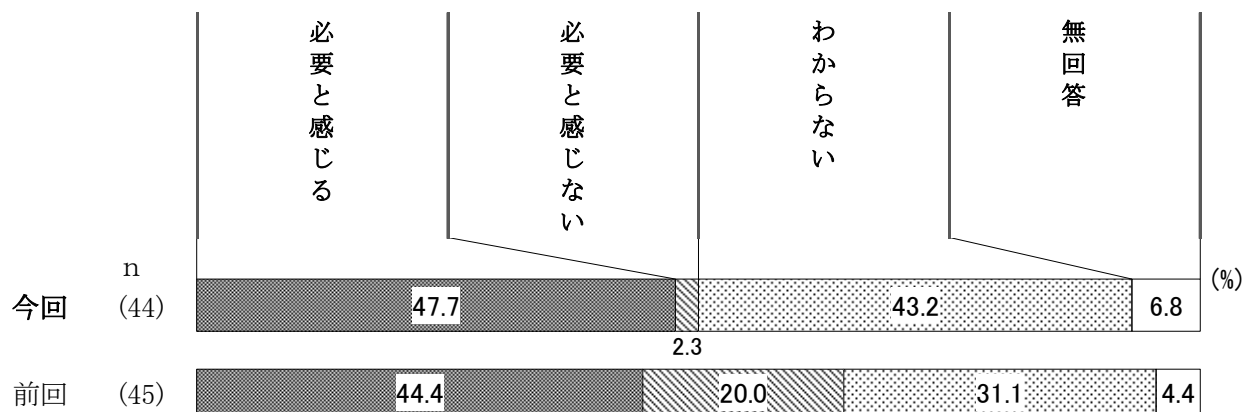
コミュニティソーシャルワーカー（CSW）（※）について、「名称は知っているが、活動内容はよく知らない」（50.0%（前回57.8%、減少））、「名称も活動内容も全く知らない」（31.8%（前回15.6%、増加））と、認知度は低くなっています。

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）との関わりの必要性については、「必要と感じる」が47.7%（前回44.4%、増加）で、希望する連携の仕方は、「社会福祉協議会などにおいていつでも相談に乗ってくれる」（57.1%（前回35.0%、増加））、「地域に出向いて相談に乗ってくれる」（57.1%（前回55.0%、増加））、「個別具体の事業や活動に対して支援や協力をしてくれる」（57.1%（前回45.0%、増加））がともに最も多く、以下「研修会などの講師の役割をしてくれる」（38.1%（前回50.0%、減少））、「コーディネーターとして、各種調整をしてくれる」（38.1%（前回40.0%、減少））、「会議などでアドバイスをしてくれる」（28.6%（前回50.0%、減少））となっています。

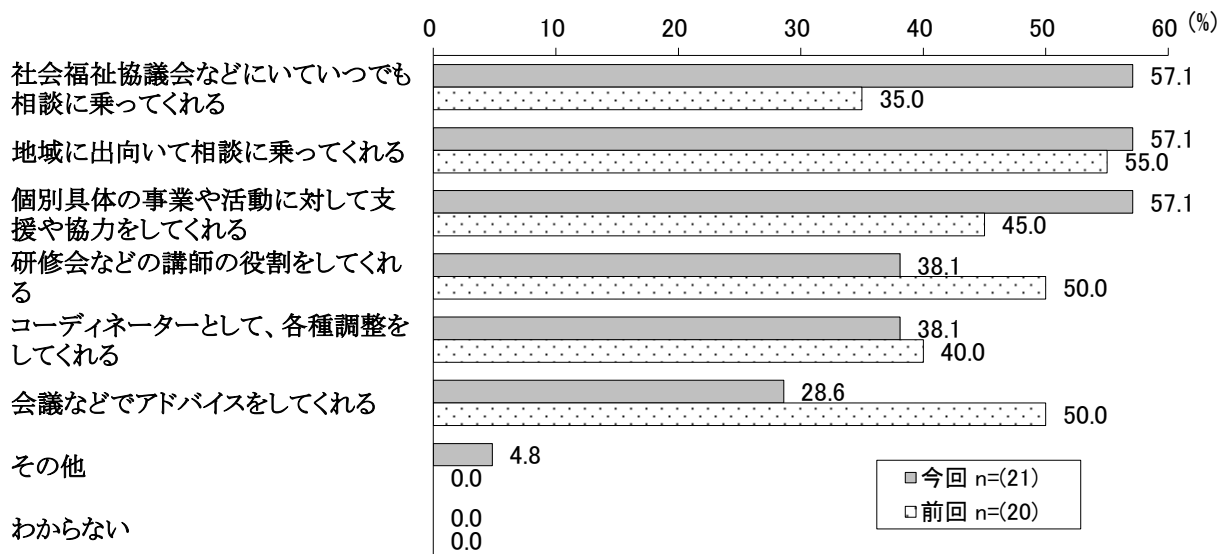
【コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の認知度】



【コミュニティソーシャルワーカー（CSW）との関わりの必要性】



【コミュニティソーシャルワーカー（CSW）に希望する連携の仕方】

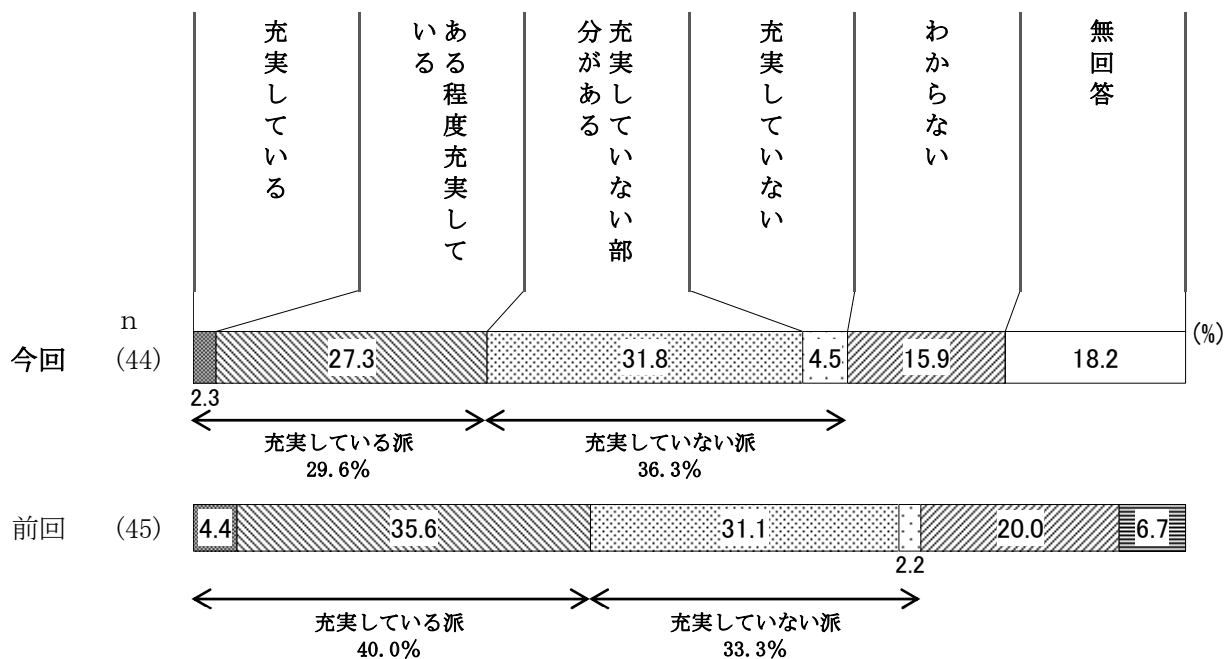


（５）今後の福祉行政のあり方について

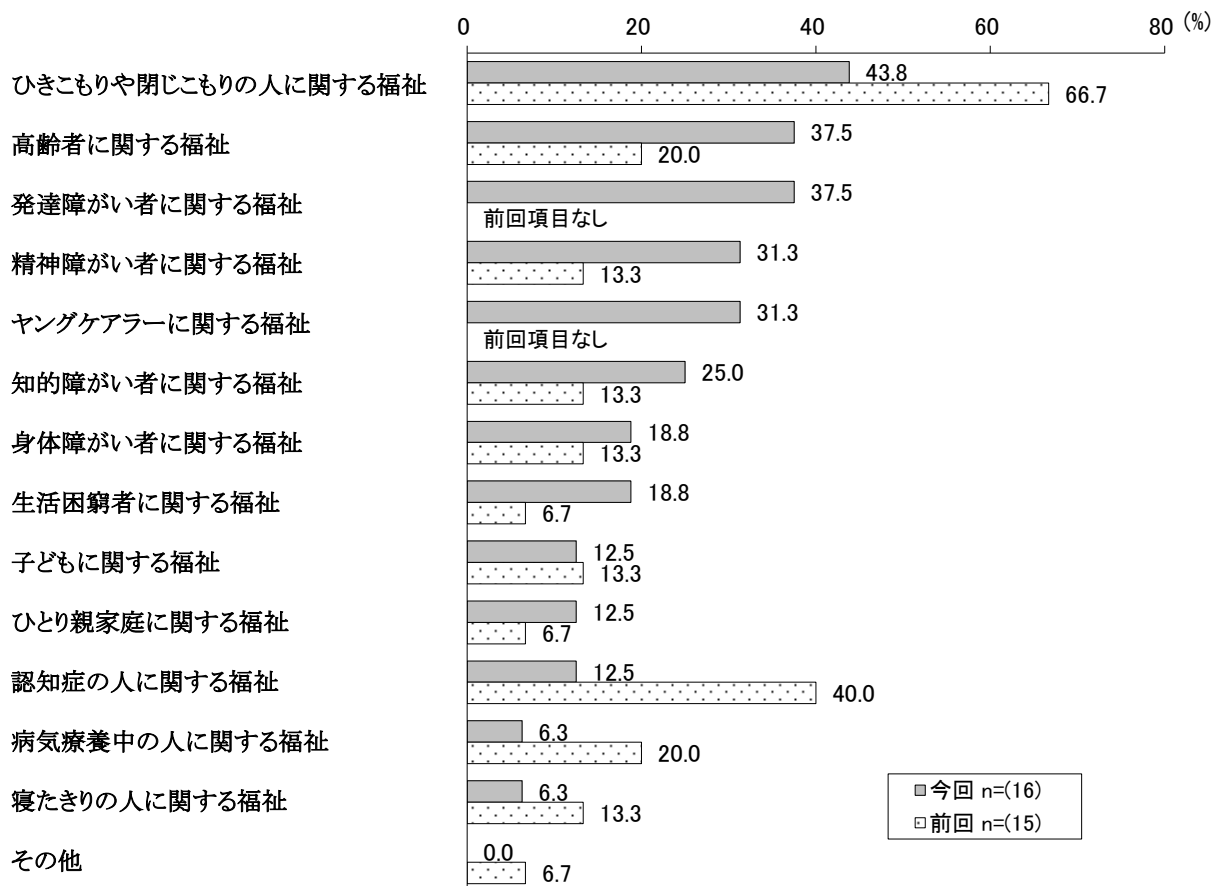
行政が行っている福祉サービスの水準について、“充実している派”は29.6%（前回40.0%、減少）と“充実していない派”（36.3%（前回33.3%、増加））を下回っています。

充実していないと考える福祉サービスについては、「ひきこもりや閉じこもりの人に関する福祉」（43.8%（前回66.7%、減少））が最も多く、以下「高齢者に関する福祉」（37.5%（前回20.0%、増加））、「発達障がい者に関する福祉」（37.5%（新規項目のため前回なし））、「精神障がい者に関する福祉」（31.3%（前回13.3%、増加））、「ヤングケアラーに関する福祉」（31.3%（新規項目のため前回なし））、「知的障がい者に関する福祉」（25.0%（前回13.3%、増加））、「身体障がい者に関する福祉」（18.8%（前回13.3%、増加））、「生活困窮者に関する福祉」（18.8%（前回6.7%、増加））、「子どもに関する福祉」（12.5%（前回13.3%、減少））、「ひとり親家庭に関する福祉」（12.5%（前回6.7%、増加））、「認知症の人に関する福祉」（12.5%（前回40.0%、減少））となっています。

【行政が行っている福祉サービスの水準】

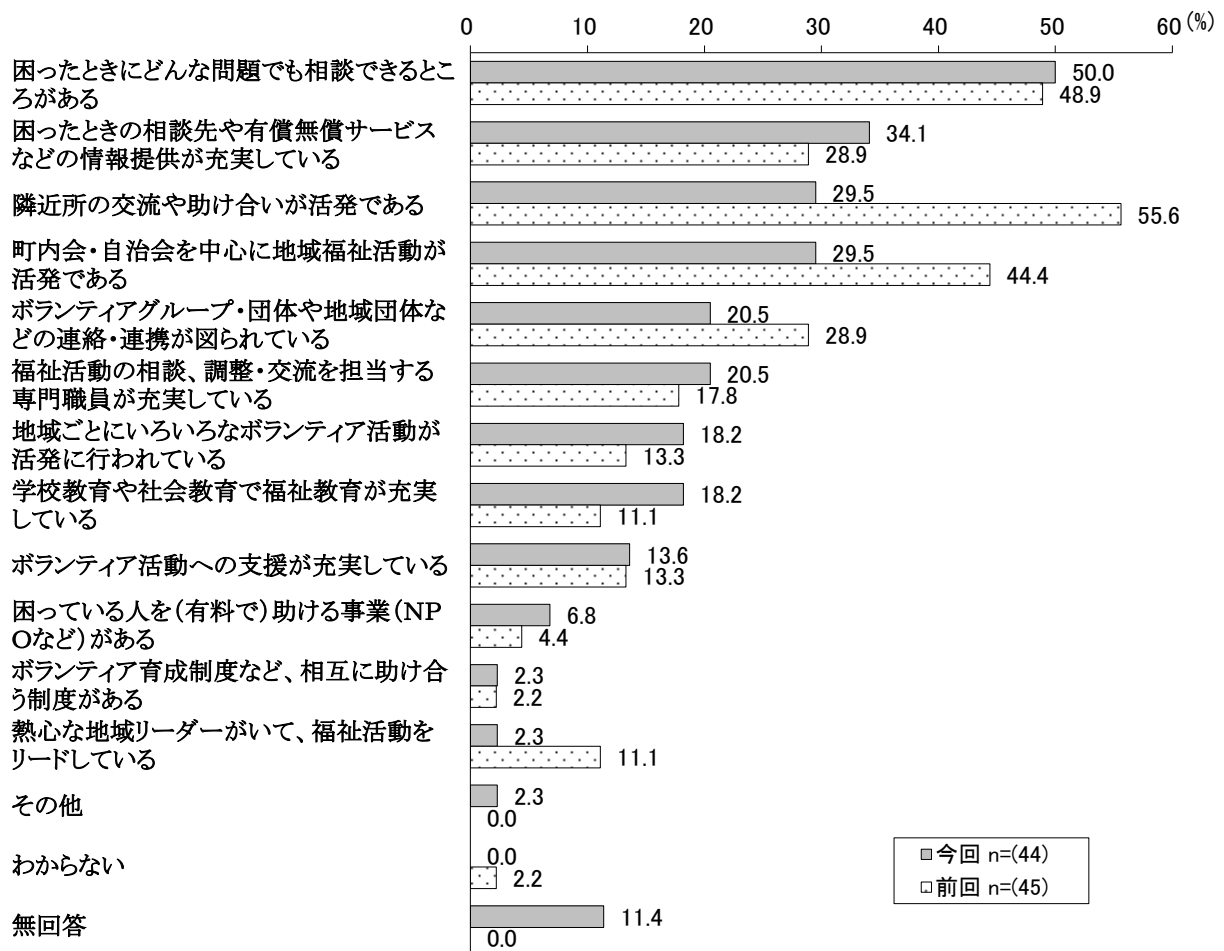


【充実していないと考える福祉サービス】

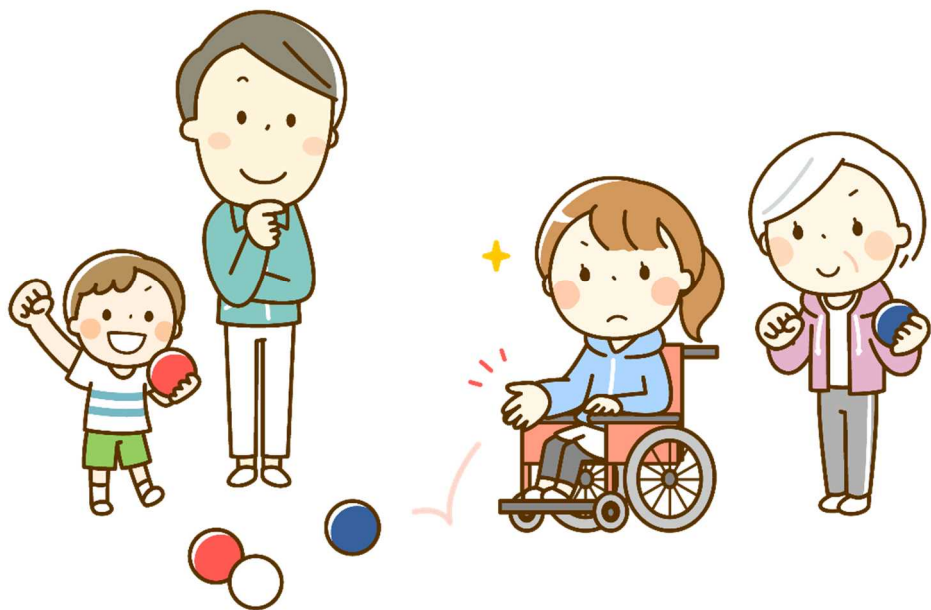
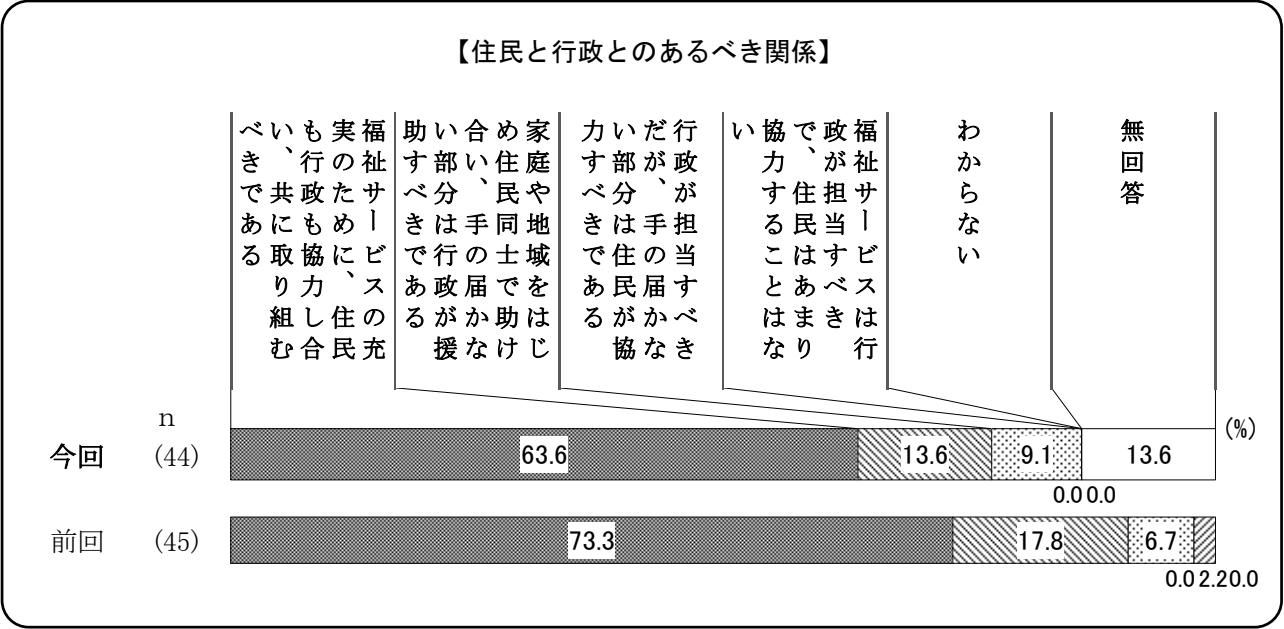


助け合えるまちとしての理想像については、「困ったときにどんな問題でも相談できるところがある」(50.0% (前回48.9%、増加)) が最も多く、以下「困ったときの相談先や有償無償サービスなどの情報提供が充実している」(34.1% (前回28.9%、増加))、「隣近所の交流や助け合いが活発である」(29.5% (前回55.6%、減少))、「町内会・自治会を中心に地域福祉活動が活発である」(29.5% (前回44.4%、減少)) が多く、市民に比べて自助・互助が上位となっています。前回に比べて「相談」が重要視されています。

【助け合えるまちとしての理想像】

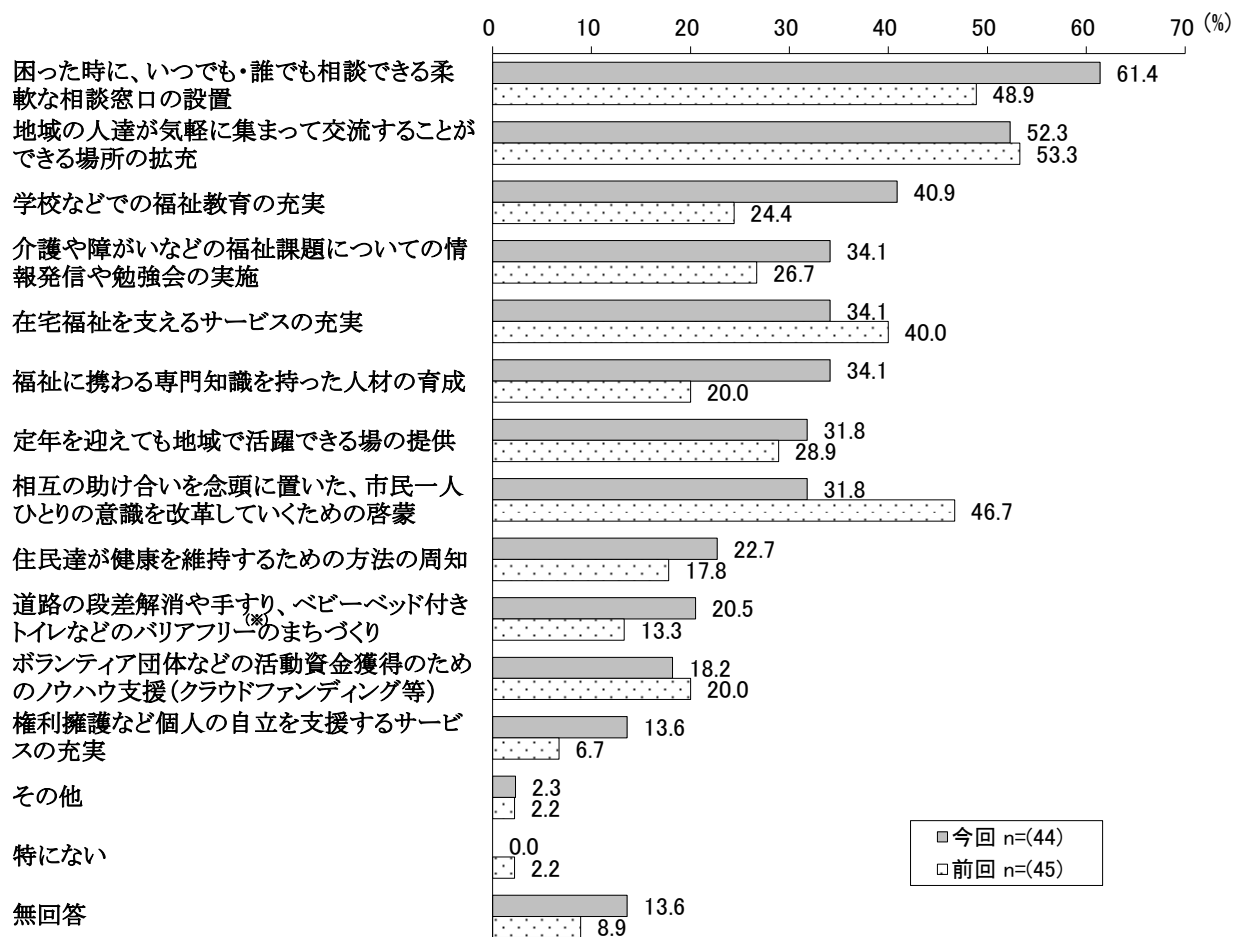


住民と行政とのあるべき関係については、「福祉サービスの充実のために、住民も行政も協力し合い、共に取り組むべきである」が63.6%（前回73.3%、減少）と、57ページの市民の調査結果の44.6%に比べて高い割合となっています。



住民の活動を推進する上で、行政に期待することについては、「困った時に、いつでも・誰でも相談できる柔軟な相談窓口の設置」(61.4%(前回48.9%、増加))が最も多く、以下「地域の人達が気軽に集まって交流することができる場所の拡充」(52.3%(前回53.3%、減少))、「学校などでの福祉教育の充実」(40.9%(前回24.4%、増加))、「介護や障がいなどの福祉課題についての情報発信や勉強会の実施」(34.1%(前回26.7%、増加))、「在宅福祉を支えるサービスの充実」(34.1%(前回40.0%、減少))、「福祉に携わる専門知識を持った人材の育成」(34.1%(前回20.0%、増加))、「定年を迎えても地域で活躍できる場の提供」(31.8%(前回28.9%、増加))、「相互の助け合いを念頭に置いた、市民一人ひとりの意識を改革していくための啓蒙」(31.8%(前回46.7%、減少))となっています。前回に比べて「相談」と「福祉教育」が重要視されています。

【住民の活動を推進する上で、行政に期待すること】



8. 地域福祉をめぐる課題

市民が主体的に支え合うまちづくりの課題

本市でも核家族化、少子高齢化の進行に加え、コロナ禍の影響もあり、町内会行事などの地域活動への参加割合も減少し、人づきあいの希薄化が懸念されています。

地域課題の解決にあたっては、福祉関係団体では市民の積極的な参加が重要と考えていますが、市民の多くは公的機関の支援を期待しているなど、前回と同様に福祉を支えている側との考え方のギャップがみられます。

今後は、自分の住む近所・地域は、自分がよりよくすると考えるような地域への愛着の醸成のための多世代が交流できる取り組みや、地域福祉への理解を深める教育の充実に加え、各種活動に関する情報発信の工夫や活動の創意工夫も重要です。

地域の支え合いのしくみづくりの課題

本市において福祉活動に従事する福祉関係団体の半数以上がメンバーの不足や高齢化、後継者不足など、人材に関する課題を抱えており、見守りや支援が必要な人たちを支えるため、担い手の育成が必要です。それに加えて市民の地域への関心の低さ・地域活動に協力する市民の少なさを懸念しており、市民参画による団体活動の活性化が地域の福祉をよりよいものにできる要素の一つと捉えています。

また、情報の入手先は年代によって異なることから、紙媒体や人を介した情報提供に加え、SNSやアプリ等のICTも活用し、多様な手段による情報提供を行うことが必要であり、市民及び福祉関係団体ともに地域全体で助け合えるまちづくりを実現させる必要があります。

多様な主体の力を結集した協働・連携によるまちづくりの課題

本市ではこども家庭総合支援施設（現・こども家庭センター）・基幹相談支援センターの設置や地域包括支援センターの増設など、福祉の各分野で相談の拠点を拡充してきました。

行政が行っている福祉サービスの評価は、市民からは前回より向上しましたが、団体では充実していないが充実しているを上回るなど評価が下がっています。

今後は気軽な相談先の充実に加え、複合化・複雑化している地域課題に対応する包括的な支援体制の一層の充実が求められており、重層的支援体制の整備が必要です。

安全・安心な環境づくりについては、自主防災組織の組織率の向上に加え、避難行動要支援者（※）名簿への情報提供者の割合が見込みを上回るなど取り組みは進んでいます。市民が地域の役割や人が協力して取り組むにあたって必要と考えることは、災害や防災対策・安全や治安への取り組みが前回に続き上位であり、災害や防災対策に自身が取り組めると回答しており、市民を巻き込んだ活動の充実が一層重要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

計画の基本理念は、上位計画である名取市第六次長期総合計画との整合を図り、本市が進める地域福祉の基本的な考え方を定めます。

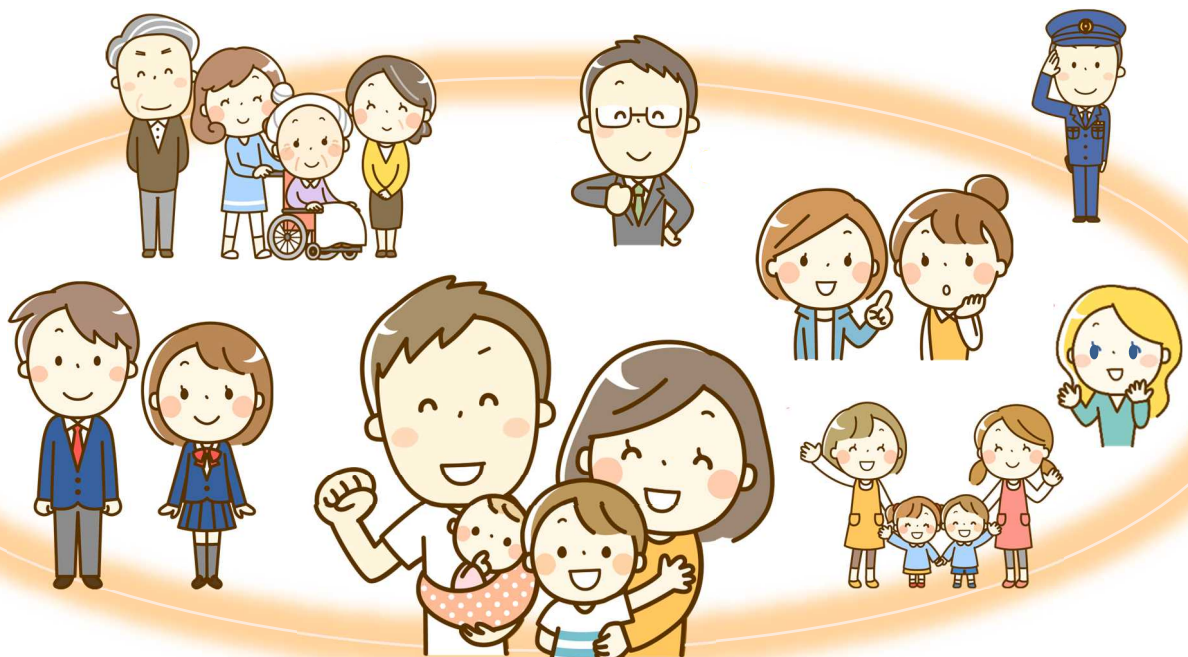
■基本理念■

基本
理念

市民が主役となり活躍する
地域共生社会の実現を目指して



市民が身近な地域の主役として、性別や年齢、障がいの有無などに関わらず「支え手」「受け手」という関係を超えて支え合い、行政を含めた多様な主体と連携・協働しながら、市民の幸せを目的とした地域共生社会を実現するまちづくりを進めます。



2. 計画の基本目標

基本理念の実現を図り、地域福祉をめぐる課題を解決するため、次の3つの「基本目標」を設定し、市民、地域、関係団体の連携協働により、地域福祉の取り組みを進めていきます。

基本目標Ⅰ 市民が主体的に支え合うまちづくり

市民が主体となって地域課題を把握し、その課題の解決に向けて福祉関係団体などと連携しながら、お互いを気づかうあたたかい気持ちにあふれたまちづくりを進めます。

基本目標Ⅱ 地域の支え合いのしくみづくり

市民に対し、行政や福祉関係団体からの福祉に関するわかりやすい情報発信に加え、市民も参画した見守り体制の構築などにより、地域全体で支援を必要とする人に寄り添い支え合うまちづくりを進めます。

基本目標Ⅲ 多様な主体の力を結集した協働・連携によるまちづくり

複合化・複雑化している地域課題に対応できる包括的な相談支援体制の構築や地域包括ケアシステムの深化・推進、福祉サービスの適切な提供に加え、安全・安心の環境づくりを図りながら、多様な主体の力を結集した地域共生社会の実現を目指すまちづくりを進めます。

3. 施策の体系

基本理念	基本目標	基本方針	具体的な取り組み
市民が主役となり活躍する地域共生社会の実現を目指して	Ⅰ. 市民が主体的に 支え合うまちづくり	1. 地域活動への積極的な参加に向けた意識づくり	(1) 広報・啓発活動の推進、福祉教育の充実
			(2) 地域交流の場の充実
		2. 活動の担い手、リーダーの発掘・育成	(1) ボランティアの育成
			(2) 地域活動の担い手・リーダーの発掘・育成
	Ⅱ. 地域の支え合いのしくみづくり	1. 地域活動への支援	(1) 町内会・自治会活動等の活性化への支援
			(2) 社会福祉協議会の活動の推進
			(3) ボランティア・NPO団体等への支援
		2. 情報提供の充実	(1) 情報提供の充実
		3. 見守り支援の充実	(1) 日常的な見守り支援の構築
			(2) 再犯防止対策の推進 (第二期名取市再犯防止推進計画)
			(3) 権利擁護の利用促進
			(4) 成年後見制度の利用促進 (第二期名取市成年後見制度利用促進基本計画)
	Ⅲ. 多様な主体の力を結集した協働・連携によるまちづくり	1. 包括的な支援体制の構築	(1) 包括的な相談窓口・支援体制の構築 (重層的支援体制整備事業)
			(2) 生活困窮者等への支援・経済的支援の推進
			(3) ひきこもりや閉じこもりの対応策
			(4) 地域包括ケアシステムの深化・推進
		2. 福祉サービスの適切な利用促進	(1) 福祉サービスの充実
			(2) サービス事業者への支援
			(3) 福祉人材の養成支援
		3. 安全・安心の環境づくり	(1) バリアフリー化・ユニバーサルデザイン (※)の推進
			(2) 災害時における支援体制の充実

第4章 地域福祉計画の展開

基本目標Ⅰ 市民が主体的に支え合うまちづくり

基本方針1 地域活動への積極的な参加に向けた意識づくり

●現状と課題

市民調査では、実際にしている近所づきあいは、あいさつや立ち話をする程度が多数と、希薄化が進んでいます。困った時に助け合ったりお互いに訪問し合うなど、親密なつきあいをしている人は約25%ですが、もっと深いつきあいが必要だと感じている人は約65%と、理想と現実ギャップがあります。町内会行事などの地域活動への参加は、前回に比べて減少しています。年代が上がるほど積極的に参加している人が多く、特に若年層の参加率向上が課題となっています。

また、市民の約65%が福祉に関心を持っていますが、前回の約70%に比べて減少しています。本市では、性別や年齢、障がいの有無などの属性に関わらず、互いに理解を深めようと交流し、支え合うことの重要性について、福祉教育や講座、各種イベントなどの機会を通じて浸透を図っていますが、より一層福祉への関心を高める取り組みが必要です。

●皆で取り組めること

【市民・地域】

- 手助けを必要とする人や地域福祉に関心を持ち、広報紙やホームページ等を活用し、情報を入手しましょう。
- 隣近所や地域の人たちに、積極的にあいさつや声かけをしましょう。
- 自分でできることを考え、隣近所との助け合い、地域活動や行事、イベント等に積極的に参加することで、地域福祉に関する理解を深め主体的に地域づくりに関わりましょう。

【市や関係団体・機関】

- 学校教育・社会教育など、あらゆる機会を通じて福祉・人権教育や福祉に関する啓発を行います。
- 広報紙やホームページ等において、障がいなどに関する知識や情報を発信します。
- 市民同士のあいさつや声かけ、交流機会等が地域づくりにとって重要であることを市民に発信します。
- 認知症や障がいについての交流会や各種講座を実施し、認知症や障がいを身近なものとして理解を深められる取り組みを行います。
- 市民が自ら活動しやすい環境づくりや市民同士の交流の場・機会の提供を充実します。

●具体的な取り組み

（１）広報・啓発活動の推進、福祉教育の充実

各種イベント等の普及・啓発活動、福祉に関する知識や情報の発信を通じて、市民の福祉意識の醸成を図ります。

子どもから大人まで福祉や人権について学べる機会を充実し、支え合い、助け合いの意識の醸成を図ります。

【市の主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	事業概要、実施状況	担当課
障がいに関する正しい知識の普及や啓発・広報の推進	障害者週間や各種イベント等を通じて、障がいについて正しい理解を深めるよう努める。「広報なとり」や市のホームページ、エフエムなとり（なとらじ801）等を活用し、広く地域社会に対して障がいに関する情報の掲載と啓発・広報を行う。	社会福祉課
集団保育による障がい者理解の促進	保育所等の教育・保育施設での障がい児の受け入れ体制の充実を図り、幼児期から障がい児との交流の場を拡充し、一緒に過ごす時間を設けるよう障がい児保育等の充実に努める。	こども支援課
地域の医療・介護の資源の把握と地域住民への普及啓発	地域の医療機関、介護事業所等の住所・電話番号・機能等を毎年確認し情報の更新を行った上で「医療・介護サービスマップ」を作成し、全戸、地域の医療機関、介護事業所等へ配布を行い、在宅医療・介護連携の推進を図る。	介護長寿課
生活支援体制整備事業「支え合い報告会」	「支え合い報告会」において、市民と情報交換しながら地域でできることを一緒に考えていく。	介護長寿課
認知症サポーター（※）養成講座	認知症について正しく理解し、地域や職場で認知症の人やその家族を見守り、自分のできる範囲で支える「認知症サポーター」を養成し、地域での見守り支援の構築に寄与する。	介護長寿課
市民向けゲートキーパー（※）研修会の開催	自死対策として、地域で見守り・気付き・支え合えるようゲートキーパーの役割を担う人材の育成を行う。	保健センター
学校教育における福祉教育の推進	学校教育において、福祉・人権に関する教育や交流活動を通じて、幼少期、学齢期から障がいを理解し、心の障壁をつくらない「心のバリアフリー」を育むことを目指す。	学校教育課
生涯学習による障がい者理解の促進	生涯学習の場において、障がい特性や障がいのある人に対する理解を深めるとともに、地域の各種行事やイベント、出前講座等で障がいのある人と地域住民が交流する機会の拡充に努める。	生涯学習課

(2) 地域交流の場の充実

地域における福祉の活動拠点として、誰もが気軽に立ち寄れる場所や交流の場を創出し地域住民の出会いと交流の機会の拡充を図ります。

【市の主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	事業概要、実施状況	担当課
コミュニティ活動の推進	自治会等組織への活動支援（コミュニティ助成）及び集会施設の新築・増改築・改修等への補助を行う。	市民協働課
地域共生社会に向けた体制づくり支援事業	市民が主体となって地域課題を把握し、解決に向け取り組むためのきっかけを提供できるようにする。さらに、地域の活動団体や事業者、本市の庁内各課や社会福祉協議会等が連携しながら解決に向けて取り組むことができる連携体制の構築を目指す。	社会福祉課
被災者コミュニティ再生事業	新たなコミュニティの構築と新しく発足した自治会（閑上地区）の運営を支援し、令和8年度以降は、地域住民同士が自主的に活動できる体制を目指す。	社会福祉課
高齢者ふれあいサロン事業、高齢者いきがいきづくり支援事業、通いの場支援	高齢者ふれあいサロン等を運営する団体に補助金を交付、または講師派遣による人的支援を行うことにより、地域での高齢者、または世代間交流の場を充実する。	介護長寿課
老人クラブ運営費助成	老人クラブの社会奉仕活動や健康づくり等の助成対象事業に助成金を交付し、高齢者の社会参加や生きがいきづくり活動を促進する。	介護長寿課
地域活動クラブへの支援	児童の健全な育成を図るため、地域と児童センター、放課後児童クラブ（※）利用者が連帯した地域活動クラブに対して助成を行う。	こども支援課
子ども食堂実施団体への補助【新規】	地域で活動する子ども食堂を運営する団体に対し、運営費補助を実施する。	こども支援課
住民相互の交流機会拡充事業	地域の祭りや伝統行事、学校行事などの活性化を図り、高齢者と子どもなど全世代が相互に交流できる機会を拡充する。	生涯学習課

基本方針 2 活動の担い手、リーダーの発掘・育成

● 現状と課題

市民調査では、ボランティア活動や助け合い等に今後参加したい・関心がある人は約65%と前回の約60%に比べて増加していますが、実際に活動をしたことがない人が約60%を占めており、前回とほぼ同様の結果となっています。ボランティア活動に関する情報提供や活動先の紹介・マッチング、交通費等の活動費の補助、ボランティア休暇等の職場からの支援や理解があると、活動への参加がしやすくなるとされています。

団体調査でも、様々な形で活動を知らせる取り組みの充実、学習や研修の機会の提供、地域での活動を調整する人材の育成が多く挙げられており、ボランティア活動に関する広報やマッチング等の強化が必要となっています。団体が活動している中で困っていることとしては、新しいメンバーが入らない、メンバーの高齢化、リーダー（後継者）が育たないなど、人材に関する課題が多く挙げられています。

さらに市民調査では、社会福祉協議会、民生委員・児童委員の活動内容まで含めた認知度は高いとはいいがたく、民生委員・児童委員については約70%が誰であるかを知らない状況となっています。

今後は関係団体が連携し、ボランティア活動や地域活動に関する情報のわかりやすい形での提供、地域の人材や資源などを活かした各種活動に参加しやすい環境づくり、各種活動と参加希望者を結び付けるマッチングのしくみづくりなどを進め、ボランティア活動や地域活動の参加者を増やすことで、リーダー（後継者）となる人物の発掘・育成を進めることが急務となっています。

● 皆で取り組めること

【市民・地域】

- 地域活動に関心を持ち、自分にできる地域活動、ボランティア活動の情報収集を行い、積極的に参加しましょう。
- 市民一人ひとりが地域の役割を担っていると認識し、行動しましょう。
- 各種サポーター養成講座やボランティア育成講座等の充実を図り、次世代のリーダー育成、地域活動の担い手を育成しましょう。
- 研修会を実施し、地域のリーダーとなる人材や担い手を養成しましょう。

【市や関係団体・機関】

- 社会福祉協議会や関係機関と連携し、市民が地域活動に関心を持てるよう、情報提供や講座の開催などを充実します。
- 地域福祉活動のリーダーとして期待される人材の発掘に努め、必要な知識や技術を学ぶための機会や情報を提供します。
- 市民同士の交流会や研修会の開催を支援し、担い手の発掘・育成に努めます。

● 具体的な取り組み

(1) ボランティアの育成

ボランティア団体等と連携し、市民がボランティア活動に参加しやすくなるための環境づくりを推進します。

【市の主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	事業概要、実施状況	担当課
地域福祉人材の育成	ボランティアなどの育成に努めつつ、地域の人材、資源などを活かしながら多くの市民が参加しやすい環境づくりを支援する。	社会福祉課
ボランティア連絡会への助成	市民のボランティア活動への理解と参加を促進するため、ボランティア連絡会に対し助成金を交付する。	社会福祉課
介護予防サポーター養成講座	市民主体で介護予防体操を行う「通いの場」において体操の指導を行う「介護予防サポーター」を養成する。	介護長寿課
認知症サポーター養成講座（再掲）	認知症について正しく理解し、地域や職場で認知症の人やその家族を見守り、自分のできる範囲で支える「認知症サポーター」を養成し、地域での見守り支援の構築に寄与する。	介護長寿課

(2) 地域活動の担い手・リーダーの発掘・育成

子どもから大人まで、あらゆる世代の地域活動への関心を高め、地域の担い手の育成を図ります。

リーダーの育成や地域活動への支援を通じて地域活動やボランティア活動の活性化を図ります。

【市の主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	事業概要、実施状況	担当課
こどもファンド事業	「自分たちのまちは自分たちでつくる」を主眼とし、将来を担う小中高生が提案、実施する自主的な活動を支援する「こどもファンド事業」を通して、多くの子どもたちがまちづくり活動に携わることで、まちづくりの楽しさ、大切さを学び将来の活動へつなげる。	市民協働課
協働提案事業	「地域課題は地域で解決」に向けて活動団体の特性を活かした事業を行うことで地域活動の活性化につなげる。	市民協働課
民生委員・児童委員、主任児童委員による支援	民生委員・児童委員は担当地区を持ち、地域の方々の心配ごとや生活、貸付金等の相談を行い、主任児童委員は子育て支援や18歳までの児童の健全育成等の児童福祉を専門に担当する。	社会福祉課
生活支援体制整備事業 「お宝探し」	地域の支え合い活動等の資源を「お宝」と名づけ、地域のお宝を整理、公開し住民自ら情報を入手できるしくみをつくっていく。	介護長寿課
インリーダー、ジュニア・リーダー養成事業	インリーダー・子ども会育成者合同研修会、ジュニア・リーダー初級研修会等の開催を通じて、青少年の体験活動や青少年育成指導者等の養成を行う。	生涯学習課
名取市地域婦人団体連絡協議会運営費助成金	女性の地位向上と住みよい地域づくりに努める団体へ助成金を交付する。	生涯学習課
先導的な地域活動をけん引する人材・団体育成事業	新たな社会的課題にチャレンジし、まちの新しい価値創造に資する、先導的な地域活動をけん引する人材、団体の育成を図る。	生涯学習課
地域と学校、家庭、活動団体との連携事業	地域と学校、家庭、活動団体との連携を図り、子どもの成長を支え合う推進体制の充実に努める。	生涯学習課

●基本目標Ⅰの成果指標



【成果指標】

指標	現状値 (年度)	目標値 (令和12年度)	担当課
地域活動へ積極的に参加している割合	8.4% (令和5年度)	12.0%	社会福祉課
ボランティアなどの活動の参加状況	35.4% (令和5年度)	38.1%	社会福祉課
地域共生社会の実現には、住民と行政の協力が 必要だと考える住民の割合	56.3% (令和5年度)	59.3%	社会福祉課
保育所での地域活動事業の実施	年13回 (平均値(※))	年16回	こども支援課
介護予防サポーター養成講座の参加延べ人数	147人 (平均値(※))	224人	介護長寿課
認知症サポーター養成講座の参加者数	326人 (平均値(※))	570人	介護長寿課
生活支援体制整備事業協議会（座談会）の開催	3回 (令和5年度)	9回	介護長寿課

※平均値は、第一次計画期間である令和2年度から令和6年度までの指標の平均値を記載しています。

基本目標Ⅱ 地域の支え合いのしくみづくり

基本方針1 地域活動への支援

●現状と課題

市民調査では、市民がボランティア活動に参加するために必要な支援は、前回と同様にボランティア活動に関する情報提供が最も多く、ボランティア活動先の紹介（マッチング）も幅広い年代から必要とされています。それに加えて若い世代では経費の支援、働き盛りの世代では職場の理解を求める人が多くなっています。

団体調査では、ボランティア活動の輪を広げるために、活動の内容を知らせる広報を充実すること、地域での学習・研修の機会や内容の充実を図ることが重要とする回答が多いのは前回と同様であり、市民が必要とする情報を提供することが大切です。団体メンバーや後継者の不足、高齢化など、人材についての課題が多く挙げられており、地域での活動を調整する人材の育成や学校などでの福祉教育の充実に加え、資金面の援助の充実が重要とする回答は前回に比べて増加しています。人材の育成や確保は急務であり、人材の確保にもつながる地域の活動を知らせる取り組みの充実も必要です。

社会福祉協議会は、地域福祉の推進役として、ボランティアなどの人材育成や活動の推進、各種の相談対応、子どもや高齢者、障がいのある人への支援事業、日常生活自立支援事業など多彩な役割を担っています。その社会福祉協議会に期待する役割は、市民調査では、高齢者の介護や見守りが最も多く、以下、福祉に関する情報の発信、子どもの育成、地域福祉活動や市民参加への支援、あらゆる相談に応じることなどが上位であり、40代までは子どもの育成、50代以上では高齢者の介護や見守りが多く、ライフステージに応じてニーズの変化がみられます。

地域の支え合いとして、市民、町内会・自治会、地域団体や、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、市などあらゆる立場や役割の担い手が互いに連携し協力していくことが重要です。

● 皆で取り組めること

【市民・地域】

- 友人や隣近所の人に声かけし、町内会や自治会活動に積極的に参加しましょう。
- 町内会や自治会等が連携し、地域の課題を考え、解決に向けて話し合いができる場を設けましょう。
- 地域活動に関心を持ち、自分にできる地域活動、ボランティア活動の情報収集を行い、積極的に参加しましょう。

【市や関係団体・機関】

- 広報紙やホームページ等で、町内会や自治会等の活動内容について情報提供します。
- 社会福祉協議会やボランティア・NPO団体の公益的な取り組みを促進し、地域福祉活動を支える体制強化のための支援を行います。
- 情報共有の場や講習会等への支援をはじめ、活動に必要な情報提供を行い、活動の活性化につながるよう支援します。

● 具体的な取り組み

(1) 町内会・自治会活動等の活性化への支援

市民にとって身近な活動団体である町内会・自治会や老人クラブ等に対し、活動を継続し充実を図れるよう、また、自主防災組織が未設置の町内会に対して設置の支援を行うなど、人材の育成や補助金の交付等の支援を行います。

【市の主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	事業概要、実施状況	担当課
自主防災体制の充実	町内会等を単位として設立した自主防災組織の充実を図るため補助金を交付する。	防災安全課
地域コミュニティ活動支援事業	町内会や自治会、各種地域団体が行う地域活動の支援につながる各種助成金情報等の提供に努める。	市民協働課
被災者コミュニティ再生事業（再掲）	新たなコミュニティの構築と新しく発足した自治会（閑上地区）の運営を支援し、令和8年度以降は、地域住民同士が自主的に活動できる体制を目指す。	社会福祉課
老人クラブ運営費助成（再掲）	老人クラブの社会奉仕活動や健康づくり等の助成対象事業に助成金を交付し、高齢者の社会参加や生きがいづくり活動を促進する。	介護長寿課

(2) 社会福祉協議会の活動の推進

社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉を推進する中心的な団体として明示されています。地域福祉活動の活発化に向けて、民間の社会福祉活動の推進を目的とする社会福祉協議会の活動への支援を行います。また、市と社会福祉協議会とが強く連携し、市民や関係団体等と協力し合って、本市の地域福祉の推進を図ります。

【市の主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	事業概要、実施状況	担当課
名取市社会福祉協議会への助成	福祉分野において中核的な役割を担っている社会福祉協議会の運営を安定させるため、運営費の一部を助成することで、本市の地域福祉の推進を図る。	社会福祉課

(3) ボランティア・NPO団体等への支援

本市を拠点として活動するボランティア・NPO団体に対し、地域福祉活動の継続や活性化のための支援を行います。

【市の主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	事業概要、実施状況	担当課
中間支援組織の活用	名取市市民活動支援センターによる、NPO団体・市民活動団体等への情報提供及び活動支援を行う。	市民協働課
地域福祉人材の育成（再掲）	ボランティアなどの育成に努めつつ、地域の人材、資源などを活かしながら多くの市民が参加しやすい環境づくりを支援する。	社会福祉課

基本方針2 情報提供の充実

●現状と課題

市民調査では、福祉サービスの情報入手先は、前回と同様に市役所の窓口、広報、ホームページ等が最も頼りにされており、その傾向は年代が上がるほど顕著であり、一方、年代が若いほど家族や親戚から情報を入手している人が多くなっています。インターネットやSNSは30代から50代で多く、新聞・雑誌・テレビ・ラジオは60代以上で多くなっています。

団体調査では、地域活動団体が必要とする情報入手先は、社会福祉協議会の窓口、市の広報紙、福祉サービスの事業所やその職員、他の団体や民生委員・児童委員からが多く、市民同様、市の発信する情報を頼りにはしているものの、社会福祉協議会、民生委員・児童委員という地域の福祉に特化した組織も情報源として重要視されています。

福祉に関する情報については、これまでの広報紙やホームページにあわせ、必要とする人や世代によって情報入手の手段が異なることから、スマートフォンアプリ、SNSなどのソーシャルメディアの活用もしています。

必要としている人が入手しやすい媒体や機会を活用するとともに、誰にでもわかりやすい情報を発信することが求められています。

●皆で取り組めること

【市民・地域】

- 日頃から福祉に関する制度やサービスなどに関心を持ち、積極的に情報を入手しましょう。
- 広報紙やホームページ等を活用し、入手した情報を家族や友人、周囲の人と共有しましょう。

【市や関係団体・機関】

- 広報紙やホームページ等を活用して、福祉サービスや地域活動など様々な情報提供に取り組めます。
- 子どもから高齢者まで、すべての市民に配慮した、わかりやすく、入手しやすい情報提供に努めます。

● 具体的な取り組み



(1) 情報提供の充実

必要な情報が適時に入手できるよう、子どもから高齢者まで、それぞれの属性にあわせた多様な手段での情報提供に努めます。

【市の主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	事業概要、実施状況	担当課
情報バリアフリー化の推進	ホームページのリニューアルに伴い、音声読み上げなど障がい特性に応じた機能を導入するほか、ウェブアクセシビリティに対応した運用を実施している。引き続き、あらゆる人がウェブ上で提供されている情報やサービスが利用できるように環境整備に努める。また、広報なとりの点字版の配布を継続して実施する。	なとりの魅力 創生課
行政サービス等における配慮	障がいのある人が適切な配慮を受けることができるよう、職員に対する研修等を実施し、障がい特性や障がいのある人への理解を深め、窓口等におけるサービスの向上に努める。	社会福祉課
名取市子ども・子育て支援ガイドの配布	名取市子ども・子育て支援ガイドは、乳幼児期の教育・保育・子育て支援施設を中心に子育て支援センター、ファミリー・サポート・センター（※）等の利用の仕方や子育てコーディネーターについての案内を掲載し、こども支援課窓口等で配布する。	こども支援課
生活支援体制整備事業 「お宝探し」（再掲）	地域の支え合い活動等の資源を「お宝」と名づけ、地域のお宝を整理、公開し住民自ら情報を入手できるしくみをつくっていく。	介護長寿課
相談窓口の情報発信	こころの健康に関するリーフレットなどの配布により相談窓口の情報を発信する。	保健センター

基本方針3 見守り支援の充実

●現状と課題

市民調査では、地域の役割や人が協力して取り組むにあたって必要なことの中で、災害や防災対策、安全や治安への取り組み、高齢者への支援、見守り活動等の相互援助が上位となっていますが、いずれも必要なことに比べて、協力できるとの回答が少なくなっています。おおむね年代が上がるほど、高齢者への支援、日常生活の協力体制が増加し、30代、40代では教育や子育ての支援がほかの年代に比べて多く、自身のライフステージに応じた取り組みであれば協力できると考えていることがわかります。10～20代、30代ではどういったことが必要かわからないとの回答が20%以上であり、まずは身の回りにいる人を気にかけることが見守りの第一歩であることの啓発や、わかりやすい形での情報の提供、地域との関わりのきっかけづくりが前回に続き必要となっています。

認知症高齢者、障がい者（児）、子ども等の虐待は、顕在化しにくい側面もあるため、地域においての気付きや見守りも重要となります。虐待の早期発見にあたっては、虐待を受けていると思われる人がいる、または虐待を直接目撃した場合などに、ためらうことなく関係機関に通報・通告することが重要です。虐待を未然に防ぐ、あるいは早期発見・早期対応をするために、各相談先の充実や多職種連携等による情報共有や支援の一層の推進に取り組んでいく必要があります。

犯罪や非行をした人が立ち直りの際に多くの困難に直面し、再犯に陥るケースも少なくありません。再犯を防止するためには、警察などの刑事・司法関係機関だけではなく、福祉、医療、保健などの各種サービスを提供する市や関係団体、関係機関の取り組みも重要です。社会復帰後に地域社会で孤立させないための「息の長い」支援が必要ですが、市民調査では、犯罪や非行をした人の立ち直りに協力したいと回答した市民は約40%にとどまり、地域の理解と協力が課題となっています。

成年後見制度は疾病や障害などの理由で判断能力が不十分な人を保護・支援するために後見人（※）を選任し、本人の意向を尊重しながら、本人に代わって財産の管理や契約の締結等を行う制度です。市民調査では、制度の名称も内容も全く知らない人が約30%であり、安心して制度を利用してもらうためにも制度の認知度の向上が必要です。

● 皆で取り組めること

【市民・地域】

- 身近な人や隣近所の人困っていたら、市役所や社会福祉協議会などの相談窓口や支援機関を教えてあげましょう。
- 「認知症サポーター養成講座」に参加し、認知症についての正しい知識と理解を持ち、認知症の人や家族に対してできる範囲での手助けをしましょう。
- 支援が必要な人の早期発見・早期対応に努めましょう。
- 友人や隣近所と声をかけ合い、地域の行事やイベントと一緒に参加しましょう。
- 民生委員・児童委員の見守り活動を通じて、福祉サービスや支援が必要な人への情報提供をしましょう。
- 地域で虐待等の疑いや異変に気付いた場合、民生委員・児童委員や市へ連絡しましょう。
- 成年後見制度について理解し、必要に応じ利用しましょう。

【市や関係団体・機関】

- 地域や民生委員・児童委員と連携して、支援が必要な人の把握に努め、情報を共有し必要な支援につなげます。
- 支援が必要な人の把握に努め、個々の要望にあった支援につなげます。
- 高齢者が気軽に交流できる行事等を充実し、活動の場を広げる機会の提供を行います。
- 民生委員・児童委員や関係機関と連携を強化し、情報共有を図ります。
- 判断能力が不十分な高齢者や障がい者等に対して、権利擁護に関する相談窓口や成年後見制度の周知を繰り返し行い、利用の促進を図ります。
- 再犯防止推進計画や成年後見制度利用促進基本計画に基づき、再犯防止対策や制度利用促進等の取り組みを推進します。

● 具体的な取り組み

（１）日常的な見守り支援の構築

日常生活の中で、身近にいる子ども、高齢者や障がい者（児）など、支援を必要とする市民や世帯を気にかけて、見守りや支援を行うことで、日頃の小さな変化に気付いたり、災害発生時などの非常時の円滑な助け合いや支え合いが可能となります。普段の生活の中で自発的に助け合い支え合う関係づくりを支援します。

【市の主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	事業概要、実施状況	担当課
民生委員・児童委員、主任児童委員による支援（再掲）	民生委員・児童委員は担当地区を持ち、地域の方々の心配ごとや生活、貸付金等の相談を行い、主任児童委員は子育て支援や18歳までの児童の健全育成等の児童福祉を専門に担当する。	社会福祉課
被災者コミュニティ再生事業（再掲）	復興公営住宅等の被災入居者への訪問やサロン等での見守り支援を行い、令和8年度以降は、地域住民同士が自主的に活動できる体制を目指す。	社会福祉課
放課後児童健全育成事業	昼間保護者が不在になる家庭の小学校1年生から6年生までの児童が放課後に過ごす生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る。	こども支援課
地域子育て支援拠点事業	子どもと子育てをめぐる様々な課題を解決するために、幼児期の学校教育・保育や、地域の子ども・子育て支援の充実を図る。	こども支援課
ファミリー・サポート・センター事業	労働者が仕事と育児を両立できる環境を整備するとともに地域の子育て支援を行う。	こども支援課
日常生活支援事業	保護者の養育支援が特に必要な家庭に家庭支援員（ヘルパー）を派遣し、家事・育児支援を行う。	こども支援課
こども家庭センター事業	支援が必要な方に支援プランを策定し、切れ目のない支援に努めていく。対象者と課題が共有でき、同意が得られた場合には、サポートプランを交付して支援していく。	こども支援課 保健センター
認知症サポーター養成講座（再掲）	認知症について正しく理解し、地域や職場で認知症の人やその家族を見守り、自分のできる範囲で支える「認知症サポーター」を養成し、地域での見守り支援の構築に寄与する。	介護長寿課
企業等との「見守り協定」締結	コンビニ、郵便局、新聞販売所等と配達や窓口対応の機会における高齢者の見守りや通報について、協定を締結する。	介護長寿課
認知症地域推進員（※）設置事業	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、地域で支え合う環境の醸成に努める。	介護長寿課

(2) 再犯防止対策の推進（第二期名取市再犯防止推進計画）

犯罪や非行をした人たちが再び罪を犯すことなく立ち直ることができるよう、様々な支援を行うとともに、犯罪や非行をした人たちが孤立、排除されることなく、地域社会の一員として受け入れられることも重要です。

国の再犯防止推進計画の基本方針に基づき、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進するため、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づき、本計画に「再犯防止の推進」に関する取り組みを掲げ、事業を進めます。

【市の主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	事業概要、実施状況	担当課
社会を明るくする運動 強調月間の実施	「犯罪や非行の防止と、罪を犯した人や非行のある少年を励まし、その立ち直りを助けることへの理解と協力を進める」ことを目指し、強調月間である毎年7月にあわせて実施し再犯防止対策を推進するほか、犯罪や非行のない明るい社会を築く運動を展開する。	社会福祉課
更生保護に関わる団体 等との連携強化	犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支えるため、民間のボランティアである保護司会や更生保護女性会、継続的な雇用支援等を行う協力雇用主会等の活動を支援する。	社会福祉課
再犯防止対策拠点への 支援	保護観察所をはじめ、更生保護諸活動となる更生保護サポートセンターとの連携のもと、再犯防止対策を推進する。	社会福祉課
薬物乱用対策の推進	薬物乱用防止教育の推進と充実を強化し、児童・生徒等すべてに薬物乱用「ダメ。ゼッタイ。」の意識を持たせる。	学校教育課

＜国の第二次再犯防止推進計画の概要＞

【基本的な方向性】

- ① 犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた“息の長い”支援を実現すること。
- ② 就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、犯罪をした者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域の支援連携（ネットワーク）拠点を構築すること。
- ③ 国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、地方公共団体・民間協力者等の連携を更に強固にすること。

＜第二次宮城県再犯防止推進計画の概要（案）令和6年9月10日時点＞

【3つの基本方針と6つの重点課題】

3つの基本方針	6つの重点課題
① 地域の状況や社会情勢等に応じ、効果的な支援を実施していきます。 ② 再犯の防止等に関する取組への県民の理解と関心を醸成していきます。 ③ 国及び市町村、民間団体等と緊密に連携して取り組んでいきます。	① 地域における包摂的な支援 ② 就労の確保に関する支援 ③ 住居の確保に関する支援 ④ 福祉、医療及び薬物依存等からの回復に関する支援 ⑤ 犯罪をした者等の特性に応じた再犯の防止等に関する支援 ⑥ 非行少年等に対する改善更生、非行防止等に関する支援

(3) 権利擁護の利用促進

福祉サービスを利用する際や消費者契約の際に、自らの意志に基づき適切なサービスを選択し、契約するなど、利用者・消費者としての権利が保障されるよう、権利擁護体制の充実を図ります。

DVや虐待など人権を脅かす行為に対しては、関係機関が連携し、早期発見と早期対応に努めます。

【市の主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	事業概要、実施状況	担当課
消費者契約に関する被害防止	消費者トラブルや被害の未然防止を図るため、出前講座等により消費者教育の充実を図るほか、国民生活センター等の関係機関との連携のもと注意喚起や被害防止に努める。 また、消費生活相談員による消費者契約に関する相談に対応する。	市民協働課
男女共同参画社会の確立	互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わらずその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指し、情報紙の発行やイベント開催等での周知啓発活動等を行う。	市民協働課
家庭児童相談	相談員を配置し、家庭や児童、DVや児童虐待に関する相談を受け、関係機関と連携して支援を行う。	こども支援課
虐待の早期発見と予防	健康診査、健康相談、訪問指導等により、児童虐待の早期発見や関係機関と連携した支援を行う。	こども支援課 保健センター 学校教育課
要保護児童対策地域協議会	要保護児童、要支援児童等に関する情報収集、情報交換、支援内容を協議し要保護児童等の支援を図る。	こども支援課
虐待相談窓口の設置	高齢者虐待や障がい者虐待に関する通報、相談を受け、警察等関係機関と連携し支援する。	介護長寿課 社会福祉課
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度利用相談・支援及び後見等市長申立、後見等報酬費用助成を行う。	介護長寿課 社会福祉課
障害者相談支援事業	障がい者（児）からの相談に応じ、必要な情報、助言、福祉サービスの利用支援等を行うほか、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がい者（児）の権利擁護のための必要な援助を行う。	社会福祉課

(4) 成年後見制度の利用促進（第二期名取市成年後見制度利用促進基本計画）

国が定めた第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づき、地域共生社会の実現という目的に向けて、「権利擁護支援」を本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として位置付け、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取り組みをさらに進め、制度の周知啓発と利用促進を図るため、次のとおり「第二期名取市成年後見制度利用促進基本計画」を定めます。

【市の主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	事業概要、実施状況	担当課
成年後見制度の利用促進と広報体制の整備	成年後見制度の利用を必要とする、判断能力が不十分な方やその家族をはじめ広く市民に対し、本市基幹相談支援センターや社会福祉協議会のほか、地域包括支援センターや介護支援専門員（ケアマネジャー）、相談支援事業所や各種介護・福祉サービス事業者、医療機関等と連携し、制度の周知のための研修会の実施やわかりやすい案内資料の作成・説明を行い、周知啓発と利用促進を図る。また、成年後見制度の利用促進に努めるとともに、法人後見についても関係機関と協議し、後見人の担い手の育成についても検討する。	介護長寿課 社会福祉課
権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり	支援を必要とする人が、本人らしい生活を守るための制度として成年後見制度を利用できるよう相談窓口を整備するとともに、権利擁護を必要とする人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携のしくみづくりに取り組む。身近な相談窓口として、地域包括支援センターや本市基幹相談支援センター、相談支援事業所、保健・医療・福祉の関係機関との連携と、地域の民生委員・児童委員等と協力して日常的に本人を支え必要な対応を行う体制づくりを進める。 【地域連携ネットワークの3つの役割】 ・権利擁護支援の必要な人の発見・支援 ・早期の段階からの相談・対応の整備 ・意思決定支援・身上保護を重視した後見活動を支援する体制の構築	介護長寿課 社会福祉課
成年後見制度利用支援事業（再掲）	成年後見制度利用相談・支援及び後見等市長申立、後見等報酬費用助成を行う。	介護長寿課 社会福祉課

＜国の第二期成年後見制度利用促進基本計画の概要＞

【参考】成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成30（2018）年4月1日施行） ※一部抜粋

第五章 地方公共団体の講ずる措置
（市町村の講ずる措置）

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

【国の基本的な考え方】

- ①地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進
- ②尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするための成年後見制度の運用改善等
- ③司法による権利擁護支援などを身近なものにするしくみづくり

●基本目標Ⅱの成果指標



【成果指標】

指標	現状値 （年度）	目標値 （令和12年度）	担当課
自主防災組織の組織率	83.1% （令和5年度）	90.0%	防災安全課
民生委員・児童委員、主任児童委員の充足率	92.6% （令和5年度）	97.0%	社会福祉課
ファミリー・サポート・センター会員数	599人 （令和5年度）	715人	こども支援課

基本目標Ⅲ 多様な主体の力を結集した

協働・連携によるまちづくり

基本方針1 包括的な支援体制の構築

●現状と課題

地域の誰もがその人らしく、住み慣れた地域でつながりを保ちながら暮らしていくことができる地域社会をつくっていくことが求められています。それぞれが抱える課題が複雑化・多様化している中で、制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えてつながり合う地域共生社会の実現に向けて「断らない相談支援」の実現が必要となっています。

地域で、安全・安心な生活を送るにあたっては、気軽に相談したり手助けを頼んだりできる人や場所を知っておく・持っておくことはたいへん重要であり、市民調査では、困った時にどんな問題でも相談できる場所があること、困った時の相談先や各種支援のサービスなどの情報提供が充実していることが助け合えるまちとして理想的であると考えている人が多く、これらは団体調査でも上位となっています。また、行政に対しては、団体から、困った時に、いつでも・誰でも相談できる柔軟な相談窓口の設置が望まれています。

社会情勢の影響などを受け、生活困窮者の抱える課題や置かれている状況は複雑化・多様化しています。本市の生活保護受給者数も増加傾向にあり、従来の縦割り・分野別の制度の谷間にある生活困窮者への支援の充実が求められています。

団体調査では、ひきこもりや閉じこもりの人に関する福祉が十分ではないとの回答が、市民調査に比べて多くなっています。

高齢者施策の一環として推進されてきた地域包括ケアシステムについては、支援の対象を広げ、精神障害にも対応した、保健・医療・介護・福祉の多職種が連携した地域包括ケアシステムとして、支援体制の連携を図っているところです。

これまでに引き続き、多様な主体が担い手となり、ともに支え合う地域づくりを進めることで、障がいのある人もない人も、健康な人もそうでない人も、子どものいる人もそうでない人も、性別や年齢、家庭環境等に関わりなく、自分らしく暮らすことができる地域共生社会の実現を目指すことが重要です。

● 皆で取り組めること

【市民・地域】

- 悩みごとや困っていることを一人で抱え込まず、身近な人や近くの相談機関に相談しましょう。
- 困っている人を見かけたら、声をかけたり、手を貸したりしましょう。
- 身近な相談先となる民生委員・児童委員は、市民との信頼関係を構築し、市や関係機関と連携して解決方法を検討していきましょう。
- 生活困窮者自立支援制度や生活保護等の制度の内容を理解しましょう。

【市や関係団体・機関】

- 地域における相談窓口の周知徹底を図り、安心して相談できるよう相談体制の充実に努めます。
- 各種相談窓口と民生委員・児童委員、関係機関との連携強化を図ります。
- 研修会等を開催し、相談対応する職員の知識・技術向上に努めます。
- 生活支援コーディネーターを活用し、地域における生活課題の解決や適切なサービス、生活支援サービスにつなげます。
- 医療や介護を必要とするようになった場合でも地域で自分らしく暮らし続けられるよう、保健・医療・介護・福祉の連携を図ります。
- 生活困窮者や経済的支援が必要な人が必要なサービスや支援を受けられるよう、サービス等の周知徹底に努めます。
- 地域の各団体や機関等の協力により、全市的・重層的なセーフティネットを構築し、地域の皆の参加・協力によりどんな時も安心して暮らせるまちの実現を目指します。

●具体的な取り組み

(1) 包括的な相談窓口・支援体制の構築（重層的支援体制整備事業）

悩みや困りごとについて気軽に相談できるよう、地域の身近な相談窓口の充実や周知に努めるとともに、専門的な相談にも対応できる体制の強化に取り組みます。

相談者の属性や課題に関わらず、様々な相談を受け止めて対応する、または必要に応じて関係機関につなぎ、さらに相談者本人・世帯の暮らし全体を捉え、本人に寄り添いながら継続的に関わり続け、相談者本人・世帯との信頼関係を築きます。特定の相談機関や窓口が丸抱えするのではなく、支援関係者全体の調整を行う適切な多機関協働を進め、市全体が一体となり支援する、「断らない相談支援体制」の構築を推進します。

その一方で、制度の狭間にある方への対応やひきこもり、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラーといった従来の制度では十分に対応できない複雑化、複合化した問題のある方に対応するため、新たに社会福祉法第106条の4に位置付けられた重層的支援体制整備事業に取り組みます。

【市の主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	事業概要、実施状況	担当課
消費生活相談	名取市消費生活相談員が、特殊詐欺や契約トラブル等の相談に応じ、助言や斡旋を行う。	市民協働課
法律相談	法的な相談について、仙台弁護士会に委託し、毎月弁護士による法律相談を実施する。	市民協働課
行政相談	総務大臣から委嘱された行政相談委員が、毎月行政等に関する相談に応じる。	市民協働課
人権相談	法務大臣から委嘱された人権擁護委員が、毎月人権に関する相談に応じる。	市民協働課
多機関連携による課題解決体制の構築【新規】	受け止めた相談のうち、制度の狭間にある方や複雑化・複合化した問題のある方については、関係機関が連携し、多機関協働事業による支援体制を構築し、新たに設置する重層的支援会議において、プランの適切性の協議等を行う。	社会福祉課
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業【新規】	多機関協働事業の中から、必要な方へのアウトリーチによる継続的な支援を行う。	社会福祉課

取り組み・事業名	事業概要、実施状況	担当課
参加支援事業【新規】	多機関協働事業の中から、ひきこもり等課題を抱える方の自立に向けた、交流機会の提供、地域とのつながりや就労支援などの社会参加支援や参加機会の創出を行う。	社会福祉課
生活困窮者自立相談支援センター（相談窓口）	生活や仕事さがしで困っている方の様々な相談を受け付け、就労支援や家計改善などの支援を行う。	社会福祉課
生活保護受給者等に対する就労支援相談	就労意欲・能力はあるが、就労にあたってのサポートが必要な生活保護受給者等に対し、就労支援員が就労支援を実施する。	社会福祉課
障害者相談支援事業（再掲）	障がい者（児）からの相談に応じ、必要な情報、助言、福祉サービスの利用支援等を行うほか、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がい者（児）の権利擁護のための必要な援助を行う。	社会福祉課
民生委員・児童委員、主任児童委員による支援（再掲）	民生委員・児童委員は担当地区を持ち、地域の方々の心配ごとや生活、貸付金等の相談を行い、主任児童委員は子育て支援や18歳までの児童の健全育成等の児童福祉を専門に担当する。	社会福祉課
家庭児童相談（再掲）	相談員を配置し、家庭や児童、DVや児童虐待に関する相談を受け、関係機関と連携して支援を行う。	こども支援課
子育て相談	市内6箇所の「子育て支援センター・子育てひろば（委託事業）」で、親子の交流サロン、各種イベント、育児相談、情報提供を実施する。こども支援課窓口では、子育てコーディネーター（保育士）が育児相談に応じる。	こども支援課
地域包括支援センター運営事業	地域包括支援センターにて高齢者の総合相談を実施する。	介護長寿課
健康教育・健康相談・家庭訪問の実施	健康づくりに関する講話や個別相談を行い、生活習慣病（※）の予防や重症化予防に努める。	保健センター
乳幼児健康診査、乳児家庭全戸訪問事業等における相談	育児や発達等に関する相談支援を行う。	保健センター
こころの相談・メンタル相談	予約制で、専門医や公認心理士・精神保健福祉士・保健師が不眠や不安、うつなどの心の悩みで困っている人の相談に乗るもの。本人だけではなく、その症状に気付いた家族や友人なども相談することができる。	保健センター

取り組み・事業名	事業概要、実施状況	担当課
子どもの心のケアハウス（はなもも教室）	スーパーバイザーと心のケア支援員を配置し、心のサポート、適応サポート、学びのサポートの3つの事業を展開する。不登校児童生徒の学校復帰支援体制を構築し、学校等関係機関と連携して不登校傾向にある児童生徒の自立を支援する。	学校教育課
訪問指導員の配置	不登校生徒に対しよりきめ細かな支援を行うため、中学校、義務教育学校（※）に「訪問指導員」を配置する。訪問指導員を通して在宅生徒が一步でも前進できるよう対応する。	学校教育課
就学相談の実施	すべての児童・生徒に教育を保障することを第一に、一人ひとりの障がいの状態、発達の状況に応じて、子どもの持っている力を十分に伸ばせるよう相談に応じる。自己自立を図ることのできる、よりよい教育環境への就学に向けて、専門の相談員が保護者の方々と一緒に考え、学校の紹介等の就学相談を実施する。	学校教育課
青少年相談	保護者が抱える子どもに関する悩みについて、青少年相談員が相談に応じ、助言・支援を行う。	生涯学習課



(2) 生活困窮者等への支援・経済的支援の推進

生活に困窮している人や世帯が、地域で自立した生活を営むことができるよう、相談支援や必要な保護の実施による生活保障、住居の確保等の支援を行います。

子どものいる世帯や障がい者（児）等に対して、医療費の一部の助成や各種手当を支給するなど経済的支援を行います。

【市の主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	事業概要、実施状況	担当課
生活保護の実施	生活に困窮する世帯に対し、必要な保護を実施して最低生活の保障をするとともに、自立を助ける。	社会福祉課
中国残留邦人等支援給付事業	中国残留邦人等の世帯に対し、必要な支援給付を実施して生活の安定を保障する。	社会福祉課
生活困窮者自立相談支援センター（相談窓口）（再掲）	生活や仕事さがしで困っている方の様々な相談を受け付け、就労支援や家計改善などの支援を行う。	社会福祉課
生活困窮者等に対する住居確保給付金の支給	離職等により経済的に困窮し、住居を失ったまたはそのおそれがある者に対し、入居支援のため住まいに関する相談体制を整え、一定の要件のもと住居確保のための給付金を支給する。	社会福祉課
生活困窮者支援等のための地域づくり事業【新規】	地域住民による共助の取り組みの活性化を図り、新たに生活困窮者等と地域とのつながりを適切に確保する。	社会福祉課
民生委員・児童委員、主任児童委員による支援（再掲）	民生委員・児童委員は担当地区を持ち、地域の方々の心配ごとや生活、貸付金等の相談を行い、主任児童委員は子育て支援や18歳までの児童の健全育成等の児童福祉を専門に担当する。	社会福祉課
障害者医療費助成事業	障がい者（児）の医療費の一部を助成し、適正な医療機会の確保と経済的負担の軽減を図る。	社会福祉課
子ども医療対策事業	高校3年生までの子どもの医療費の一部を助成し子どもの適正な医療機会の確保及び子育て家庭における経済的負担の軽減を図る。	こども支援課
母子・父子家庭医療対策事業	母子・父子家庭の医療費の一部を助成し健康の保持と家庭医療費の軽減を図る。	こども支援課
養護老人ホーム入所措置	日常生活においておおむね自立している65歳以上の高齢者で環境上及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な方を養護老人ホームへ入所させ養護する。	介護長寿課

(3) ひきこもりや閉じこもりの対応策

ひきこもりや閉じこもりになっている人やその家族・友人などに対して、関係機関等と連携して自立や社会参加に向けた相談支援等を行います。

ひきこもりや閉じこもりが長期化することで、体力の衰えなどが進行すると考えられていることから、交流の機会の設定や訪問見守り等を通じてひきこもりや閉じこもり状態となることの予防に努めます。

【市の主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	事業概要、実施状況	担当課
生活困窮者自立相談支援センター（就労準備）	就労準備事業として、ひきこもりの方の生活リズムの改善、身だしなみなどの助言、ボランティア活動の参加支援などを行う。	社会福祉課
高齢者ふれあいサロン事業、高齢者生きがいづくり支援事業	家に閉じこもりがちになりやすい高齢者の社会的な孤立感の解消と高齢者間・世代間の交流を通して、高齢者の介護予防及び生きがいづくりを図る。	介護長寿課
こころの相談・メンタル相談（再掲）	予約制で、専門医や公認心理士・精神保健福祉士・保健師が不眠や不安、うつなどの心の悩みで困っている人の相談に乗るもの。本人だけではなく、その症状に気付いた家族や友人なども相談することができる。	保健センター
子どもの心のケアハウス（はなもも教室）（再掲）	スーパーバイザーと心のケア支援員を配置し、心のサポート、適応サポート、学びのサポートの3つの事業を展開する。不登校児童生徒の学校復帰支援体制を構築し、学校等関係機関と連携して不登校傾向にある児童生徒の自立を支援する。	学校教育課
訪問指導員の配置（再掲）	不登校生徒に対しよりきめ細かな支援を行うため、中学校、義務教育学校に「訪問指導員」を配置する。訪問指導を通して在宅生徒が一歩でも前進できるよう対応する。	学校教育課

（４）地域包括ケアシステムの深化・推進

課題や困りごとを抱えた高齢者や障がい者（児）等が必要とするサービスを一体的に利用することができるよう、保健・医療・介護・福祉等の関係機関が密に連携し、必要な支援を行います。

【市の主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	事業概要、実施状況	担当課
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障がい者（児）が地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、医療・障がい福祉・介護・住まい・社会参加（就労）・地域の助け合い・教育が包括的に確保された体制の充実に努める。	社会福祉課
地域支援事業の推進	高齢者の生活を社会全体で支援するため、地域支援事業を推進する。	介護長寿課
生活支援サービスの推進	生活支援コーディネーターを配置することにより、地域の生活課題の把握や地域資源の発掘、生活支援の担い手の育成、多様なインフォーマルサービスの可能性を探り、高齢者の社会参加及び生活支援の充実を目指す。	介護長寿課



基本方針2 福祉サービスの適切な利用促進

●現状と課題

市民調査では、福祉サービスに関する情報の入手先としては前回に続いて市役所が最も頼りとされていますが、行政が行っている福祉サービスの水準については評価を留保した層が多いこともあり、充実しているとの回答は約30%にとどまっています。充実していないと考える福祉サービスは、子どもや高齢者に関する福祉がともに多くなっています。続く生活困窮者に関する福祉は前回9位から今回3位と、順位が大きく上昇しています。

団体調査では、福祉サービスの水準について、約30%が充実していると回答しており、市民と同水準となっています。充実していないと考える福祉サービスは、前回と同様にひきこもりや閉じこもりの人に関する福祉が最も多いですが、その割合は前回に比べて減少しています。次いで高齢者や発達障がい者に関する福祉が多くなっています。

本市では、支援を必要とする市民に対しては、高齢者、障がいのある人、子ども等の分野ごとの個別計画に基づいて対応することを基本としていますが、制度の狭間にある課題を抱える人や複数の分野にまたがる複合的な課題を抱える人もいます。こうした人にも対応できるよう、分野ごとの支援を適切に行うとともに、分野間の連携を深め、要支援者の情報共有に加え、横断的な福祉サービスの提供が円滑にできるよう、緊密な連携が必要です。

●皆で取り組めること

【市民・地域】

- 広報紙やホームページ等を活用し、制度や福祉サービスの情報を入手し、自分にあったサービスを選択できるよう、情報収集に心がけましょう。
- サービスを利用する際には、サービス提供事業者に希望や意思を伝え、不明点等がある場合には質問し、事業者の選択を慎重に行いましょう。
- 利用者が自分にあったサービスを利用できるよう、情報を共有しましょう。

【市や関係団体・機関】

- 広報紙やホームページ、出前講座等を通じて、サービス内容や事業者情報を提供します。
- サービス提供事業者や従事者への研修を開催し、従事者の専門性の向上を図るとともに、連携体制の強化を図ります。
- 事業者の指導・監督を行い、適切なサービスが提供できるよう支援します。

● 具体的な取り組み



(1) 福祉サービスの充実

福祉サービスを必要とする人が適切なサービスを利用することができるよう、市内の福祉サービスの充実を図ります。

【市の主な取り組み・事業】

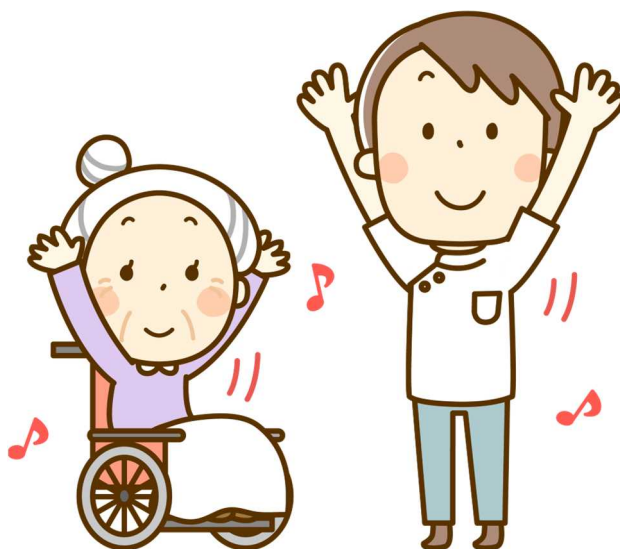
取り組み・事業名	事業概要、実施状況	担当課
名取市障がい者等地域づくり協議会の設置	障害者相談支援事業の一環として、地域において障がい者（児）の生活を支えるシステムづくりに関し、中核的な役割を果たすために設置する。	社会福祉課
障害者自立支援事業	障がい者（児）の特性にあわせ、障がい者（児）の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に定める福祉サービスなどを適切に提供する。	社会福祉課
障害者地域生活支援事業	障がい者（児）の地域における日常生活及び社会生活を支援するため、相談支援事業、日常生活用具給付等事業など様々な事業を行う。	社会福祉課
障害児通所支援事業	障がい児の特性にあわせ、児童福祉法に定めるサービスなどを適切に提供する。	社会福祉課
福祉バス乗車券等交付事業及び福祉タクシー利用券等交付事業	高齢者または障がい者（児）等の生活福祉の向上を図るため、福祉バス乗車券等、福祉タクシー利用券等を交付する。	介護長寿課 社会福祉課
緊急通報システム（※）の設置	高齢者、障がい者の突発的な急病や事故に備えて、緊急通報システムを貸与し、日常生活上の安全を確保し、不安を解消する。	介護長寿課 社会福祉課
高齢者補聴器購入への助成【新規】	聴力機能の低下により日常生活に支障のある65歳以上の方を対象に、補聴器購入費用を助成する。	介護長寿課
訪問理美容事業	寝たきり等により外出できない高齢者に対し、理美容サービスの出張費を助成する。	介護長寿課
在宅老人短期入所	介護保険制度による短期入所（ショートステイ）の対象とならない高齢者が、家族の外出等により一時的に介護者が不在になり、自宅での生活が困難になる時に、短期間養護老人ホームに入所できるサービスを提供する。	介護長寿課
在宅ねたきり老人等おむつ支給事業	市内に居住する高齢者を介護している人（独居の人は本人）に対し、要件を満たした場合、紙おむつを支給する。	介護長寿課

(2) サービス事業者への支援

事業所への指導や研修会等の機会を通じてサービス事業者の知識の向上と各関係機関の連携の強化を図るなど、各種福祉サービスの質の向上を推進します。

【市の主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	事業概要、実施状況	担当課
基幹相談支援センターの運営	地域における障がい者（児）の相談支援の資質向上を図るため、相談支援の中核的な役割を担う機関を運営する。	社会福祉課
名取市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針の推進	障害者就労施設等が提供する物品等について、社会福祉課から各部署へ必要な情報提供を行い、全庁的に障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努める。	社会福祉課
地域包括支援センター運営事業（再掲）	包括的マネジメント支援として、介護支援専門員（ケアマネジャー）の支援を行う。	介護長寿課
介護給付費等費用適正化事業	ケアプラン（※）点検を通じ、「自立支援」に資する適切なケアプランについて介護支援専門員（ケアマネジャー）とともに検証確認することで「気付き」を促すとともに、「自立支援に資するケアプラン」の啓発を図る。	介護長寿課
事業所への集団指導、実地指導、研修会の開催等	事業所への集団指導、実地指導、研修会の開催等を通じ、サービス事業者の知識の向上と、連携の機会を提供する。	介護長寿課



(3) 福祉人材の養成支援

専門的な支援を行う保育士、訪問介護員、介護福祉士、介護支援専門員（ケアマネジャー）、看護師、保健師等の人材や窓口対応にあたる職員等の資質の向上と新たな人材の発掘・育成を行うことで、本市のサービス提供基盤の強化を図ります。

本人や家族が抱える課題を包括的に受け止め、課題の解決に向けた分析の視点を持ち、市全体でチームによる支援を行うための総合調整等の役割を担う、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）等の人材の育成と配置について検討を進め、体制を構築します。

【市の主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	事業概要、実施状況	担当課
市職員向けゲートキーパー研修会の開催	自死対策として、窓口や業務の中で相談対応にあたる職員に対し、困っている人に気づき、つなげるためのゲートキーパー研修を行う。	保健センター
福祉人材の確保・質の向上	保育士、訪問介護員、介護福祉士、介護支援専門員（ケアマネジャー）、看護師、保健師等の専門人材の確保・定着のため、国や県で進める従事者に対する研修や、相談体制の整備、処遇改善策などを周知する。 また、地域活動や研修会等を通じて、新たな担い手の発掘や育成を支援する。	社会福祉課 こども支援課 介護長寿課 保健センター
各種相談員等の養成や研修等の充実	窓口等で相談対応にあたる一般職員の専門的知識・技術が向上するよう研修を実施する。また、障害者相談員等についても研修を実施する。	社会福祉課 こども支援課 介護長寿課
専門機関や住民主体の組織を包括的に結びつけるような仕組みの検討【新規】	地域共生社会の実現に向け、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置等について、社会福祉協議会との協議の上、体制を構築する。	社会福祉課

基本方針3 安全・安心の環境づくり

●現状と課題

自主防災組織の組織率の向上や避難行動要支援者名簿への情報提供率が見込みを上回るなど、本市における防災の取り組みは進んでいます。また、市民調査では、地域の役割や人が協力して取り組むにあたって必要なこととして、災害や防災対策、安全や治安への取り組みが前回に続いて多く挙げられており、自身ができると思われる活動についても災害や防災対策が前回に続いて最も多く、市民の関心は高くなっています。災害発生時等の非常時においても、自身の安全・安心が保たれるよう、自身の状態にあわせて普段の生活の中で備えておくことが重要です。

本市では市民の安全・安心な暮らしを守るために、防災や災害対策等の非常時に備えた取り組みに加え、障がい者や高齢者のみならず、妊婦や子ども連れ、外国人等、誰もが利用しやすいように配慮した公共施設等のバリアフリー化やユニバーサルデザインの視点に立った環境の整備を進めています。

●皆で取り組めること

【市民・地域】

- 思いやりや助け合いの心を持ち、すべての人が住みやすいまちづくりを目指しましょう。
- 地域で困っている人を見かけたら声をかけ、手助けをしましょう。
- 認知症や障がいなど、正しい知識を持ち、思いやりや配慮のある地域づくりを行いましょう。
- 安全で快適なバリアフリーの環境づくりを心がけましょう。
- 日頃から声かけ、見守り活動を行い、災害時に避難支援が必要な人を把握しておきましょう。
- 日頃から防災に関する知識を習得し、非常持ち出し袋を準備するなど、非常時に備えましょう。
- 日頃から避難場所や避難経路等について確認しておきましょう。
- 家庭や地域において、防災訓練や避難訓練に積極的に参加し、自主防災意識を高めましょう。
- 自主防災会、学校、民生委員・児童委員などの関係機関との連携を強化し、地域の防災機能を強化しましょう。

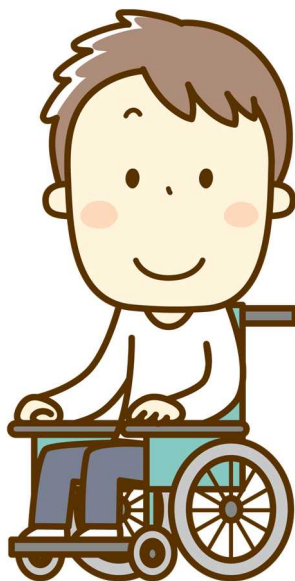
【市や関係団体・機関】

- 道路や歩道のバリアフリー化を進めます。
- 公共施設や各施設等のユニバーサルデザイン化を進めます。
- 防災マップの周知を図るとともに、広報紙やホームページ等で防災・災害に関する情報提供を行い、地域の防災知識を高めます。
- 地域における防災体制を強化するため、必要な資機材の購入や防災備品の充実を図るとともに、防災訓練の実施を通じて、自主防災組織の活動を支援します。
- 町内会・自治会や民生委員・児童委員と連携し、災害時に避難支援が必要な人を把握し、災害時の迅速な対応に備えます。

●具体的な取り組み

（１）バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進

「バリアフリー法（※）」や宮城県の「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」の整備基準に基づき、誰もが利用しやすい道路や歩道のバリアフリー化の取り組みに加え、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを目指し、公共施設等の整備を推進するとともに、こころのバリアフリーの意識醸成を図ります。



【市の主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	事業概要、実施状況	担当課
公共施設等のユニバーサルデザイン化の推進	障がい者（児）や高齢者のみならず、妊婦や子ども連れ、外国人等を含めたすべての人にとって暮らしやすいまちづくりを目指し、名取市公共施設等ユニバーサルデザイン化推進計画に基づき、トイレの洋式化や多言語による案内表示等を推進する。	各担当課
安全、安心な道路整備	誰もが安心して歩けるようにバリアフリーに対応した、安全でゆとりある歩道整備を推進する。（幅員2.5m以上）	土木課
情報バリアフリー化の推進（再掲）	ホームページのリニューアルに伴い、音声読み上げなど障がい特性に応じた機能を導入するほか、ウェブアクセシビリティに対応した運用を実施している。引き続き、あらゆる人がウェブ上で提供されている情報やサービスが利用できるように環境整備に努める。また、広報なとりの点字版の配布を継続して実施する。	なとりの魅力 創生課
障がいに関する正しい知識の普及や啓発・広報の推進（再掲）	障害者週間や各種イベント等を通じて、障がいについて正しい理解を深めるよう努める。「広報なとり」や市のホームページ、エフエムなとり（なとらじ801）等を活用し、広く地域社会に対して障がいに関する情報の掲載と啓発・広報を行う。	社会福祉課
学校教育における福祉教育の推進（再掲）	学校教育において、福祉・人権に関する教育や交流活動を通じて、幼少期、学齢期から障がいを理解し、心の障壁をつくらない「心のバリアフリー」を育むことを目指す。	学校教育課
生涯学習による障がい者理解の促進（再掲）	生涯学習の場において、障がい特性や障がいのある人に対する理解を深めるとともに、地域の各種行事やイベント、出前講座等で障がいのある人と地域住民が交流する機会の拡充に努める。	生涯学習課

(2) 災害時における支援体制の充実

防災リーダーの養成、東日本大震災の教訓を反映させた避難行動マニュアルやハザードマップ(※)の作成などを通じて市民の防災意識や知識の向上を図ります。

災害発生時に円滑に避難行動要支援者を支援できるよう、平常時から町内会・自治会や民生委員・児童委員などとの情報共有を進めるなど、連携の強化を図ります。

【市の主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	事業概要、実施状況	担当課
自主防災体制の充実(再掲)	町内会等を単位として設立した自主防災組織の充実を図るため補助金を交付する。	防災安全課
地域防災リーダー養成事業	各種研修・講座等を通じて、地域の防災活動を担う防災リーダーの養成に努める。	防災安全課
避難行動マニュアル等作成事業	東日本大震災の教訓を避難行動に反映させるため、避難行動マニュアルやハザードマップを作成し、自らの安全を守るための避難行動の適切な判断を促す。	防災安全課
避難行動要支援者支援制度の取組	災害発生時に支援が必要な方を把握し、町内会・自治会や民生委員・児童委員などと連携しながら、平常時からの情報共有体制の整備・拡充を図るとともに、名簿情報や個別避難計画情報を活用した災害時における支援のしくみづくりを進める。	社会福祉課
福祉避難所(※)の協定締結	災害発生時に指定避難所での生活が困難な要配慮者について、市内外の福祉法人と協定を締結し、特定の福祉施設を避難所と位置付け、要配慮者の二次避難を実施する。	社会福祉課
医療救護活動検討委員会の設置等	災害発生時に関係医療機関が円滑な救護活動が行えるように、平常時から検討委員会において医療救護に関する調査研究を実施する。 また、災害発生時に関係医療機関が円滑な救護活動を行うことを目的にマニュアルを作成し共有する。	保健センター

●基本目標Ⅲの成果指標

【成果指標】

指標	現状値 (年度)	目標値 (令和12年度)	担当課
生活保護受給世帯のうち就労等による廃止世帯の割合	8.3% (令和5年度)	15.0%	社会福祉課
避難行動要支援者のうち事前に避難支援者等関係者へ名簿情報を提供している人の割合	39.8% (令和5年度)	44.0%	社会福祉課
障がい者福祉の充実に関する市民の満足度	16.0% (令和5年度)	21.0%	社会福祉課
子育てに関する市民の満足度	23.9% (令和5年度)	28.9%	こども支援課
高齢者ふれあいサロン・生きがいづくり事業・通いの場実施団体数	55団体 (令和5年度)	79団体	介護長寿課
医療体制の充実に関する市民の満足度	34.8% (令和5年度)	39.8%	保健センター



第5章 計画の推進と進行管理

1. 多様な協働による計画の推進

福祉、保健、医療、住まい、就労、教育、人権、防災など、地域福祉に関わる課題は多岐にわたっています。

課題の解決に向けて、市民をはじめ、民生委員・児童委員、地域の各種活動団体やボランティア・NPO団体、サービス事業者、社会福祉協議会、市などが連携・協働し、一丸となって地域福祉の推進を図ります。

(1) 市民の役割

市民の一人ひとりが地域福祉を担う重要な一員であり、福祉に対する意識や理解を深め、普段からできることとして、自分の住む地域に関心を持ち、声かけやあいさつ、見守りなど、近隣との交流を深めることが重要です。

地域福祉活動の担い手の一員として、町内会・自治会活動やボランティア活動などに積極的に参加し、さらには地域課題の解決に向けた取り組みへの参画が期待されます。

(2) 地域の役割

地域福祉を推進するにあたっては、市民が協力し合い、地域が一体となって取り組むことが大切です。民生委員・児童委員等地域での役割を担っている方をはじめとして、様々な地域の活動団体と連携・協働して福祉活動を推進する役割の担い手が必要です。

（３）サービス事業者の役割

サービス事業者は、地域の要支援者を支える専門的な福祉や介護のサービスの提供者として、利用者のニーズにあわせた質の高いサービスの提供に取り組んでいくことが必要です。

今後、さらなる多様化・複雑化が見込まれる福祉ニーズに対応していくためにも、既存事業の充実を図るとともに、新たなサービスにも対応し、市民が地域福祉に参画しやすくなるための支援などに取り組むことが期待されます。

（４）社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を担う団体として、法に基づき制度化されている福祉サービスの提供にとどまらない、市民の視点に立ったサービスの提供や、地域福祉活動の情報発信、地域における福祉活動の組織化を推進する役割が期待されています。

地域共生社会の実現に向けて、様々な福祉分野のネットワークの中心となって多様な主体との連携を図り、それぞれの地域の特性に応じたきめ細やかな地域福祉活動を進めていく、調整役としての役割を担います。

（５）本市の役割

行政には、地域福祉の向上を目指し、法や制度に基づき各福祉施策を総合的に推進していく責務があります。その上で、複雑化・多様化した課題を抱えているが、その課題が制度の狭間にあるなどの理由で既存の福祉サービスでは対応が難しい人を支援するため、重層的・包括的な支援体制を構築するなど、課題の解決に向けて取り組むことが求められています。

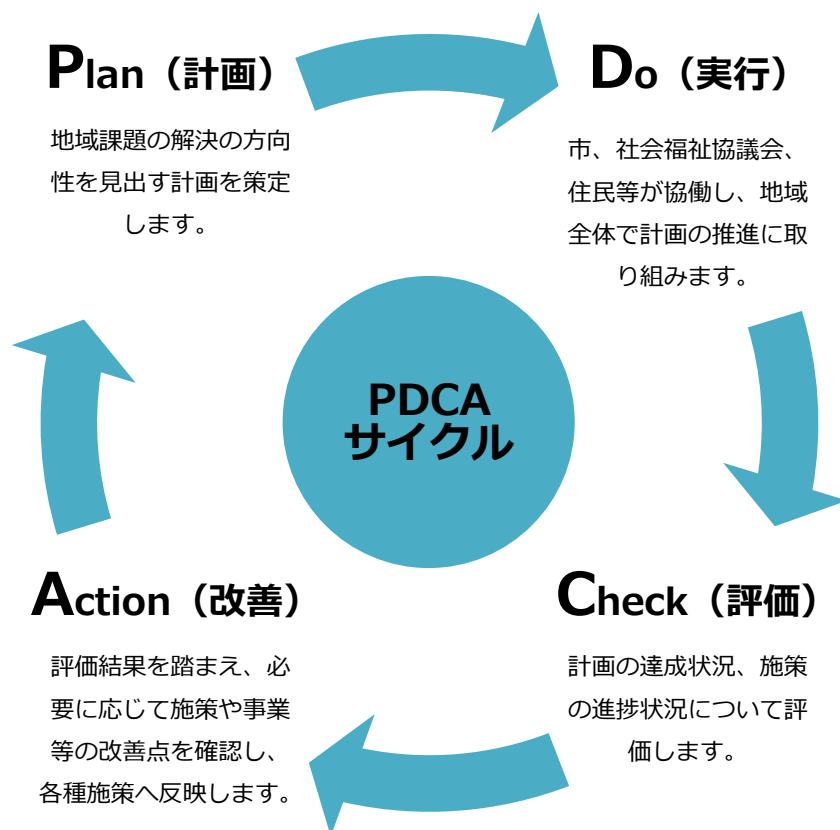
町内会・自治会等の住民組織や福祉や介護サービス事業者、社会福祉協議会などと連携・協働を図るとともに、市民や地域福祉の担い手となる多様な主体のニーズの把握に努め、地域の特性にあわせた施策を推進します。

地域共生社会の実現を目指して、地域福祉を推進していくには全庁的な取り組みが必要となるため、庁内関係各課が一体となって施策の推進に努めます。

2. 計画の評価と見直し

本計画の進行管理と評価については、名取市地域福祉計画策定委員会が行い、指標の達成状況や各種事業の進捗の評価と、必要に応じて見直しを図ります。

地域福祉の取り組みの効果的かつ継続的な推進のため、関連計画の担当課と連携し、PDCAの考えに基づき計画全体の進行管理を行い、計画の継続的な見直し・改善を図ります。



3. 計画の普及・啓発

本計画について、広報紙やホームページへの地域福祉に関する情報の掲載、学校教育の場や生涯学習の場における福祉教育の実施、出前講座の開催、本計画書の公共施設等への設置等、多様な媒体や機会を通じて、地域に広く計画並びに地域福祉の考えが浸透するよう、きめ細やかな普及・啓発、周知を図ります。

資料編

1. 名取市地域福祉計画策定委員会

(1) 名取市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき策定する名取市地域福祉計画（以下「計画」という。）に関する事項について幅広い意見を聴取するため、名取市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 計画策定に関すること。
- (2) その他計画に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療、福祉等関係者
- (3) 地域住民の組織に所属する者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

(2) 名取市地域福祉計画策定委員会委員名簿

No.	区分	推薦機関等	氏名	備考
1	1号 学識経験者	尚綱学院大学	兎澤 聖	
2	2号 保健医療、福祉等関係者	学校法人寿なとり学園	佐藤 宏郎	
3		医療法人社団洞口会	洞口 拓	
4		社会福祉法人宮城福祉会	工藤 恭子	
5		社会福祉法人みのり会	今野 幸信	副委員長
6		特定非営利活動法人 名取メンタルヘルス協会	奈尾 隆平	
7	3号 地域住民の組織に所属する者	社会福祉法人 名取市社会福祉協議会	相澤 喜美	委員長
8		名取市民生委員児童委員協議会	川村 米子	
9		名取市ボランティア連絡会	丹野 恵子	
10		一般社団法人 生活応援倶楽部から一歩	渡辺 好江	
11	4号 その他市長が必要と認める者	青少年健全育成 名取市民会議	久米 智美	
12		名取市シルバー人材センター	佐藤 則子	
13		特定非営利活動法人 子育て応援団ゆうわ	齋藤 勇介	
14		名取市手をつなぐ育成会	榊井 裕	
15		名取岩沼地区保護司会	山田 光夫	

2. 名取市地域福祉計画策定連絡会議

(1) 名取市地域福祉計画策定連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき名取市地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、名取市地域福祉計画策定連絡会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、計画の策定に関し、調査及び検討を行う。

(組織)

第3条 会議の委員は、別表に掲げる者をもって組織する。

(会長及び副会長)

第4条 会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、健康福祉部長の職にある者を、副会長は、委員のうちから会長が指名した者をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

(意見の聴取等)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求めて意見を聴取し、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（令和2年3月31日告示第52号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

（令2告示52・一部改正）

健康福祉部長	防災安全課長	政策企画課長	市民協働課長	社会福祉課長	こども支援課長	介護長寿課長	保健センター所長	商工観光課長	クリーン対策課長	都市計画課長	生涯学習課長
--------	--------	--------	--------	--------	---------	--------	----------	--------	----------	--------	--------

(2) 名取市地域福祉計画策定連絡会議委員名簿

No.	部 課	氏 名	備 考
1	健康福祉部長	安倍 卓	会長
2	企画部次長兼市民協働課長	浅野 美保子	
3	健康福祉部次長兼介護長寿課長	中山 聖子	
4	防災安全課長	佐々木 賢一	
5	政策企画課長	針生 大輔	
6	社会福祉課長	大元 純子	副会長
7	こども支援課長	西坂 路子	
8	保健センター所長	安部 久美子	
9	商工観光課長	守 正樹	
10	クリーン対策課長	朽木 康裕	
11	都市計画課長	佐山 昭徳	
12	生涯学習課長	佐藤 徹也	

3. 計画の策定経過

開催日	協議内容
令和6（2024）年 7月25日（木）	第1回名取市地域福祉計画策定連絡会議 （1）名取市地域福祉計画の改定について （2）現計画の実施状況について （3）アンケート調査結果について （4）今後のスケジュールについて （5）その他
令和6（2024）年 7月26日（金）	第1回名取市地域福祉計画策定委員会 （委嘱状の交付） （1）名取市地域福祉計画の改定について （2）現計画の実施状況について （3）アンケート調査結果について （4）今後のスケジュールについて （5）その他
令和6（2024）年 10月8日（火）	第2回名取市地域福祉計画策定連絡会議 （1）第1回名取市地域福祉計画策定委員会における意見等について （2）名取市地域福祉計画における各施策の実施状況について （3）第2次名取市地域福祉計画の骨子案について （4）その他
令和6（2024）年 10月17日（木）	第2回名取市地域福祉計画策定委員会 （1）第1回名取市地域福祉計画策定委員会における意見等について （2）名取市地域福祉計画における各施策の実施状況について （3）第2次名取市地域福祉計画の骨子案について （4）その他
令和6（2024）年 11月29日（金）	第3回名取市地域福祉計画策定連絡会議 （1）第2回名取市地域福祉計画策定委員会における意見等について （2）第二次名取市地域福祉計画の素案について （3）今後のスケジュールについて （4）その他
令和6（2024）年 12月19日（木）	第3回名取市地域福祉計画策定委員会 （1）第2回名取市地域福祉計画策定委員会における意見等について （2）第二次名取市地域福祉計画の素案について （3）今後のスケジュールについて （4）その他
令和7（2025）年 1月6日（月）～ 1月27日（月）	パブリックコメントの実施 意見提出0件

4. 用語集

【あ 行】

SNS

ソーシャル・ネットワーキング・サービス (Social Networking Service) の略。インターネット上において、利用者同士のつながりを支援するためのサービス。LINE、X (旧ツイッター)、フェイスブック、インスタグラムなどが有名。

NPO

ボランティア団体など特定非営利活動を行う団体は、一定の要件を満たせば、特定非営利活動促進法による法人格を取得することができ、団体としての財産保有や福祉サービスへの参入などが可能になる。なお、同法により認証された法人を特定非営利活動法人 (NPO法人) という。介護保険制度下のサービスを提供しているNPO法人もある。

【か 行】

介護支援専門員 (ケアマネジャー)

介護保険制度による各種介護サービスを利用するにあたって、それぞれの状況に応じた適切なサービス利用のための個別計画を作成したり、サービス提供事業者との調整などを行う人。

基幹相談支援センター

障害者自立支援法 (現・障害者総合支援法) の改正により、相談支援体制の強化を目的として平成 24 (2012) 年 4 月から設置されることとなった施設。地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業及び身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者等に関わる相談支援を総合的に行うことを目的とする。市区町村またはその委託を受けた者が基幹相談支援センターを設置することができる。

義務教育学校

9 年間の義務教育を一貫して行う新たな学校の種類である義務教育学校の設置を可能とする改正学校教育法が成立し、関係政省令、告示とあわせて平成 28 (2018) 年 4 月 1 日に施行された。この制度改正によって、小学校と中学校が別々の組織として設置されていたことに起因していた様々な実施上の課題が解消され、教育主体・教育活動・学校マネジメントの一貫性を確保した取り組みが容易になるなど、すべての教職員が義務教育 9 年間に責任を持って教育活動を行う小中一貫教育の取り組みを継続的・安定的に実施できる制度的基盤が整備された。

緊急通報システム

急病等の緊急事態が起こった際に、ボタンを押すと緊急通報受信施設へ通報できるシステムのこと。事前に自宅へ緊急通報装置を設置する。なお、自宅の電話回線を利用した機器と、電話回線の有無によらず利用できる機器の 2 種類から選択できる。

ケアプラン

要介護者等が介護サービスの適切な利用をすることができるよう、心身の状況、その置かれている環境、本人及びその家族の希望等を勘案し、利用する介護サービスの種類及び内容等を定める事項を書面で計画したもの。

ゲートキーパー	悩んでいる方に“気付き”、“声をかけ”、“話を聞いて”、“必要な支援につなぎ”、“見守る”人。自死対策においては、「命の門番」とも位置付けられている。
権利擁護	自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な認知症高齢者や障がい者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うことをいう。アドボカシー（代弁）ともいう。
後見人	適正な財産管理や法律行為を行使できない者に対して、財産管理や監護をする人。後見人には、親権者等がいない未成年者を保護するための未成年後見人と判断能力が不十分な成年者（認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等）を保護するための成年後見人の二つがある。
高齢化率	総人口に占める高齢者（65歳以上）人口の割合。国連では7%を超えると高齢化社会、14%を超えると高齢社会と定義している。
コミュニティソーシャルワーカー（CSW）	日常的に地域の状況を把握し、住民の活動の支援や様々な機関・団体のネットワークづくりを通して、地域の福祉課題の解決を進める人のこと。

【さ 行】

社会福祉協議会	「社会福祉法」に基づき設置された社会福祉法人で民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織。市民の協力や民生委員・児童委員、社会福祉関係者など関係団体・機関との連携のもと、各種福祉サービスや相談活動、ボランティア活動の支援、共同募金運動への協力など、様々な場面で地域の福祉増進に取り組んでいる。
社会福祉法人	社会福祉事業を行うことを目的として社会福祉法に基づいて設立された法人をいう。社会福祉法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律や公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に規定される公益法人よりも、設立要件を厳しくしており、公益性が極めて高い法人であるといえる。このため、自主的な事業経営の基盤強化、透明性の確保、提供するサービスの質の向上といった観点が求められる一方、税制上の優遇措置などがとられるといった特徴がある。介護保険制度下のサービスを提供する主な法人の一つである。
身体障害者手帳	身体障害者福祉法に定める障害程度に該当すると認められた場合に本人（15歳未満は、その保護者）の申請に基づいて交付されるもので、各種のサービスを受けるための証明となる。手帳の等級には、障がいの程度により1級から6級がある。
生活困窮者	現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者。
生活困窮者自立支援法	生活保護に至る前の段階の方が、自立した生活を送れるよう支援するための法律。 名取市役所では、生活困窮者自立相談支援員が、就労や住まいなど自立に向けた相談を受け付けている。

生活支援コーディネーター	第1層生活支援コーディネーターは名取市社会福祉協議会に、第2層生活支援コーディネーターは地域包括支援センターに配置し、地域にはどんなつながりや支え合い（地域のお宝）があるのか発見し、ニーズと取り組みをマッチングします。また、地域に不足する資源の開発や担い手の養成等を通して住み慣れた地域で生活が送れるよう整備する役割を担う。
生活習慣病	長年の食事、運動、飲酒、喫煙等の生活習慣の積み重ねでおきる病気の総称で、高脂血症、高血圧、糖尿病、心臓病、骨粗しょう症等が挙げられる。
精神障害者保健福祉手帳	一定の精神障がいの状態にあることを証明するもので、本人の申請に基づいて交付される。手帳を取得することで、各種のサービスが受けやすくなる。手帳の有効期間は2年で、障がいの程度により1級から3級がある。
成年後見制度	民法に規定されている制度で、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等の判断能力の不十分な者が、財産管理や身上監護についての契約等の法律行為について自己決定を行う際に一定の支援を必要とする場合には、その人らしく暮らしていくことができるよう保護し支援する制度。また、福祉制度としての地域福祉権利擁護事業との関連を尊重することになっている。

【た 行】

ダブルケア	育児と介護が同時期に発生する状態を指し、広義では家族や親族等との密接な関係における複数のケア関係とそこにおける複合的課題を指す。
地域共生社会	「制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指す」という考え方。
地域包括ケアシステム	高齢者が住み慣れた地域でできる限り継続して生活を送れるように支えるために、個々の高齢者の状況やその変化に応じて、介護サービスを中核に、医療サービスをはじめとする様々な支援（住まい、医療、介護、予防、生活支援）を、継続的かつ包括的に提供するしくみをいう。地域包括ケアシステムの実現に向けて、日常生活圏域（中学校区等おおむね30分以内で必要なサービスを提供できる圏域）で地域包括ケアを有効に機能させる地域の中核機関として、地域包括支援センターの制度化が平成17（2005）年の改正介護保険法に盛り込まれた。また平成23（2011）年の同法の改正においても同様の趣旨の改正が行われた。
地域包括支援センター	平成18（2006）年4月の介護保険法の改正に伴い導入された「包括的支援事業」を行う機関。高齢者への総合的な相談窓口としての機能等、多様な機能もあわせ持つ。

閉じこもり

老化に伴い、一日のほとんどを家の中あるいはその周辺で過ごし、日常生活行動範囲が極めて縮小した状態のこと。閉じこもりがちな生活が続くと、筋力や食欲が低下し、認知症やうつなどになりやすくなります。厚生労働省では、外出頻度が「週1回未満」の者を閉じこもりと定義している。

【な 行】

日常生活自立支援事業

判断能力の不十分な方々を対象に、福祉サービス利用手続きに関する相談・援助、日常的な金銭管理等を行う制度。
窓口業務等を名取市社会福祉協議会で行っている。(愛称「まもりーぶ」)

認知症

認知症とは脳や身体の疾患が原因で、物事を記憶したり判断する機能が低下する病気で、老化による「物忘れ」とは異なる。なお、従来の「痴呆」という言葉には誤解や偏見を生みやすいという指摘が以前からなされており、平成16(2004)年12月24日、厚生労働省内検討委員会において「認知症」へと名称を改めることが決定された。年齢にかかわらず、国民一人ひとりが認知症を自分ごととして理解し、自分自身や家族が認知症であることを、周囲に伝え、自分らしい暮らしを続けていくためにはどうすべきか、考える時代が来ている。

認知症サポーター

都道府県等が実施主体となる「認知症サポーター養成講座」の受講者で、友人や家族への認知症に関する正しい知識の伝達や、認知症になった人の手助け等を本人の可能な範囲で行うボランティアをいう。受講者には認知症を支援する目印としてオレンジリングが授与される。

認知症地域支援推進員

認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、認知症の容態の変化に応じすべての期間を通じて必要な医療・介護等有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人への支援を効果的に行うことが重要である。
このため、市町村ごとに、地域包括支援センター、市町村、認知症疾患医療センター等に認知症地域支援推進員を配置し、認知症疾患医療センターを含む医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携を図るための支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う。

【は 行】

ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。

8050 問題

80代の親と、50代の子どもを指し、このような親子が社会的に孤立してしまう問題を、「8050問題」という。近年、高齢の親が、同居する50代前後の子どもの生活を支えることで、社会的孤立を深め、経済的にも困窮する世帯が増えている。背景として、子どもの「ひきこもり」の長期化・高齢化や、親・子どもの病気・障害、親の介護、子どもの介護離職やリストラなど、様々な要因が伴っている。複数の要因が複雑化・複合化したケースも多く、重層的・包括的な支援体制が必要となっている。

バリアフリー	障壁（バリア）となるものを取り除くことをいう。床の段差を解消したり、手すりを設置するなどといったハード面だけではなく、近年では、すべての人の社会生活を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的な様々な障壁を除去するという意味で用いられてきている。
バリアフリー法	正式名称は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」。高齢者や障がい者等の移動上及び施設の利用上の利便性、安全性の向上の促進を図り、公共の福祉の増進に資することを目的とする法律。従来交通バリアフリー法とハートビル法を一本化し、旅客施設、特定建築物（学校、病院、劇場、ホテル、老人ホーム等）、建築物特定施設（出入口、廊下、階段、エレベーター、トイレ、敷地内の通路等）などについて、高齢者や障がい者等が移動等を円滑に行えるようにするための基準が定められている。
ひきこもり	6か月以上にわたり、家族以外の人との接触を避け、学校や職場などの社会生活に参加せず、ほとんど自宅で過ごしている状態のこと。
避難行動要支援者	災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とする者。
ファミリー・サポート・センター（子育て援助活動支援事業）	地域において、育児の援助を受けたい人と援助を行いたい人がそれぞれ会員となり、子育てを相互援助する会員組織事業。
福祉避難所	災害時に、必要に応じて開設される二次的避難所であり、一般避難所では避難生活が困難な、高齢者や要介護等認定者、障がい者、妊婦など、災害時に特別な配慮が必要な人たち（要支援者）に配慮した市指定の避難施設をいう。福祉避難所は耐震やバリアフリーの構造を備え、介助員を置くことなどが条件にあり、高齢者や障がい者の福祉施設が指定されることが多い。
放課後児童クラブ	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童（留守家庭児童）に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。子ども・子育て支援新制度に伴う児童福祉法の改正により、小学6年生までの対象拡大、基準の明確化がなされた。市では就労支援等のためすべての放課後児童クラブの実施時間を19時まで延ばし、事業の拡大・充実を図っている。
保護司	犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティア。保護司法に基づき、法務大臣から委嘱され、保護観察官と協働して保護観察にあたるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たした時、スムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先などの居住環境の調整や相談を行う。
ボランティア	市民の主体的かつ自主的な活動、または活動者をいう。狭義には福祉分野における自主活動をいうが、広義にはあらゆる自主活動を意味する。

【ま 行】

民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねている。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。

【や 行】

ヤングケアラー

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者。

ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

要介護認定者

介護保険制度において、介護保険サービスを受けるために、介護が必要な状態であることの認定を受けた者。訪問調査に基づくコンピュータ判定、主治医の意見等をもとに介護認定審査会で審査し、要介護状態区分（要支援1・2、要介護1～5）の判定が行われる。

要支援（者）

要介護状態まではいかないものの、6か月にわたり継続して、日常生活を営む上で支障があると見込まれる状態（要介護状態となるおそれがある状態）で要支援1・2に判定が分かれる。

【ら 行】

療育手帳

知的障がいがあると判定された人に対して交付されるもので、一貫した指導・相談を行うとともに、各種のサービスが受けやすくなる。地域によっては、「愛の手帳」「みどりの手帳」などの名称が使われ、障害程度の区分も各自治体によって異なる。

第二次名取市地域福祉計画
令和7年3月

名取市 健康福祉部 社会福祉課
〒981-1292 名取市増田字柳田 80 番地
電話：022-724-7106
FAX：022-384-2101